

平成26年第2回さつま町議会定例会会期日程

月	日	曜	日	程	備	考
6	10	火	本会議（招集日） ・開会 ・会議録署名議員の指名 ・会期の決定 ・諸般の報告 ・行政報告 ・議案上程 ・一部議案審議 ・陳情			
	11	水	休 会			
	12	木	休 会			
	13	金	本会議（2日目） ・一般質問（5人）			
	14	土	休 会			
	15	日	休 会			
	16	月	本会議（3日目） ・総括質疑 常任委員会			
	17	火	常任委員会			
	18	水	休 会			
	19	木	休 会			
	20	金	休 会			
	21	土	休 会			
	22	日	休 会			
	23	月	休 会			
	24	火	休 会			
	25	水	休 会			
	26	木	休 会			
	27	金	常任委員会、議会運営委員会		議会全員協議会	
	28	土	休 会			
	29	日	休 会			
	30	月	休 会			

月	日	曜	日	程	備	考
7.	1	火	本会議（最終日）	<ul style="list-style-type: none"> ・ 常任委員長報告 ・ 議案審議 ・ 追加議案審議 ・ 推薦 ・ 陳情 ・ 発委 ・ 報告 ・ 継続審査・調査 ・ 議員派遣の件 ・ 閉 会 		

平成26年第2回さつま町議会定例会審議結果

開会 平成26年 6月10日

閉会 平成26年 7月 1日

議案番号	件名	上程日	議決日	議決結果	付託委員会
議案32	専決処分の承認を求めることについて (専決第1号) (さつま町税条例の一部改正について)	26.06.10	26.06.10	承認	—
33	専決処分の承認を求めることについて (専決第2号) (さつま町国民健康保険税条例の一部改正について)	〃	〃	承認	—
34	さつま町水防協議会条例の一部改正について	〃	〃	原案可決	—
35	さつま町災害対策本部条例の一部改正について	〃	〃	原案可決	—
36	さつま町立学校条例の一部改正について	〃	26.07.01	原案可決	文教経済
37	さつま町水道事業条例の一部改正について	〃	〃	原案可決	文教経済
38	さつま町水道事業給水条例の一部改正について	〃	〃	原案可決	文教経済
39	さつま町火災予防条例の一部改正について	〃	〃	原案可決	総務厚生
40	平成26年度さつま町一般会計補正予算 (第1号)	〃	〃	原案可決	2委員会
41	平成26年度さつま町介護保険事業特別 会計補正予算(第1号)	〃	〃	原案可決	総務厚生
42	川原分団水槽付消防ポンプ自動車購入契約の締結について	〃	26.06.10	可決	—
43	人権擁護委員候補者の推薦について	〃	〃	適任	—
44	さつま町消防本部消防救急デジタル無線 設備整備工事請負契約の締結について	26.07.01	26.07.01	可決	—
推薦1	さつま町農業委員会委員の推薦について	〃	〃	決定	—
陳情1	さつま警察署平川駐在所存続に関する陳情書	〃	〃	不採択	総務厚生
陳情3	少人数学級の推進などの定数改善と義務 教育費国庫負担制度2分の1復元をはかるための、 2015年度政府予算に係る意見書採択の要請について	〃	〃	採択	文教経済

議案番号	件名	上程日	議決日	議決結果	付託委員会
報告2	平成25年度さつま町繰越明許費繰越計算書の報告について	26.06.10	26.06.10	報告済	—
報告3	平成25年度さつま町土地開発公社収入支出決算について	〃	26.07.01	報告済	—
報告4	平成26年度さつま町土地開発公社事業変更計画及び事業会計補正予算(第1号)について	〃	〃	報告済	—
発委2	少人数学級の推進などの定数改善と義務教育費国庫負担制度2分の1復元をはかるための、2015年度政府予算に係る意見書(案)の提出について	26.07.01	〃	原案可決	文教経済
	議員派遣の件	〃	〃	決定	
	閉会中の継続審査・調査について	〃	〃	決定	

平成26年第2回さつま町議会定例会会議録

目 次

○6月10日（第1日）	
会議を開催した年月日及び場所	1
出欠席議員氏名	1
出席事務局職員	1
出席説明員氏名	1
本日の会議に付した事件	2
開 会	3
開 議	3
会議録署名議員の指名	3
会期の決定	3
諸般の報告	3
行政報告	3
議案第32号 専決処分の承認を求めることについて（専決第1号）（さつま町税条例の一部改正について）	5
（提案理由説明・一括質疑・委員会付託省略・討論・採決）	
議案第33号 専決処分の承認を求めることについて（専決第2号）（さつま町国民健康保険税条例の一部改正について）	5
（提案理由説明・一括質疑・委員会付託省略・討論・採決）	
議案第34号 さつま町水防協議会条例の一部改正について	6
（提案理由説明・一括質疑・委員会付託省略・討論・採決）	
議案第35号 さつま町災害対策本部条例の一部改正について	6
（提案理由説明・一括質疑・委員会付託省略・討論・採決）	
議案第36号 さつま町立学校条例の一部改正について	7
（提案理由説明）	
議案第37号 さつま町水道事業条例の一部改正について	8
（提案理由説明）	
議案第38号 さつま町水道事業給水条例の一部改正について	8
（提案理由説明）	
議案第39号 さつま町火災予防条例の一部改正について	8
（提案理由説明）	
議案第40号 平成26年度さつま町一般会計補正予算（第1号）	8
（提案理由説明）	
議案第41号 平成26年度さつま町介護保険事業特別会計補正予算（第1号）	8
（提案理由説明）	
議案第42号 川原分団水槽付消防ポンプ自動車購入契約の締結について	10
（提案理由説明・一括質疑・委員会付託省略・討論・採決）	
議案第43号 人権擁護委員候補者の推薦について	11
（提案理由説明・一括質疑・委員会付託省略・討論・採決）	

報告第 2号 平成25年度さつま町繰越明許費繰越計算書の報告について ……	12
(内容説明・質疑)	
報告第 3号 平成25年度さつま町土地開発公社収入支出決算について ……	13
(内容説明)	
報告第 4号 平成26年度さつま町土地開発公社事業変更計画及び事業会計補正予 算(第1号)について ……	13
(内容説明)	
陳情について ……	14
散 会 ……	14
○6月13日(第2日)	
一般質問表 ……	15
会議を開催した年月日及び場所 ……	17
出欠席議員氏名 ……	17
出席事務局職員 ……	17
出席説明員氏名 ……	17
本日の会議に付した事件 ……	18
開 議 ……	19
一 般 質 問 ……	19
岸良 光廣議員 ……	19
行政改革・財政改革について	
川口 憲男議員 ……	30
人口減に対する対応策について	
柏木 幸平議員 ……	40
教育について	
原子力災害避難計画について	
桑園 憲一議員 ……	50
高齢者の福祉と健康対策について	
農地の貸し借りを担う「農地中間管理機構」への市町村としての役割について	
平八重光輝議員 ……	61
女性職員の役職登用について	
散 会 ……	65
○6月16日(第3日)	
会議を開催した年月日及び場所 ……	67
出欠席議員氏名 ……	67
出席事務局職員 ……	67
出席説明員氏名 ……	67
本日の会議に付した事件 ……	68
議案付託表 ……	69
開 議 ……	70
議案第36号 さつま町立学校条例の一部改正について ……	70

(総括質疑・委員会付託)	
議案第37号 さつま町水道事業条例の一部改正について	70
(総括質疑・委員会付託)	
議案第38号 さつま町水道事業給水条例の一部改正について	70
(総括質疑・委員会付託)	
議案第39号 さつま町火災予防条例の一部改正について	70
(総括質疑・委員会付託)	
議案第40号 平成26年度さつま町一般会計補正予算(第1号)	70
(総括質疑・委員会付託)	
議案第41号 平成26年度さつま町介護保険事業特別会計補正予算(第1号)	70
(総括質疑・委員会付託)	
散 会	75
○7月1日(第4日)	
会議を開催した年月日及び場所	77
出欠席議員氏名	77
出席事務局職員	77
出席説明員氏名	77
本日の会議に付した事件	78
開 議	79
議案第36号 さつま町立学校条例の一部改正について	79
(委員長報告・質疑・討論・採決)	
議案第37号 さつま町水道事業条例の一部改正について	79
(委員長報告・質疑・討論・採決)	
議案第38号 さつま町水道事業給水条例の一部改正について	79
(委員長報告・質疑・討論・採決)	
議案第39号 さつま町火災予防条例の一部改正について	79
(委員長報告・質疑・討論・採決)	
議案第40号 平成26年度さつま町一般会計補正予算(第1号)	79
(委員長報告・質疑・討論・採決)	
議案第41号 平成26年度さつま町介護保険事業特別会計補正予算(第1号)	79
(委員長報告・質疑・討論・採決)	
議案第44号 さつま町消防本部消防救急デジタル無線設備整備工事請負契約の締結 について	88
(提案理由説明・一括質疑・委員会付託省略・討論・採決)	
推薦第1号 さつま町農業員会委員の推薦について	89
(決定)	
陳情第1号 さつま警察署平川駐在所存続に関する陳情書	89
(委員長報告・質疑・討論・採決)	
陳情第3号 少人数学級の推進などの定数改善と義務教育費国庫負担制度2分の1 復元をはかるための、2015年度政府予算に係る意見書採択の要請 について	91

(委員長報告・質疑・討論・採決)	
発委第 2号	少人数学級の推進などの定数改善と義務教育費国庫負担制度2分の1復元をはかるための、2015年度政府予算に係る意見書(案)の提出について 9 2
(提案理由説明・一括質疑・委員会付託省略・討論・採決)	
報告第 3号	平成25年度さつま町土地開発公社収入支出決算について 9 3
(質疑)	
報告第 4号	平成26年度さつま町土地開発公社事業変更計画及び事業会計補正予算(第1号)について 9 3
(質疑)	
議員派遣の件 9 3
(決定)	
閉会中の継続審査・調査について 9 3
(決定)	
閉 会 9 4

平成26年第2回さつま町議会定例会

第 1 日

平成26年6月10日

平成26年第2回さつま町議会定例会会議録

(第1日)

○開会期日 平成26年6月10日 午前9時30分

○会議の場所 さつま町議会議事堂

○当日の議員の出欠は次のとおり

出席議員(16名)

1番	平八重 光輝	議員	2番	木下 敬子	議員
3番	宮之脇 尚美	議員	4番	桑園 憲一	議員
5番	森山 大	議員	6番	東 哲雄	議員
7番	岩元 涼一	議員	8番	新改 幸一	議員
9番	木下 賢治	議員	10番	川口 憲男	議員
11番	米丸 文武	議員	12番	新改 秀作	議員
13番	岸良 光廣	議員	14番	上久保 澄雄	議員
15番	柏木 幸平	議員	16番	舟倉 武則	議員

欠席議員(なし)

○出席した議会職員は次のとおり

事務局 長	中間 博巳	君	局長補佐兼議事係長	半崎 幹男	君
議事係 主任	神園 大士	君			

○地方自治法第121条の規定による出席者は次のとおり

町 長	日高 政勝	君	副 町 長	紺屋 一幸	君
教 育 長	東 修一	君	総務課 長	湯下 吉郎	君
企画財政課 長	崎野 裕二	君	税務課 長	松尾 英行	君
町民環境課 長	前田 淳三	君	介護保険課 長	中村 慎一	君
健康増進課 長	四位 良和	君	企業誘致対策室 長	高橋 哲郎	君
水道課 長	岩元 義治	君	消 防 長	高木 卓朗	君
教育総務課 長	上野 俊市	君	財産管理課 長	小永田 浩	君

○本日の会議に付した事件

- 第 1 会議録署名議員の指名
- 第 2 会期の決定
- 第 3 諸般の報告
- 第 4 行政報告
- 第 5 議案第32号 専決処分の承認を求めることについて（専決第1号）（さつま町税条例の一部改正について）
- 第 6 議案第33号 専決処分の承認を求めることについて（専決第2号）（さつま町国民健康保険税条例の一部改正について）
- 第 7 議案第34号 さつま町水防協議会条例の一部改正について
- 第 8 議案第35号 さつま町災害対策本部条例の一部改正について
- 第 9 議案第36号 さつま町立学校条例の一部改正について
- 第10 議案第37号 さつま町水道事業条例の一部改正について
- 第11 議案第38号 さつま町水道事業給水条例の一部改正について
- 第12 議案第39号 さつま町火災予防条例の一部改正について
- 第13 議案第40号 平成26年度さつま町一般会計補正予算（第1号）
- 第14 議案第41号 平成26年度さつま町介護保険事業特別会計補正予算（第1号）
- 第15 議案第42号 川原分団水槽付消防ポンプ自動車購入契約の締結について
- 第16 議案第43号 人権擁護委員候補者の推薦について
- 第17 報告第 2号 平成25年度さつま町繰越明許費繰越計算書の報告について
- 第18 報告第 3号 平成25年度さつま町土地開発公社収入支出決算について
- 第19 報告第 4号 平成26年度さつま町土地開発公社事業変更計画及び事業会計補正予算（第1号）について
- 第20 陳情について

△開 会 午前9時30分

○議長（舟倉 武則議員）

おはようございます。ただいまから平成26年第2回さつま町議会定例会を開会します。教育委員会委員長から本定例会に欠席する旨、届け出がありましたのでお知らせします。

△開 議

○議長（舟倉 武則議員）

これから本日の会議を開きます。
本日の日程は、お手元に配付してある議事日程のとおりであります。

△日程第1「会議録署名議員の指名」

○議長（舟倉 武則議員）

日程第1「会議録署名議員の指名」を行います。
会議録署名議員は、会議規則第127条の規定によって、2番、木下敬子議員及び3番、宮之脇尚美議員を指名します。

△日程第2「会期の決定」

○議長（舟倉 武則議員）

日程第2「会期の決定」の件を議題とします。
お諮りします。本定例会の会期は、本日から7月1日までの22日間にしたいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（舟倉 武則議員）

異議なしと認めます。よって、会期は本日から7月1日までの22日間に決定しました。

△日程第3「諸般の報告」

○議長（舟倉 武則議員）

日程第3「諸般の報告」を行います。
一般的なことは印刷してお配りしてありますので、口頭報告は省略しますが、次の件について補足して説明します。
鹿児島県町村議会議長会の臨時総会が平成26年5月15日、鹿児島市において開催されました。臨時総会では役員選挙が行われ、東串良町議会議長の田之畑稔会長を初め全役員が再任されたことにより、私も副会長として選任を受けました。
次に、監査委員から例月出納検査並びに平成25年度定期監査及び工事監査結果報告等がありましたので、印刷してお配りしてあります。御了承願います。
これで、諸般の報告を終わります。

△日程第4「行政報告」

○議長（舟倉 武則議員）

日程第4「行政報告」を行います。
町長の報告を許します。

〔町長 日高 政勝君登壇〕

○町長（日高 政勝君）

おはようございます。町長報告につきましては、印刷してお配りしているところでございますが、この中で4月14日の石原環境大臣と3知事、5市町長との鳥獣被害対策に関する意見交換会に関する事項と、5月1日の日本特殊陶業株式会社鹿児島宮之城工場創業40周年記念祝賀会並びに5月12日の地域高規格道路、北薩横断道路（広瀬道路）着工式について補足して御報告いたします。

まず、4月14日に環境省で行われました石原環境大臣と3知事、5市町長との鳥獣被害対策に関する意見交換会についてであります。

御承知のとおり、全国的にイノシシ、ニホンジカ及びニホンザル等の野生鳥獣による自然生態系への影響、あるいは農林水産物の被害が拡大して深刻な状況があるところでございます。このような現状と課題を踏まえまして、夜間の銃使用解禁、あるいはわな猟の免許の取得年齢を18歳に引き下げるなどの鳥獣保護法の改正に向けて意見を聞くものでございまして、全国から北海道、長野県及び長崎県の3地域、北海道白糠町、東京都奥多摩町、長野県伊那市、島根県美郷町及びさつま町の5市町長と、環境省から石原大臣、副大臣、政務官のほか関係の方々を御出席をされまして、各地の鳥獣被害の深刻な状況や取り組み等について意見交換が行われたところでございます。

会合の中では、各自治体がさまざまな対策を講じておりますけれども、被害がなかなか減らない、そういったこと、それから狩猟者の減少、高齢化問題、捕獲団体の有効活用への課題等の発言がなされたところでございます。私からも被害が大きくて、農家の生産意欲の低下につながって耕作放棄地が増える、そしてまた生態系、あるいは国土保全の問題など、この地域振興上でも非常に悪影響を及ぼしているというようなことから、例えばフェンス等の防御のそういった予算措置、こういった有害鳥獣対策に対するさらなる予算措置をお願いをいたしたいということで強く要望をいたしました。

次に、5月1日に行われました日本特殊陶業株式会社鹿児島宮之城工場創業40周年記念祝賀会についてでございます。

鹿児島宮之城工場におきましては、昭和49年4月に国内3番目の工場として創業を開始されて以来、年次的な工場の拡充を図りながら順調に業績を伸ばされ、平成11年からスパークプラグの一貫体制を確立していただいたところでございます。その後、生産数量の増加とともに工場の増設が行われまして、従業員も創業当時の90名ほどから、現在では約700名の雇用の状況になっております。その約65%が本町の出身ということでありますので、地域の雇用促進、あるいは地域経済の振興に多大なる貢献をいただいているところでございます。

また、月に2,500万個のプラグが生産をされまして、1工場当たりの生産量では世界一の工場となり、名実ともに日本特殊陶業株式会社のマザー工場としての地位を不動のものとされておりますことは、本町にとりましても大変喜ばしく誇りに思うところでございます。

私たちにとって自動車は、生活する上で重要な移動手段の一つでありまして、プラグは基幹部品でもありますことから、今後もこのグローバルな市場拡大に向け、素晴らしい製品をつくり続けていただいて、一段の飛躍をされることを祈念する次第でございます。

なお、若者の雇用の拡大と定住化、また、町民所得の向上を図るためにも企業誘致対策については喫緊の課題として受けとめておりますので、これからも引き続き立地企業を初め関連の企業との密接な連携を密にして、新規誘致あるいは工場の拡張整備の促進に努めてまいりたいと考えております。

最後に、5月12日に行われました地域高規格道路、北薩横断道路（広瀬道路）着工式につい

てであります。

北薩地域と鹿児島空港を結ぶ全長70キロメートルの地域高規格道路北薩横断道路は、地域産業や広域的な観光による活性化、あるいは救急医療の確保、災害時における迅速な対応及び安定した物流経路、こういったことなどで、これからの北薩地域の発展に多大な貢献が期待されるところでございます。このうち、広瀬道路が整備区間として平成23年4月以来、約3年、設計や用地契約などの手続を経まして、念願の黒鳥工区が着工の運びとなったことは、まことに感慨深いものがございます。

広瀬道路につきましても、現在、用地取得の割合が約6割の進捗率となっております。非常に共有地が多いということで苦勞をしておりますけれども、町といたしましてもそういった用地取得の受託をいたしまして、地域の方々初め、関係機関のお力添えをいただきながら用地取得業務などの支援をして、事業の促進を図ってまいりたいと考えております。

今後におきましては、広瀬道路はもとよりでございますが、泊野道路の2つの整備区間の早期の供用開始を目指すとともに残る区間の早期事業化を実現し、北薩地域の高速交通体系が確立されますよう、県あるいは沿線自治体と連携を図りながら最大限の努力をしてまいりたいと考えているところでございます。

以上で、町長報告を終わります。

[町長 日高 政勝君降壇]

○議長（舟倉 武則議員）

これで行政報告を終わります。

△日程第5「議案第32号 専決処分の承認を求めることについて（専決第1号）（さつま町税条例の一部改正について）」、日程第6「議案第33号 専決処分の承認を求めることについて（専決第2号）（さつま町国民健康保険税条例の一部改正について）」

○議長（舟倉 武則議員）

次は、日程第5「議案第32号 専決処分の承認を求めることについて」及び日程第6「議案第33号 専決処分の承認を求めることについて」の議案2件を一括して議題とします。

各議案について提案理由の説明を求めます。

[町長 日高 政勝君登壇]

○町長（日高 政勝君）

「議案第32号 専決処分の承認を求めることについて」であります。

これは、地方税法等の一部を改正する法律の施行に伴い、さつま町税条例の一部改正について緊急を要したため、地方自治法第179条第1項の規定に基づき専決処分をしたものでございます。

次に、「議案第33号 専決処分の承認を求めることについて」であります。

これにつきましても、地方税法等の一部を改正する法律の施行に伴い、さつま町国民健康保険税条例の一部改正について急施を要したため、地方自治法第179条第1項の規定に基づき専決処分をしたものであります。

以上、この2件につきましては、いずれも地方自治法第179条第3項の規定に基づき、これを報告し、議会の承認を求めるとでございます。

内容につきましては税務課長に説明させますので、よろしく御審議くださるようお願いをいた

します。

[町長 日高 政勝君降壇]

○税務課長（松尾 英行君）

「議案第32号 専決処分の承認を求めることについて」内容の説明を申し上げます。

[以下議案説明により省略]

○税務課長（松尾 英行君）

続きまして、「議案第33号 専決処分の承認を求めることについて」内容の説明を申し上げます。

[以下議案説明により省略]

○議長（舟倉 武則議員）

これから、ただいまの議案2件に対する質疑を行います。質疑はありませんか。ありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（舟倉 武則議員）

これで質疑を終わります。

お諮りします。ただいま議題となっています議案2件は、会議規則第39条第3項の規定によって、委員会付託を省略したいと思います。御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（舟倉 武則議員）

異議なしと認めます。よって、ただいまの議案2件は委員会付託を省略することに決定しました。

これから議案第32号及び議案第33号の議案2件について一括して討論を行います。ただいまの議案2件について討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（舟倉 武則議員）

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから議案第32号及び議案第33号の議案2件を一括して採決します。

お諮りします。ただいまの議案第32号及び議案第33号の議案2件については、承認することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（舟倉 武則議員）

異議なしと認めます。よって、「議案第32号 専決処分の承認を求めることについて」及び「議案第33号 専決処分の承認を求めることについて」の議案2件は、いずれも承認されました。

△日程第7「議案第34号 さつま町水防協議会条例の一部改正について」、日程第8「議案第35号 さつま町災害対策本部条例の一部改正について」

○議長（舟倉 武則議員）

次は、日程第7「議案第34号 さつま町水防協議会条例の一部改正について」及び日程第8「議案第35号 さつま町災害対策本部条例の一部改正について」の議案2件を一括して議題とします。

提案理由の説明を求めます。

〔町長 日高 政勝君登壇〕

○町長（日高 政勝君）

「議案第34号 さつま町水防協議会条例の一部改正について」であります。
これは、水防法の改正に伴いまして本条例の一部を改正しようとするものであります。
次に、「議案第35号 さつま町災害対策本部条例の一部改正について」であります。
これは、災害対策基本法の改正に伴いまして本条例の一部を改正しようとするものであります。
内容につきましては総務課長に説明させますので、よろしく御審議くださるようお願いいたします。

〔町長 日高 政勝君降壇〕

○総務課長（湯下 吉郎君）

「議案第34号 さつま町水防協議会条例の一部改正について」内容の説明をいたします。
〔以下議案説明により省略〕

○総務課長（湯下 吉郎君）

次に、「議案第35号 さつま町災害対策本部条例の一部改正について」内容の説明をいたします。

〔以下議案説明により省略〕

○議長（舟倉 武則議員）

これから、ただいまの議案2件に対する質疑を行います。質疑はありませんか。
〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（舟倉 武則議員）

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。
お諮りします。ただいま議題となっています議案2件は、会議規則第39条第3項の規定によって、委員会付託を省略したいと思います。御異議ありませんか。
〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（舟倉 武則議員）

異議なしと認めます。よって、ただいま議題となっています議案2件は委員会付託を省略することに決定しました。
これから議案第34号及び議案第35号の議案2件について一括して討論を行います。ただいまの議案2件について討論はありませんか。
〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（舟倉 武則議員）

討論なしと認めます。これで討論を終わります。
これから議案第34号及び議案第35号の議案2件について一括して採決します。
お諮りします。ただいまの議案第34号及び議案第35号の議案2件については、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。
〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（舟倉 武則議員）

異議なしと認めます。よって、「議案第34号 さつま町水防協議会条例の一部改正について」及び「議案第35号 さつま町災害対策本部条例の一部改正について」の議案2件は、いずれも原案のとおり可決されました。

△日程第9「議案第36号 さつま町立学校条例の一部改

正について」、日程第10「議案第37号 さつま町水道事業条例の一部改正について」、日程第11「議案第38号 さつま町水道事業給水条例の一部改正について」、日程第12「議案第39号 さつま町火災予防条例の一部改正について」、日程第13「議案第40号 平成26年度さつま町一般会計補正予算（第1号）」、日程第14「議案第41号 平成26年度さつま町介護保険事業特別会計補正予算（第1号）」

○議長（舟倉 武則議員）

次は、日程第9「議案第36号 さつま町立学校条例の一部改正について」から、日程第14「議案第41号 平成26年度さつま町介護保険事業特別会計補正予算（第1号）」まで、以上の議案6件を一括して議題とします。

各議案について、提案理由の説明を求めます。

〔町長 日高 政勝君登壇〕

○町長（日高 政勝君）

議案第36号から議案第41号まで一括して提案の理由を申し上げます。

まず、「議案第36号 さつま町立学校条例の一部改正について」であります。

これは、さつま町立小中学校規模の適正化計画に基づき、本条例の一部を改正しようとするものでございます。

このたび、地域のシンボリックな存在として輝かしい長い歴史を刻んでまいりました北部小学校5校、白男川小学校、泊野小学校、平川小学校、柵野小学校、紫尾小学校と中学校3校、山崎中学校、鶴田中学校、薩摩中学校の、これらの小中学校の幕を閉じるための議案を提案をするに至りましたことは、まことに苦渋に満ち、万感胸に迫る思いでございます。子供たちや親御さんを初め同窓生の母校に対する厚い思い、教育に情熱を注がれた歴代の校長先生を初め諸先生方、PTA、地域の皆様方のさまざまな御心境を推しはかるとき、まことに忍びがたいものがございしますが、今日の著しい少子化の現状を見据えたとき、これからの未来の社会を担う大切な子供たちの学校の教育現場がこのままの状態を続けていいものか、こういった現状認識に立って、やはり多くの多士済々の仲間と切磋琢磨して、これからのグローバル社会をたくましく生き抜いていくために、さらなる教育環境を整備を図ることは、その時々時代に与えられた大人や社会的使命を負う私たちが誰よりも真剣に考えるべきであると、これまで数次にわたりまして関係者や地域の皆様方に説明を繰り返してまいりました。いろいろな御意見を拝聴し、それにお応えする形で誠意を尽くしてまいったと考えております。議会におかれましても、これまで重要な課題としていろいろと御意見を、特別委員会も設置をしながら御要請をいただきました。子供たちの将来を思うとき、今はつらくとも苦渋の選択をせざるを得ないと決断をいたしまして、今回、御提案を申し上げるところであります。

それぞれの学校のこれまでの輝かしい実績、伝統は、新しい学校に絶えることなく引き継がれていくものと期待をし、また、そうしなければならぬと考えております。統廃合後の学校教育につきましても、なお一層の努力とともに残された学校跡地利用につきましても町政の課題として、地域の皆様と一体的になって真剣に論議し、有効活用が図れるよう努力をしまいたいと思っております。

議会とされましても重い判断になると思いますが、未来の子供たちの教育環境はどうあるべきかということに重きを置いて御審議くださるよう切にお願いを申し上げます。

次に、「議案第37号 さつま町水道事業条例の一部改正について」であります。

これは、山崎簡易水道事業と上水道事業の統合及び公民会合併に伴い、本条例の一部を改正しようとするものであります。

次に、「議案第38号 さつま町水道事業給水条例の一部改正について」であります。

これは、山崎簡易水道事業と上水道事業を統合するため、本条例の一部を改正しようとするものであります。

次に、「議案第39号 さつま町火災予防条例の一部改正について」であります。

これは、消防法施行令の改正に伴い、本条例の一部を改正しようとするものであります。

次に、「議案第40号 平成26年度さつま町一般会計補正予算（第1号）」についてであります。

これは、林業振興費に要する経費及び団体営土地改良事業費、商工振興費、情報システム費並びにその他所要の経費を補正しようとするもので、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ9,145万1,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ127億8,145万1,000円とするものであります。

最後に、「議案第41号 平成26年度さつま町介護保険事業特別会計補正予算（第1号）」についてであります。

これは、償還金に要する経費を補正しようとするもので、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ3,408万8,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ32億5,098万1,000円とするものであります。

内容につきましては、それぞれ所管の課長に説明させますので、よろしく御審議くださるようお願いいたします。

〔町長 日高 政勝君降壇〕

○教育総務課長（上野 俊市君）

それでは、「議案第36号 さつま町立学校条例の一部改正について」でございます。内容の説明を申し上げます。

〔以下議案説明により省略〕

○水道課長（岩元 義治君）

「議案第37号 さつま町水道事業条例の一部改正について」内容の説明を申し上げます。

〔以下議案説明により省略〕

○水道課長（岩元 義治君）

続きまして、「議案第38号 さつま町水道事業給水条例の一部改正について」内容の説明を申し上げます。

〔以下議案説明により省略〕

○消防長（高木 卓朗君）

「議案第39号 さつま町火災予防条例の一部改正について」内容を御説明いたします。

〔以下議案説明により省略〕

○企画財政課長（崎野 裕二君）

「議案第40号 平成26年度さつま町一般会計補正予算（第1号）」について御説明を申し上げます。

〔以下議案説明により省略〕

○介護保険課長（中村 慎一君）

それでは、議案第41号につきまして御説明を申し上げます。「平成26年度さつま町介護保

険事業特別会計補正予算（第1号）」でございます。

[以下議案説明により省略]

○議長（舟倉 武則議員）

ただいま議題となっております各議案に対する総括質疑は、6月16日の本会議で行いますので、当日まで審議を中止しておきます。

ここで、しばらく休憩します。再開は、おおむね午前10時50分とします。

休憩 午前10時40分

再開 午前10時50分

○議長（舟倉 武則議員）

休憩前に引き続き会議を開きます。

△日程第15「議案第42号 川原分団水槽付消防ポンプ
自動車購入契約の締結について」

○議長（舟倉 武則議員）

次は、日程第15「議案第42号 川原分団水槽付消防ポンプ自動車購入契約の締結について」を議題とします。

提案理由の説明を求めます。

[町長 日高 政勝君登壇]

○町長（日高 政勝君）

「議案第42号 川原分団水槽付消防ポンプ自動車購入契約の締結について」であります。

これは、川原分団の水槽付消防ポンプ自動車購入契約を締結しようとするものであります。さつま町議会の議決に付すべき契約及び財産の取得または処分に関する条例第3条の規定に基づき、議会の議決を求めるものであります。

内容につきましては、消防長に説明させますので、よろしく御審議くださるようお願いいたします。

[町長 日高 政勝君降壇]

○消防長（高木 卓朗君）

「議案第42号 川原分団水槽付消防ポンプ自動車購入契約の締結について」内容の御説明をいたします。

[以下議案説明により省略]

○議長（舟倉 武則議員）

これから、本案に対する質疑を行います。質疑はありませんか。

○宮之脇尚美議員

消防長にお伺いをいたしますが、このポンプ自動車の水槽の容量、それから艀装品等について、何か新しく装備をされるのか、そこら辺について説明を願います。

○消防長（高木 卓朗君）

今回、購入いたします水槽付消防ポンプ自動車につきましては、水槽の容量が1,500リットル、現有車両は2,000リットルであります。1,500リットルということで、総重量を8トン未満に抑えるために1,500リットルとするものでございます。これにつきましては、

8トン未満に抑えることで普通免許で対応ができるということで、分団員の中に大型免許保持者が非常に少なくなっているというのでございます。

なお、エンジンにつきましてはディーゼルエンジンで、トランスミッションはマニュアルトランスミッション、4輪駆動方式、パワーステアリングを装置しまして、乗車人員が7名というのでございます。

なお、車両上部に放水銃というのを取りつけておりまして、その他につきましては標準装備と変わりございません。

以上でございます。

○平八重光輝議員

入札調書をいただいておりますが、1回目で入札不調と、再入札で落札ということになっております。1回目と2回目の金額を比較しますと大体140万から200万ぐらい下がっておりますが、これは入札条件の変更とか何かあって下がったのか。何もなくて下がったのであれば、その理由がお分かりであれば、お知らせ願いたいと思います。

○消防長（高木 卓朗君）

ただいま御質問がございました入札の結果につきましては、1回目が不落と、予定価格に達せず不落、そしてまた再入札で落札となっておりますが、仕様書等の変更はいたしておりません。

なお、この下がった金額の差につきましては、業者のほうからもお聞きしておりません。
以上でございます。

○議長（舟倉 武則議員）

ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（舟倉 武則議員）

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

お諮りします。本件は、会議規則第39条第3項の規定によって、委員会付託を省略したいと思っております。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（舟倉 武則議員）

異議なしと認めます。よって、本件は委員会付託を省略することに決定しました。
これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（舟倉 武則議員）

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから議案第42号を採決します。

お諮りします。本件は、これを可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（舟倉 武則議員）

異議なしと認めます。よって、「議案第42号 川原分団水槽付消防ポンプ自動車購入契約の締結について」は可決されました。

△日程第16「議案第43号 人権擁護委員候補者の推薦について」

○議長（舟倉 武則議員）

次は、日程第16「議案第43号 人権擁護委員候補者の推薦について」を議題とします。

提案理由の説明を求めます。

[町長 日高 政勝君登壇]

○町長（日高 政勝君）

「議案第43号 人権擁護委員候補者の推薦について」であります。

人権擁護委員のうち、佐藤恵子氏が平成26年9月30日付をもって任期満了になることに伴い、引き続き同氏を推薦するため、人権擁護委員法第6条第3項の規定に基づき、議会の意見を求めるものであります。

内容につきましては、町民環境課長に説明させますので、よろしく御審議くださるようお願いいたします。

[町長 日高 政勝君降壇]

○町民環境課長（前田 淳三君）

「議案第43号 人権擁護委員候補者の推薦について」内容の説明をいたします。

[以下議案説明により省略]

○議長（舟倉 武則議員）

これから本案に対する質疑を行います。質疑はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（舟倉 武則議員）

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

お諮りします。本案は、会議規則第39条第3項の規定によって、委員会付託を省略したいと思います。御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（舟倉 武則議員）

異議なしと認めます。よって、本案は委員会付託を省略することに決定しました。

これから討論を行います。討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（舟倉 武則議員）

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから本案を採決します。

お諮りします。議案第43号は、原案による者を適任と認めることに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（舟倉 武則議員）

異議なしと認めます。よって、「議案第43号 人権擁護委員候補者の推薦について」は、原案による者を適任と決定されました。

△日程第17「報告第2号 平成25年度さつま町繰越明許費繰越計算書の報告について」

○議長（舟倉 武則議員）

次は、日程第17「報告第2号 平成25年度さつま町繰越明許費繰越計算書の報告について」内容の説明を求めます。

[町長 日高 政勝君登壇]

○町長（日高 政勝君）

「報告第2号 平成25年度さつま町繰越明許費繰越計算書の報告について」であります。

これは資産税事務費外5事業に係る予算を地方自治法第223条の規定により、翌年度へ繰り越したもので、同法施行令第146条第2項の規定により、別紙のとおり報告するものであります。

内容につきましては、それぞれ企画財政課長に説明させますので、よろしくお願いいたします。
〔町長 日高 政勝君降壇〕

○企画財政課長（崎野 裕二君）

「報告第2号 平成25年度さつま町繰越明許費繰越計算書の報告について」御説明申し上げます。

〔以下議案説明により省略〕

○議長（舟倉 武則議員）

ただいまの件に関して、何かお聞きしたいことはありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（舟倉 武則議員）

別にありませんので、これで報告第2号を終わります。

△日程第18「報告第3号 平成25年度さつま町土地開発公社収入支出決算について」、日程第19「報告第4号 平成26年度さつま町土地開発公社事業変更計画及び事業会計補正予算（第1号）について」

○議長（舟倉 武則議員）

次は、日程第18「報告第3号 平成25年度さつま町土地開発公社収入支出決算について」及び日程第19「報告第4号 平成26年度さつま町土地開発公社事業変更計画及び事業会計補正予算（第1号）について」の報告2件について、内容の説明を求めます。

〔町長 日高 政勝君登壇〕

○町長（日高 政勝君）

「報告第3号 平成25年度さつま町土地開発公社収入支出決算について」及び「報告第4号 平成26年度さつま町土地開発公社事業変更計画及び事業会計補正予算（第1号）について」であります。

これは、公有地の拡大の推進に関する法律第18条の規定に基づき提出がありましたので、地方自治法第243条の3第2項の規定に基づき、それぞれ別冊のとおり提出するものであります。内容につきましては、企業誘致対策室長に説明させますので、よろしくお願いいたします。

〔町長 日高 政勝君降壇〕

○企業誘致対策室長（高橋 哲郎君）

「報告第3号 平成25年度さつま町土地開発公社収入支出決算について」御説明をいたします。

〔以下議案説明により省略〕

○企業誘致対策室長（高橋 哲郎君）

続きまして、「報告第4号 平成26年度さつま町土地開発公社事業変更計画及び事業会計補正予算（第1号）について」御説明をいたします。

〔以下議案説明により省略〕

○議長（舟倉 武則議員）

ただいまの報告2件に対する質疑は7月1日の本会議で行いますので、当日まで審議を中止し

ておきます。

△日程第20「陳情について」

○議長（舟倉 武則議員）

次は、日程第20「陳情について」であります。

本日まで受理した陳情については、お手元にお配りした文書表のとおりであります。所管の常任委員会に審査を付託します。

△散 会

○議長（舟倉 武則議員）

以上で、本日の日程は全部終了しました。6月13日は午前9時30分から本会議を開き、一般質問を行います。

本日はこれで散会します。御苦労さまでした。

散会時刻 午前11時44分

平成26年第2回さつま町議会定例会

第 2 日

平成26年6月13日

平成 26 年第 2 回定例会一般質問
平成 26 年 6 月 13 日（第 2 日）

順番	(議席番号) 質問者	質問事項・要旨
1	(13) 岸良 光廣	<p>1 行政改革・財政改革について</p> <p>(1) 第2次さつま町行財政改革推進計画（5ヶ年計画）が、今年で終了することから、新しい計画を策定されることと考えるが、今後、5年、10年先を見据えた場合、普通交付税の縮減、人口の減少と難題が山積する状況で、さつま町のトップとしてどのように取り組まれるのか伺う。</p> <p>(2) 4月から民間委託されたクリーンセンターの現状を伺う。</p>
2	(10) 川口 憲男	<p>1 人口減に対する対応策について</p> <p>(1) 人口減少対策は、喫緊の課題であると捉え、これまでも各種の施策を講じられているが、減少に歯止めが掛からない。</p> <p>このような中で、更に今後の施策として何が必要で重要と考えるか伺う。</p>
3	(15) 柏木 幸平	<p>1 教育について</p> <p>(1) 通学路の安全確保と対策について伺う。</p> <p>(2) 小・中学校における土曜日活用や土曜日授業の状況について伺う。</p> <p>2 原子力災害避難計画について</p> <p>(1) 避難方法や避難先への経路などについて住民の不安がある。</p> <p>今後の町の対応について伺う。</p>
4	(4) 桑園 憲一	<p>1 高齢者の福祉と健康対策について</p> <p>(1) 一人暮らしの老人が本町においても1,800人を超えているが、日常生活の支援について町としてどのような取り組みがなされているか伺う。</p> <p>(2) 第2次「健康さつま21」の改訂版が発行され、高齢者の健康づくり、特に「8020運動」についてどのように取り組まれるのか伺う。</p> <p>2 農地の貸し借りを担う「農地中間管理機構」への市町村としての役割について</p> <p>(1) 県農地中間管理機構が業務を開始したとの事であるが、農家の高齢化や農家数の減少の中で市町村の窓口の役割はどのように検討され取り組まれるのか伺う。</p>

順 番	(議席番号) 質 問 者	質 問 事 項 ・ 要 旨
5	(1) 平八重 光輝	<p>1 女性職員の役職登用について</p> <p>(1) 県内市町村における女性職員の管理職登用率は、2012年度4.3% 2013年度4.8%でいずれも全国最下位となっている。</p> <p>このような現状を踏まえ、本町の</p> <p>① 女性課長・課長補佐・係長職の人数と登用率</p> <p>② 現在の状況をどのように認識されているか</p> <p>③ 今後のあり方についての考え</p> <p>以上3点について伺う。</p>

平成26年第2回さつま町議会定例会会議録

(第2日)

○開議期日 平成26年6月13日 午前9時30分

○会議の場所 さつま町議会議事堂

○当日の議員の出欠は次のとおり

出席議員(16名)

1番	平八重 光輝 議員	2番	木下 敬子 議員
3番	宮之脇 尚美 議員	4番	桑園 憲一 議員
5番	森山 大 議員	6番	東 哲雄 議員
7番	岩元 涼一 議員	8番	新改 幸一 議員
9番	木下 賢治 議員	10番	川口 憲男 議員
11番	米丸 文武 議員	12番	新改 秀作 議員
13番	岸良 光廣 議員	14番	上久保 澄雄 議員
15番	柏木 幸平 議員	16番	舟倉 武則 議員

欠席議員(なし)

○出席した議会職員は次のとおり

事務局 長	中間 博巳 君	局長補佐兼議事係長	半崎 幹男 君
議事係 主任	神園 大士 君		

○地方自治法第121条の規定による出席者は次のとおり

町 長	日高 政勝 君	副 町 長	紺屋 一幸 君
教 育 長	東 修一 君	総務課 長	湯下 吉郎 君
企画財政課 長	崎野 裕二 君	町民環境課 長	前田 淳三 君
福祉課 長	王子野 建男 君	健康増進課 長	四位 良和 君
農政課 長	平田 孝一 君	担い手育成支援室 長	貴島 晃人 君
建設課 長	三浦 広幸 君	教育総務課 長	上野 俊市 君
学校教育課 長	藤崎 毅 君		

○本日の会議に付した事件

第 1 一般質問

△開 議 午前9時30分

○議長（舟倉 武則議員）

おはようございます。ただいまから、平成26年第2回さつま町議会定例会第2日の会議を開きます。

△日程第1「一般質問」

○議長（舟倉 武則議員）

日程第1「一般質問」を行います。

一般質問は一問一答式となっております。質問時間は答弁を含めて60分とし、質問回数の制限はありません。

質問通告に従って発言を許可します。

まず、13番、岸良光廣議員の発言を許します。

〔岸良 光廣議員登壇〕

○岸良 光廣議員

おはようございます。それでは、行政改革、財政改革について質問いたします。

第2次さつま町行財政改革推進計画5カ年計画が、こととして終了することから、新しい計画を策定されることと考えますが、今後、5年、10年先を見据えた場合、普通交付税の縮減、人口の減少と難題が山積する状況で、さつま町のトップとして、町長がどのように取り組まれるのかをお伺いします。

次に、4月から民間委託されたクリーンセンターの現状を伺います。

〔岸良 光廣議員降壇〕

〔町長 日高 政勝君登壇〕

○町長（日高 政勝君）

おはようございます。一般質問の1番目の岸良光廣議員からの御質問をいただきましたので、お答えをさせていただきます。

まず、行政改革、財政改革についてのことで、特に新しい計画の策定についての考え方、どのように取り組まれるかということでございます。

さつま町におきましては、平成17年の合併の時期におきまして、第1次、そしてまた平成21年度に私が就任をいたしましてからですが、2次の行政改革の大綱を策定をいたしました。同時に、その具体的な推進計画を定めながら、これまで精力的に取り組みを進めてきたところでございます。

特に、この中で、まず、職員の定員管理の適正化計画、これによりましては、やはり人件費の抑制というのが一番の課題になっておりましたので、そういったことに取り組みをいたしてきたところです。

それと、どうしても、過去の3町の合併時におきまして借金の割合が多いということでございましたので、借金を減らしていこうということで、そういったことを重点的に取り組みをいたしまして、公債費の負担適正化計画、これを策定をいたしまして、公債費の削減に取り組んできたところであります。

このような成果としまして、例を挙げますと、人件費の削減につきましては、合併当初、職員数が425名ということでございましたが、平成24年度におきましては353人、72名、そしてまた現在の26年の4月1日におきましては338名ということで、合併当初からしますと87名の削減をいたしております。これにつきましては、来年の4月1日までは100人減らす

ということにしておりますので、確実に、それは実行していきたいと思っております。そういうことで、職員の給与費につきましては約4億円から5億円の削減になっておるところでございます。

公債費のいわゆる借金の関係でございますが、借金につきましては、合併当初、公債費比率というのが20.2%、国が18%以下に抑えなさいというような御指導がございましたので、これに基づきまして精力的な取り組みをいたしました。現在、公債費の残高というのが164億円まで減ってきております。約72億円、24年度末でございますけれども、まだ、それ以降も減っておりますけれども、かなりの関係で、当初の20.2%が、現在では13.6%、国が定めます18%以下に確実に下がってきております。

ただ、これにつきましては、まだまだ借金の割合が高いと思っておりますので、県内の状況からいたしましても、まだまだ高い状況にありますので、これについては、今後も引き続き取り組む必要があるかと思っております。行政改革というのは、その行政が続く以上はずっと続く課題でございます。まあ、行政改革そのものが目的ではないわけでありますので、あくまでも、これは手段であります。やはり、行政というのは、より、住民サービスを高める、こういう、いろんな行政に確実に対応していく、そのための行政改革で、あくまでも手段でありますので、これからもよりよい行政サービスのために続ける必要があるかと思っております。そのようなことで、行政改革をしながら、さまざまな新しい時代に即した行政の需要に対応してきたということでございます。

第3次の大綱の策定に当たりましては、現状とか、あるいは社会環境を分析しますと、御指摘のとおり、人口減少、これはもう全国どこでも一緒でございますが、我がまちにおきましても、自然減というのが非常に著しいところでございます。転入、転出は、そんなに差はございませんけれども、やはり生まれる子供が少ない、その割にまた、死なれる方が、その3倍、4倍ということで自然減が著しい、そういう状況が続いておりますので、人口については、これからも減っていくだろうというふうに考えております。そうしますと、やはりこの税収の関係、生産年齢人口というのがだんだんと少なくなっていくわけでありますので、当然として税収も減ってくるということでもあります。

したがって、一方の交付税におきましても、特例措置として、今まで国のほうが合併特例措置としてやってきたこと、それからリーマンショックがありました、そのあとにこの歳出特別枠というのを設けておりましたけれども、それが約1兆円、国全体でありましたけれども、そういったものがなくなるということでもありますので、今後10年を過ぎますと、それが毎年少しずつなくなって、5年間でこれがもう、特例措置が全くなるということでございます。本町におきましては、その額が12億円ということでございますので、それがなくなるということ予測しなければならぬということでございますので、そういったことを視野に入れながら、今後の第3次の行政改革については、なお一層厳しく対応をする必要があるかと思っております。

そういうことを視野に入れながら、今後の行政改革の考え方としましては人件費の抑制、公債費、いわゆる地方債、借金の現在高を減らしていく、このことが大きな命題になるかと思っております。

その上で、さらに何が必要かと申しますと、やはり、合併をして公共施設というのがかなり多くなっておりますし、老朽化をいたしております。類似の施設もありますので、この辺をやはり整理、統合しながら、本当に効率のある公共施設の利用をしなければならぬだろうと思っております。そういったことが、今後の第3次の行革の大きな柱になっていくんじゃないかと思っております。

いるところでございます。これらにつきましては、今後、私を本部長とします、行政改革推進本部を立ち上げまして、これも、今ありますけれども、さらに、この中で論議を深め、そしてまた外部の民間の委員からなります行政改革審議会、そしてまた議会のほうにも御報告を申し上げながら、いろんな意見を聞いて大綱を定めてまいりたいと思っているところでございます。

次に、4月からの民間委託をされましたクリーンセンターの現状について何うということですが、クリーンセンター等の運転管理につきましては、本年4月から、株式会社日本管財環境サービスに業務委託をしました。運転管理に当たっていただいているところでございます。これまで、直営という形でやっておりますけれども、これも、やはり行政改革の一環として、民間にできるところは民間にお願いするというところで運用を行ってきたところでございます。

日本管財におきましては、業務遂行のために、4名の従業員を、地元より採用をしていただいております。当初、地元の採用はどうかと懸念もされて、質問もありましたけれども、確実に、そういった地元の皆様方を雇用をしていただいております。そのうち2名はクリーンセンターの臨時職員として、5年、勤務をしていただいた経験者でございます。ほかの2名につきましては、焼却施設等で、勤務経験はないわけでございますけれども、施設管理に必要な実技、機材運転等の講習を受講させまして、資格取得に努めておられるところでございます。

また、プラットホームの業務につきましても、これまでは、シルバー人材センターのほうから、町のほうからも、お願いをいたしておりましたけれども、引き続き、これらのかたについては業務委託をしていただいて、やはり、町民の雇用に貢献をしていただいているところでございます。

日本管財におきましては、県内でも数カ所の処理施設の管理を受託をされておまして、その管理にかかるノウハウ等については十分熟知をされております。適正かつ効率的な運転管理はもとよりでございますが、特に安全管理面におきましては、やはりこのクリーンセンターというのは町民生活に密接な施設であります。そういった安全管理というのは非常に重要なものでありますので、そういったことを十分認識をされまして、やはり専門的な立場から、細心の注意で操業をされていらっしゃるところでございます。

さらに、社内における人材確保も整っておりまして、不測の事態に対応する応援体制も充実をされております。さつま事業所におきましては総括責任者が常駐をされておるところでございますが、廃棄物処理施設技術管理者を初めとしまして20種の資格を有されまして、日置の事業所に副総括責任者として3年4カ月、そしてまた総括責任者として6年8カ月の実務経験のあるベテランの方でございます。こういった方を中心に、職員は必要な実技、機材等の講習、あるいは環境教育を受けながら真摯に業務に当たられまして、大きなトラブルも今のところはなく、ここ2カ月余り、おおむね順調に運転管理がなされているところでございます。

〔町長 日高 政勝君降壇〕

○岸良 光廣議員

今、町長の説明を聞いて、もう既に、あと48分しかありませんので、できれば、答弁は、手短にお願ひしたいと思います。

まず、町長の今の説明でもありましたが、ことしで、合併特例債が終了すると。で、32年からが12億、普通交付税が減額されるという話もありましたが、ことしの、この6月の議会に補正予算を提出されておりますが、その補正予算を含めると、ことしが、一般会計が約127億ぐらいになると思いますが、この5年間のうちに、来年から——ことしの3月に退官されました下市財政課長からいただいた資料によりますと、5年間で約30億の普通交付税が減額される。その中で、27年度は約1億2,000万、28年度が3億6,000万、29年度が6億

1,000万、30年度が8億5,000万、31年度が11億と、これは予想ではあるということですが、こういう、5年間で普通交付税が縮減されると。この中で、ことしの約127億の一般会計補正予算が組まれているわけですが、来年から5年間で、この127億に相当する予算が組めるのか、あるいは組めないとするならば、どの程度を見込んでおられるのか。

それと、32年度からは、先ほど町長の説明があったように約12億円予算が縮減されると、その中で町の一般会計の予算として、どの程度を考えておられるのかをお伺いしたいと思います。

○町長（日高 政勝君）

行政改革の一環としまして、この予算の編成の関係ですが、さつま町のまちの規模として、合併当時は150億ぐらいあったんですね。これが、さつま町の規模からいきますと、やっぱり120億円台が適切な規模ではないかということで、今の当初の段階で120億台で予算の編成をしております。

そういうことで、これからおっしゃるとおりですね、交付税が、10年して、11年目から確実に9割、7割、5割、3割、2割、0ということになるわけですが、そうなる、やはり入りがあって、初めて歳出の予算が組めるわけですので、やはり入りを見て、歳出をどの程度の規模にするかということは、当然として、予算編成の一番の最前提になるわけですので、そこは、27年度から9割になる、1割減ってくるわけですよ、交付税が。それで、5年間で12億円、累計で30億減ってくるということですから、やはり、そこを想定をした上で、もう、事前の段階から、例えばこの27年度、6年度から、もう、そういうことを想定をしながら絞り込んで入っていかないといかん。そういうことで、この行革の中でも、その辺のところはしっかりと受けとめて、歳出を見直しをする。歳入はこれしかありませんから、これしか組まれませんよということを洗い出しをせんといかん。そういうことを考えていきたいと思っております。

それで、規模的には、やっぱりこの120億を、決算では140億ということになりますけども、やっぱりスタートの時点で、この120億をしっかりとキープをしていく。その辺の歳出の削減を、これからやっていかないと厳しいんだなというふうに考えております。

○岸良 光廣議員

今、町長の言われたように、120億の一般財源が、今後も継続して組めるということで了解していいんですかね。その辺、お答えください。

○町長（日高 政勝君）

まだ、市町村の場合は、特に、依存財源というのが7割ですから、7割5分。国の経済動向、国の予算編成の方向が打ち出されないとなかなかその辺がはっきりとつかめないところがあります。ただ、わかっているのは、交付税はそういうことで、合併をした10年後は減っていきますよと、漸減をします、5年間でゼロになりますよと、今の特例分はですね。そういうことを想定をして、やっぱりこの歳出規模は圧縮をせざるを得ないということを入れてるわけですので、今、どの程度かと、確実かと言われても、まだ来年度の予算編成方針というのは、国も全く出てないし、我々もどこつかみようもないですので、今わかるのは、先ほど言った交付税が減ると、そこを想定を入れて縮小せざるを得ないとそういうふうに認識をいたしているところであります。

○岸良 光廣議員

まさに、そのとおりでと思います。その中で、先ほども町長の答弁でもありましたけども、人口の減少、これが、特に財源のもととなります。税金のもとが、当然、これは人口に関係するわけですね。その中で、まず、これは、さつま町のほうからいただいた行政のほうからいただいた資料なんですけど、平成22年度のときに、さつま町の人口、合併当初からしますと、合併当初は、平

成17年度が2万6,381名だったそうです。これが、26年度の3月1日、ことしの3月1日で2万3,192人、約3,000人、人口が減少しているわけですが、しかしながら、一番気をつけなければならないのは、10年間で3,000人と言いますと、1年間に約300人という計算になりますが、直近のここ3年間を見ても400人が近いんです。特に、昨年度からことしにかけては、412名、その前の年が389名、その前の年が345名、人口が減っております。そうしますと、例えば昨年からことしにかけての——3月現在ですが——412名減ってるということは、これは10年間考えると4,000人、人口が減るとなりますと、10年後には、もう2万人を切ってしまうと。

そこでお伺いしたいんですが、以前から定住策というものをいろいろ、町としてもとってこられておりますが、今までとってこられた、まず、その定住策が効果があったとお考えなのか、もしくは、効果が余りなかったというふうに判断されるのか。もし、効果がなかったと判断されるのであれば、どのようなところに問題があったのかというところをちょっとお伺いしたいと思います。

○町長（日高 政勝君）

非常に今2011年から、日本全体の、いわゆる国内人口というのが、減ってきている。さつま町に限らず、どこもです。増えるところは、ほんの一部ですね。今、東京、名古屋、大阪、そういった3大都市圏に人口が集中をしている。そういう流れというのは、もう変わっていないわけですが、やはり、こういう地方においては人口が減っていく。そのためにどうしても、人がいることによって、この町の形態がなくなって、経済がなくなって、そういうことになっていきますので、やっぱり減らないための政策というのは当然として必要なことでありますので、例えば企業誘致活動は、毎年、県外のほうに、町内に立地をしてる企業訪問とかやっておりますし、そしてまた、このことについては、おかげさまで、この鹿児島県内でも企業の増設をしていただいた企業さん、数、そしてまた、新しく、私が就任をいたしましても、新規立地もございましたけども、やはりそういうことで企業の皆さん方のそういった新增設によって、雇用の場はある程度、確保していると。ただ、過去みたいに、何百人という、そういうところまでいきませんが、やっぱり、ある程度、地元の中で働ける機会というのが、ある意味では、確保されてきているというふうに考えております。それぞれ、18社のものづくりの企業さんにしても一生懸命やっていらっしゃいますので。そういうことがあります。

それとまた、定住のための分譲住宅も行っております。もう、旧町ごとにそれぞれありますし、まだ未処分の土地が残っておりますけども、これらも少しずつは、やはり売れておりますから、これも20%割引をしたり、いろんな手立てを講じながら定住対策を行っておりますので、それも、同じように定住のことにつながっていると思っております。

そのほかの、医療であったり、あるいは保健の関係とか、いろんな分野で総合的に行政を進めることによって住みやすいまちになるわけですので、そういう意味では、ある意味での効果は出てると。確実に、素晴らしい効果っていうところまでは、人数がこれだけ増えましたよというところまではないんですけど。確かに、そういういろんな手立てをすることによって、やっぱり定住の、人口減の歯どめに少しはなってるというふうに考えております。

○岸良 光廣議員

ということは、町長は、定住策がうまくいってるというふうに考えておられるというふうに判断していいんですか、お答えください。

○町長（日高 政勝君）

何も手立てをせずに、傍観しておったって、いわゆる働く口もない、医療の関係も大変だ、福

社の問題も大変だということで、ちょっと住みにくいまちだなということで、これは転出がどんどん進むと思うんですけど、いろんな手立てを講じて、やはり住みやすいまち、住んでよかったちゅうまちをつくるためにここをやってるわけですから、それなりの効果というのはあると私は確信をいたしております。

○岸良 光廣議員

なぜ、私がこれをしつこく質問してるかといいますと、まず、現状を考えた場合に、さつま町から薩摩川内市、大口、その周辺に働きに行ってるさつま町の方というのも、結構おられるわけです。だから、先ほども出ました、生産人口ですか、この生産人口も、平成17年度は約1万3,509名——これは総務のほうからいただいた資料で間違いがないと思うんですが——これが、平成27年度には1万1,508人、平成37年度には9,421人、平成47年には、もう8,000人になってしまうと、こういうふうに行政としても生産人口数も減ってくると。そうになると、当然、税収も減るわけですから、さつま町の財政としては非常に苦しくなるだろう、これも予想されるわけですよ。

そこで、私が先ほどから、定住策は成功なんですか。どうなんですかとお伺いしてるのは、この生産人口をまずさつま町として減らさないように、もしくは少しでも増やす方向での抜本的な取り組みちゅうのはできないものかと。そこで、いろんなことを考えてみますと、さつま町から30分、40分かけて、ほかの自治体に仕事に毎日通勤されてる。ということは、逆を考えれば、薩摩川内市、大口、あるいは、その周辺の自治体のほうから、さつま町に住んでみようかなという魅力的なものがあれば、逆に、さつま町以外から、さつま町に来てもらう、そういう政策がとれた場合に人口減の歯どめにもなるだろうし、また、生産人口を増やすことができるんじゃないかなと。そこで、先ほどから私が伺っています定住策の具体的な成果はどうかということについて、まず一つ、町長に、今後10年、あるいは15年先を考えた場合に、どうしても人口の減少に歯どめをかけるために、ほかの自治体がとっていない、そういう政策をさつま町で独自でとれないものかと。それは、まず一つ、私が提言したいのは、子育て世代、0歳児から中学生までの子供を抱えてる世帯、そういう子育て世帯に、住宅の低価格の促進。特にさつま町の住宅を見てみますと、平均、大体4万5,000円。高いと5万円ぐらいいきます。薩摩川内市とかほかと比べても、若干、さつま町の住宅費ちゅうのは高いです。そこで、さつま町として、そういう0歳児から中学生までの子供を抱えてる子育てをする世代に、さつま町として、極端なんですけども、1万円ぐらいで住宅を提供する。もしくは、今後、学校が統廃合されますよね、学校の校舎が廃校になるわけですよ。そういうものを取り壊すだけでなく、そういう廃校になった校舎、そういうものを、何とかリフォームして、子供を育てるそういう世代が1万円ぐらいで入居できる、そういうことは考えられないものかと。それがあれば、もともとさつま町の人でなくても、他町村からさつま町に入ってきてもらうと、そういう政策を、今後、考えていくお気持ちがあるかないかお伺いします。

○町長（日高 政勝君）

定住対策については、まずは住む場所、働く場所、いろんな条件があるかと思います。やはり、子育てをしやすいまち。例えば医療費の問題がある、いろんなのがありますので、例えば、おっしゃったその住宅の問題を局面的に捉えますと、おっしゃるとおりですね、内部にも語ってますけど、もうちょっと財政的余裕があれば、今、公営住宅法に基づいた、国の補助を頂いた公営住宅があります。これは、いろんな収入制限があって、誰でも入れない状況があります。そういう条件的なものではなくて、町単でそういうものをつくって、若者に限定をして、いわゆる中学生以下の若者の世代に入居していただく、低廉な価格でと。それも、内部で一応検討もいたしており

ます。ただ、どこに、どういう形ですか、その辺も今、検討を進めておりますけれども、やっぱり、そういう一つの、具体的なものをすることによって、若者がさつま町に住んでもらう、あるいは、よそから転入をしていただく、それは有効な手立てだと思っておりますので、今はこういうことも検討は進めております。

それと、住宅の問題に限らず、例えば医療費の問題。私が、小学校の低学年、いわゆる乳幼児の医療費の無料化をして、そしてまた、今は中学生まで医療費は無料にしましたけども、一つは、そういう子育てをしやすいまち、そういう一つの一環としてそういうこともしています。保育園の保育料についても3割軽減をしておりますし、いろんな手立てを総合的にすることによって住みやすいまち、ということになって、定住が進んでいくということになりますので、おっしゃるとおり、いろんな手立てを講じながら、やっていく必要があるかと思っております。

おっしゃったことについては、今、検討も進めておりますので、これをいつからやるか、財政的な問題も、先ほど御提言がありましたとおり、要は、金とにらみ合わせてやることでありますから、その辺はしっかりとまた、効果のあることでやっていく必要があるかと思っております。

○岸良 光廣議員

町長の、前々から予算があればということをおっしゃいましたが、これはもう、やるべきではないかなと思うんですよ。特に今、子供のいろんな、今、町長から説明があったように医療費関係については、さつま町でも一生懸命取り組んでやっておられます。これを見たときに、今、他町村からさつま町へ移住してもらって、それを真剣に考えないと、本当にさつま町が単独の町として、20年後、30年後は存続できないんじゃないかなと。といいますのは、これは新聞にも出てましたが、国立社会保障・人口問題研究所、これが公表されたのでいきますと、さつま町が、2010年、これは子供も産める若い女性の方ですよ。子供を産める若い世代が、女性ですけども、さつま町が、2010年で1,951人おるそうです。これが、2040年には、927人まで、さつま町の子供を産める若い女性の人数が減りますよという統計調査が出てます。これを見ますと、まさしく52.5%、それだけの人口が減っていく。だから、それを考えると、いろんな状況はあると思うんですが、やはり、人が住むには仕事も必要です、環境も必要です、安心して暮らせるそういう環境が一番大事だと思うんですが、環境としては子供の医療費の減免とか、いろんなものされておりますが、あと、住みやすい状況をつくるためには、住宅費が安い、安心して暮らせる、そういう場をつくるのが一番大事だと思うんですよ。そうなりますと、他町村が、そういう具体的に抜本的な思い切った政策を打つ前に、さつま町として、今出てきましたように、あと30年ぐらいすると子供が産める若い女性が、もう半分以下になってしまう、それを考えると、もう今から手を打たなきゃならんと思うんですよ。

だから、思い切って、そういう子育て世代に対する住宅、1万円ぐらいならば、薩摩川内市からも、その周辺からも、4万5,000円、5万払うよりも、1万円で住宅に入れるんだと、子供についても医療費の補助もあるんだと、そういうのが、さつま町が打ち出せば、本当に喜んでさつま町に来てくれる、そういう若い世代が増えるんじゃないかなと。それを何とか、町長のほうにも考えていただいて取り組んでいただきたいと。そうしなければ、もうこのまま、町長の先ほどの答弁もありましたけど、何もしないわけじゃないんですけど、ほかの町村と同じようなことをやっても、さつま町に人口は増えないと思うんですよ。ほかがない、さつま町独自の、人が喜んで来てくれる、そういう政策をいち早く打つべきだと私は考えております。その辺を、町長のほうにもう一回考えていただいて、今後、何とかそういう政策を進めていただきたいというふうをお願いをしまして、次にまいります。

先程、町長の答弁もありましたけども、クリーンセンターについてですが、これは昨年の9月

議会、12月議会でも、町長と一般質問でもいろいろな意見を交換してきたわけではありますが、先ほど町長が説明がありましたが、その中で、まず一番初めにお聞きしたいのは、今回のクリーンセンターの民営化は3年間という限定つきの予算になっております。で、3年後、再度入札をされるのか、あるいはこのまま継続して、今の管財に随意契約をされる考えなのか、その辺を、まず、お聞きしたいと思います。

○町長（日高 政勝君）

先ほどの人口増対策の関係については、いろいろとすばらしい御提言をいただきましたので、今までも内部で検討いたしておりますけども、さつま町ならではの特色ある定住対策を打ち出す必要があろうかと思っております。

今も、この4月から、周辺地域等の定住対策の新しい政策を出して、町外から転入をした場合は、住宅をつくる場合は160万とか120万とか、域内でも、そういう場合も新しく出しましたけども、特に、中学生以下をお持ちの若い世代についてもまた、プラスアルファとかですね、木造住宅の場合は、またプラスアルファとか、そういう政策を出しておりますので、それもまた有効に活用していただいて、一人でも定住ができるように、お願いしたいと思っております。

それから、今ありましたクリーンセンターの問題、今ちょうど4月から3年間ということで民間に委託をしまして、2カ月ぐらいしか経っておりませんが、それなりの民間のノウハウを活用していただいて、立派に管理運用をしていただくということにしております。経費的にも非常に、おっしゃるとおり、安くなっております。したがって、今お願いした段階でございますので、3年の状況を見て、その状況の中で、その期間満了の事前にごどうするかということをお判断をしたいと思いますと思っております。

○岸良 光廣議員

クリーンセンターの質問に行く前の回答をいただきまして、一言、それについて、もう一回提言しておきたいんですが。

確かに、住宅をつくる場合ということで、今、定住策はありますが、今、若い世代に、新築をしてまで中心街に行こうという若い世代はいないんですよ。だから、私が言ってるのは、町単独として住宅を確保して、それを1万円ぐらいの安い料金で入居してもらって、そういう方法のほうが一番、町外からさつま町に来てもらう率としては高いんじゃないですかということなんです。

だから、今、若い世代がどんどん住宅をつくる状況であればいいんですけど、そういう状況ではないというふうには私は考えております。だから、町独自で、住宅を、学校の廃校になった校舎なんかをリフォームをして、そういうところに入ってもらう、そうすれば地方にも人口が増えるわけですよ。だから、そういうところを考えてくださいという提言です。

それと、本題のクリーンセンターの件に戻りますが、町長は3年後、契約が満期になるときに考えたいということなんです、これが満期になるときは、町長の任期も終わる時期なんですよ。だから、私が今年の12月のときにもいろいろ質問しましたが、3年間で約1億、予算がついております。これは、それも議会でもその案が通って民間委託されたわけですが、1億ちゅうのは消費税まで含んでですけども、それを3年後、もう一回、ほかの業者も含めて入札をする、最初は、そういうふうには私は聞いておったんですよ。これは、3年後に、もう一回入札をして業者選定をするんだというふうに、たしか町長が言われたと思うんですが、そのことを今伺いたんです。3年後、また入札をするのか、あるいは随意契約をするのか。これは、やはり、そのときになってということではなくて、町として方向をやっぱりきちっと出すべきだと思うんですが、その辺についてお答えください。

○町長（日高 政勝君）

先ほどの人口増対策の、ちょこっと、また言われましたのでお答えしますけど。確かに、そういうことで内部で検討はしておりますとは申し上げましたが、町が、余りそれをどんどんやっていると、やっぱり民業に対する圧迫だと、一面には言われてるんですよ、例えば、この分譲住宅にしても、確かにそういうことも言われました。それで、行政がどこまでやるべきかというのが一つあるんですね。民間が当然やるべきことを、我々の分野まで入って行政がやったら、我々の仕事に影響あるんだよと、そういう考え方も当然あるもんですから、その辺のバランスをどうとっていくかということ。

例えば、さつま町の場合は非常に、よそのまちとしたら家賃が高いと、よく耳にいたします。だったら、民間のところ若くは若い人たちが住んでもらうように家賃補助をしたほうが、かえって、民間の圧迫にはならないだろうとか、いろんな考えをしております。町がしたほうがいいのか。例えば、アパートみたいなことをつくって安く貸してあげるとなると、民間のサイドから言われますと、我々の仕事まで圧迫するなという、行政がそんなことをするのかと、そういう気持ちもあるもんですから、行政としての公平的な進め方というのは、どこまでしたらいいかというバランスというのがありますので、その辺のところは十分検討した上で、これを進める必要があるかと思っております。

それから、今ちょうど、3年間、このクリーンセンターについてはお願いしたばかりでございますので、例えば、3年間やってみて、本当に問題なく、やれば、おっしゃるとおり、何も問題ないから、経費も安いし、随契でやったらどうかという考え方も当然出てくるかと思えます。そしてまた一方では、それにふさわしい業者さんが出てきたよという場合もありましようから、今の段階で、ちょうど今スタートしたばかりですから、その時点でどうするかというのは、また指名推選委員会とか、その中で、いろんな業者さんがたくさんいらっしゃれば、やはり、その時点で、公平に仕事をしていただくためには、プロポーザルをしていただいて、審査をして、お願いするということになるかもわからんし。今のところは、どういうところまで、まだ、スタートした時点でありまうから、その時点でないかどうかという状況になるか十分検討していく必要があるかと思っております。

○岸良 光廣議員

私が、町長に再度これをお伺いしたのは、昨年の12月議会でも話したと思うんですが、実際3年間で消費税含みますと約1億ちょっと経費がかかるんですが、これも本社は地元じゃないわけです。税金投入をしてもその分の利益が出た分の税金は町には一切入ってこないわけです。

そこで、昨年の9月と12月議会でも町長にお伺いした私の内容は、地元をそういう業者を選定できないんですかというのを、地元業者を何とかできませんかとお伺いしたところ、町長は、これは特殊作業なんだと、特殊作業だからできないんだと、設備の長寿命化を図るんだというのが町長の答弁でございましたが、先ほどの答弁であったように、日本管財からは1名だけ来ております。私も5月の末に、現地をちょっと見させてもらいました。で、4名が地元採用です。町長が言われたように、4名のうちの2名は元臨時職員です。あとの2名が転職をされた方です。それを考えると、町長は12月の答弁でも、これは特殊作業だから地元の業者にはできないんだということを力説されたんですが、実際作業をやっているのは地元の方なんです。私は、特殊作業だから12月議会で予算を通して、何とか4月に間に合わせたいんだという説明でありましたから、恐らく2カ月、もしくは3カ月は実習をされるんだろうなと。3カ月ぐらいは作業の実習をして、技術を覚えて4月から移行するのかなというふうに考えておりましたところが、実際1カ月も、そういう実習ないわけです。町の職員が1名、指導員が残っております。その指導員が残っておるところで、私が昨年、町長にお伺いしたのは、これを1年間延ばして、地元のいろんな

業者の方が資格を取って、取れない資格じゃないですよと、だから1年間、これを計画を延ばして、地元の業者も参入できるようにしてもらえませんかというお願いをしたところ、特殊作業だからできないというお答えでしたが、これは、地元の方を4名、新規で採用しておられるんですが、地元の民間が非常に優秀だということですよね。特殊作業で難しいんだけど、地元の方が4名、日本管財から1名、これでもう4月から回ってるんですよ。これが、どこが特殊作業なのかなど。本当に実習を2カ月、3カ月もされたのかなど。その辺は、町長はどのようにお聞きしてるかお答えください。

○町長（日高 政勝君）

先ほどお答えしましたとおり、総括責任者の方は廃棄物処理施設の技術管理者、ごみ処理施設の技術管理士、最終処分場の技術管理士を初めとする20種類の資格取得を持っていらっしゃる方なんです。そしてまた、日置事業所でも3年4カ月とか、相当長い間経験をされた方でございます。そしてまた、臨時職員4名の中の2人については、おっしゃるとおり、今まで向こうで働いていらっしゃった、現場のところで、もう経験者なんですよ。もちろん職員も、そういう機械の癖とかいろいろあるみたいですから、それを指導するために、しばらくは職員がついて教えている状況でございます。

そういうことで、やはりこのごみの焼却施設というのは、ごみをただ集めて炉にほたり込めばよかと、そういうことではなくて、温度管理というのがありますので、どの程度量を燃やしたらいいとか、温度管理が非常にこう、あれを見とって、計器を見とってやっぱり操作というのが非常にあるんですよ。

そういうために資格があるわけですので、そういう経験がないと、むやみにいろんな焼却をしますと炉が傷んで、ものすごい施設でございますので、例えば造るとなると、何十億という施設でありますから、そういう施設はしっかりと管理をしながら焼却をして長寿命化を図っていく、そのことが、毎年この維持管理も必要でございますけれども、そういう管理が必要であると。そのための操作というのはそれなりの資格を持って経験者が必要だと、そういうことで申し上げているところでございます。

○岸良 光廣議員

その長寿命化とかそれは私もよく分かるんですけども、ただその中で地元雇用を4名していただく、これは非常にありがたいことだと思います。

ただ、先ほど申し上げたように、昨年いろんな議論をしたと思うんですが、このクリーンセンターの維持管理をするに当たって、地元の業者、特に建設業であっても、水道工事屋さんであっても、そのほか極端なことを言えば、一般の商店街の商売をしている方でも本当にやろうと思えば、1年間あったら資格は取れる内容なんです。

一番難しいのが、12月のときに申し上げましたが、最終処分場の管理、これは年1回、福岡でしたか、実習を受けて試験を受けるのが、これが一番難しいんですが、それ以外の資格は、5トン未満のクレーンそれからガス溶接、アーク溶接、タイヤショベル、そういうものの資格なのです。

だから確かに経験者ちゅうのは、非常にいろんな経験があるからすばらしいとは思っていますが、私はこれを今さつま町の地元の方が4名採用されて、この方が実際運用しているわけですよ。そうすると、そういう4名の方々を中心にしてその方々の雇用を守りながら、維持管理を受けてくれる業者ちゅうのをやはり地元でもつくるべきじゃないかなど。

なぜかといいますと、3年間で約税込み1億円ですよ。1億円の税金を投入して、企業から何の税収も入ってこないんですよ。これを先ほどから人口のことを話しておりますが、町の財政を

考えたときに使うべきところには税金を使って、入ってくる税収は、やはり大事に税収を守っていかなければならないと思うのですよ。

それを長期的に考えていくと、地元のそういう業者の育成ちゅうのを考えた場合に、やはり町長に何回も言いますけれど、昨年12月のときに、もしそういう3年後に入札するときには、地元の業者も入れるような処置を考えてください、入れるような方法を考えてくださいということをお願いしておきましたが、これは、本当に今、地元の方が4名、日本管財から1名、厳密に言いますとシルバー人材センターからも人が来ておられますが、以前から比べますと、シルバー人材センターから派遣されてくる方の人数は、現在、前としますと減っております。一番少ないときは、シルバー人材センターから来ていらっしやらない日もあります。来ているときに多いときに2名ないし3名と。

特に、町長が予算少なくなったんだというふうに先ほど言われました。それについて、非常に私は疑問を持っているんですが、これはクリーンセンターを民営化する前の行政からいただきました資料なんです、これで今計算していきますと、事務職員が、職員が3名残って、臨時職員が1名残っております。これを、さつま、これは行政からいただいた資料ですから、これを平成25年度人件費が1億3,158万かかっている中で人数割りをしますと、現在残っている職員が年間に2,623万円、年間かかる予算になっております。それと現在の民間委託をしております3年間約1億円ちょっと、これを1年間に換算しますと3,564万円、合計で6,187万円の経費がかかる計算になるんです。

ところが、これを民営化する前の予算でいきますと、町の職員が5名、臨時職員が3名、シルバーセンターが3名ないし5名、これで計算しますと、5,393万2,000円、ざっと1,000万円まではいきませんが、700万円くらい経費増になっております。経費減じやありません。これは、よくあとで構いませんので計算されてみたほうがいいと思います。

特に、先ほど言いましたかかる経費は、かかる経費で必要だと思います。だから、できるならば地元業者を育成して、税収も地元に残るような方向を考えたほうがさつま町の将来のためには一番いいのではないかなと。

だから、特に町長が力説されました専門職だとか、特殊作業だと言われるそれについて、地元の人が4名がもう実務を行っているわけですので、この4名を中心として地元企業の育成というのをやはり3年以降には考えたほうが、さつま町の将来のためにはいいと思うんですが、その辺のお考えは町長どういうふうに考えておられるのか、お伺いします。

○町長（日高 政勝君）

今回クリーンセンターの民間委託をしまして、結果的に3年間で1,369万5,000円安くなっているんです。今まで町が直営でしたよりも、民間に委託したことによって1,400万円、安くなっております。これは確実ですので、それだけは御理解をいただきたいと思います。

いわゆる地元と地元外、確かにいろんな仕事において地元ができることは地元でというスタンスは全く変わりません。そういうことでいろんな町が発注する仕事の中で、地元で十分できることは地元でということ、今までもやってきておりますので、こういった施設の管理については、先ほどからおっしゃるとおり非常にこの管理技術というのが求められて、それなりの資格がある人でないと、経験がないと難しいですねというのが言われておりますので、今こういった専門のところをお願いをしておるところです。

もし、地元の中でこういう仕事を将来的にやってみたいという業者の皆さん方が出て、いろんな資格を取られて、そういう経験を積んでやれますよということになれば、それはそれなりにまたその時点で検討の余地は出てくるかと、そういうことは前も申し上げたとおりであります。

○岸良 光廣議員

これは堂々めぐりになると思うのですが、だから私が申し上げているのは、クリーンセンターの今地元の4名の方が中心になって作業を進めているわけです。この4名の方の雇用を守りながら、将来的に、使った税金のうち一部が利益として出るならば、それを町に納税してもらおう。そのためには地元の企業のほうが一番いいんじゃないですかという話。

なぜ、今こういう話をしているのかと言いますと、いろんな業者の方から、何でクリーンセンターの民間委託のやつが地元企業に説明がないんですかと、これは聞かれたとき、私は、町長から特殊作業だからできないんだという回答だったよという話をしたんですが。

その維持管理をする資格の一番難しいやつでも、年1回福岡で1週間か10日間講習を受けて、取れば取れる資格、これは廃棄物処理の資格です。これは地元の建設業者でも持っている方もおられます。あとの資格ちゅうのは、普段、さつま町のいろんな業者の方がやっておられる作業の中で持っている資格なんです。

だから、それを考えたときに、くどいようですけど、本当に将来さつま町が、人口が先ほど言いましたように減っていく、税収も減っていく、そういうときにただ税金投入をするだけでなく、投入した分の何%かは、今度は利益を出してもらったその中から税収として、さつま町に税金を納めてもらう。そのためにはやはり地元の業者ちゅうのが一番いいんじゃないかなと。

そういうことを進めていく中で地元の業者の育成、これにつながっていくんじゃないかなというふうに考えるわけです。その辺をできれば町長にもう一回、時間はありますので、この3年間で検討をしていただきたいと。

なおかつ、できますれば、この3年間の間に地元の建設業やらあるいはそのほかの民間企業の方々にもそういう情報発信をして、どういう資格があればこういう仕事を維持管理ができるんですよというの、やはり地元の方々にも情報公開するべきだと。そうする中で、この3年間の間で地元の企業も取り組んでみようかなというふうに考えられると思うんです。

町長が先ほどから何回も力説されます特殊作業ということを言われるんですが、最後に申し上げておきますが、特殊作業であるならば、なぜ実習期間がなかったのかなと。実習期間が余りなくてそのまま作業に従事する。これは職長が1人経験者がいるからということと言われるかもしれませんが。

私は、それだけではなくて、前も申し上げましたと思いますが、地元の民間の力はすごいんですよと。地元で採用された4名の方がそれだけレベルが高いということです。そういう方々をうまく雇用を守りながら、地元でできることは地元でと、町長が今言われましたが、将来的にはそういう方向を考えていただきたいというふうに申し上げまして、私の質問を終わります。

以上です。

○議長（舟倉 武則議員）

これで、岸良光廣議員の質問を終わります。

次は、10番、川口憲男議員の発言を許します。

〔川口 憲男議員登壇〕

○川口 憲男議員

私もさきに通告しました人口減の歯どめ策について質問いたしますが、今の岸良議員の質問の中に、いろいろ人口減の対策等、町長もお答えになられたところがあります。それを踏まえて、答弁のほうではもう理解しておりますので、省ける点は省いていただきたいと思います。

それでは、申し上げます。

人口減対策、人口増対策につきましては、これまでも多くの同僚議員の質問もあり、私も昨年

この時期に同じ質問をしましたが、人口減には歯どめがかからない状況です。

町当局においても、各種施策を講じられていることは十分承知していますが、人口減対策は、深刻な課題と町長も捉えられています。そこで、県内の自治体も危機感を感じ、新たな人口減対策あるいは子育て支援・拡充の支援策を図られる計画があるみたいです。

先ほど、町長も答弁の中に申されましたけれども「子供を育てるなら、さつま町で」というマニフェストもつくっていらっしゃいます。我がまちでも、夢と希望の持てる元気なまち、住みやすい、住んでみたいまち、産み育てやすいまちと、対外的に私たちも日本一のまちを目指しているところですが、人口減対策は深刻かつ喫緊の課題と、捉えていることは町長も十分承知のことです。

これまでの各種施策が講じられたが、歯どめがかからない状況では、このままではまちとしての動きがとれない状況になります。町長はこれまでの各種施策を講じられ、さらに何が必要で大事と捉えられているのか町長の考えを伺いたい。

また、こういう人口減問題につきましては、町を挙げて取り組むべきと考えておりますが、そういうことになったら、町長、議会あるいは地域にどういうことを望まれるかお聞きしたいと思います。

1回目の質問とします。

〔川口 憲男議員降壇〕

〔町長 日高 政勝君登壇〕

○町長（日高 政勝君）

川口憲男議員から人口減に対する対応策ということで、御質問をいただきましたのでお答えをさせていただきます。

御質問の中にありますように、少子高齢化、人口減少、過疎化等の課題につきましては、本町のみならず全国規模の課題でございます。政策を展開する上でどの分野においても共通するところと考えております。

先般、厚生労働省が発表しました人口動態統計におきまして、2013年の赤ちゃんの出生数が過去最少と、死亡者の数から出生者の数を引いたいわゆる人口の自然減というのが、23万8,632人と過去最大となった旨の報道がなされました。

さつま町の推計人口におきましても、平成26年5月1日現在2万2,795人ということでございますが、国の研究機関によりますと、推計におきましては10年後、平成37年度におきましては、1万9,315人ということで、2万人を割り込む予測となっております。高齢化率も、したがいまして現在の36.1%から41.7%と予測をされております。

私はこのような現状を踏まえながらも、特にこの人口の減少率をいかに抑えるかという点と、高齢人口の増加の2点に傾注をしながら、関連の施策につきまして、総合振興計画を基本に置きながら、具体的には私の掲げておりますマニフェストを中心に事業化を行って取り組んでまいったところでございます。

これまで雇用の場の確保を含めました定住促進対策としまして、先ほど申し上げましたとおり、企業の誘致活動あるいはまた増設の支援を進めまして、住環境におきましては、住宅のリフォーム補助あるいは危険廃屋の解体撤去補助あるいは空き家のバンク制度、住宅団地におきましては、分譲価格の引き下げなどを行いまして、さらに本年度からは、新たに定住化と地域間の均衡ある活性化を図っていくための、町外からの転入者または中心部から周辺部への転居者を対象にいたしました、移住定住促進事業というのを新たに創設をいたしまして、事業を進めているところであります。

これらの成果としまして、特にこの企業誘致に関しましては21年度以降の5年間で、新規立地協定が10件、工場規模拡張協定が7件となっております、この数値につきましては、県内でも優良な事例となっております。

また、住宅リフォームあるいは危険廃屋の解体撤去補助事業などにおきましても、3年間の時限制度として設けておりましたけれども、関係の事業者がいろいろ多岐にわたることなどから、地域の経済活性化にもつながっているということ等もありまして、住民の皆様の評価も高い制度となっていると感じているところでございます。

また、国におきましては、新たな子育て支援制度制定の展開におきまして、自治体に「子ども・子育て支援事業計画の策定」を義務づけをいたしまして、少子化等に対する施策への取り組みを促しつつあります。

本町でも、本年度からこの「子ども・子育て支援の事業計画の策定」をする予定にいたしております。私は、こうした国の動向に先駆けまして「子育てをするなら、さつま町で」というマニフェストを掲げまして、いろんな施策を講じてきたところであります。逐一は申し上げませんが、そういった取り組みをいたしてきております。

なかなかこの少子化の問題というのは、一町一自治体だけの取り組みというのはなかなか限界がございます。

やはり今、国がようやく腰を上げたといえますか、国がこれからとにかく骨太の方針でもこういったことを取り上げて、何とかこの少子化対策をやっていくというようなことになってきたようでありますので、やはり国、自治体が一体となって取り組みをしていくことが必要かと思っております。

[町長 日高 政勝君降壇]

○議長（舟倉 武則議員）

質問の途中ですが、ここでしばらく休憩します。

再開は、おおむね午前10時50分とします。

休憩 午前10時35分

再開 午前10時47分

○議長（舟倉 武則議員）

休憩以前に引き続き会議を開きます。

○川口 憲男議員

町長の答弁をいただきました。人口減に対する考え方といいますか、それから人口増対策。町長、この問題は、今からどうのこうの、先ほど何でしたか、子育て支援制度を創設していかれるということだったんですけど、遅きにあらざといえますか、少々遅いんじゃないかと思っています。合併当初から人口減対策については、もう種々多くの議員の方々が質問されております。そのときに出てきた答えが、やっぱり今町長の答えにもありましたけれども、企業誘致とかあるいは若者の定住とか、いろんなそういうことの答弁が返ってきております。

しかし、そのことが現在に至っても、全然動かない状況にあるわけです。その中で、答弁をされました雇用の場の確保、企業誘致、こういうところも徐々には進んでいるということでしたが、再度ちょっとお聞きいたしたいんですが、答弁されている若者の定住対策、先ほども答えが出ましたけれども、企業立地それから増設推進とのさらなる考え方が、新規で10件、工業立地で

7件、ここの四、五年間で出てきたということですが、やっぱりこの人口対策に歯どめをかけるにはどのような方法があるのか、どういうことを望まれるのか、ちょっとお聞きしたいと思います。

○町長（日高 政勝君）

まずは若い人たちが、この町内に残っていただくということについては、学卒の皆さんあるいは大卒もでしょうけど、やはり働く場所がまずあると。生計を維持していくということになると、やっぱり働かんにゃいかんということですから、そういった雇用を確保していくということが、第一義的にあるかと思っております。

もちろん今、農林業も基幹としたまちでありますので、農業を跡を継ぐとか、一旦は県立の農大に出て、それからという方も最近は多くなってはおりますが、毎年そういった農業関係の皆さん方は、わずかでありまして、1桁台の中で毎年出てきていらっしゃるわけでありまして、それで、自分のところから近場で働きたいということになると、やはり、そういった企業の皆さん方の立地というのが非常に大事かと思っておりますので、それがまずは必要なあとと思っております。

そしてまた、そのほかのいろんな条件があると思います。医療福祉の関係とか、そしてまた子育てをしやすい環境、そういったことでさまざまな取り組みをしてきておるわけでありまして。決してほかの市町村に負けないようにということで、いろんな取り組みをしておりますし、予防接種にしろあるいは保育園の関係についても、いろんな取り組みをしておりますが、ただ、なかなか第一に申しました働く場所が限定はされるということで、したがって、若い人たちが町外に出ざるを得ないという状況がございます。

ただ、今人口が減っている主な原因というのは、生まれる人が少ない、死なれる人がその3倍、4倍だと、自然減が著しいから人口が減っていかざるを得ないと。転入転出の社会増減というのはそんなに変わらんわけですね。場合によっちゃ、転入が多い月もありますし。

要は、いかに若い人たちが住んでいただくかということの手だて、子供がたくさん生まれる、そういう環境をいかにつくっていくか、そういうことも非常に大事かと思っております。

先ほどもありましたとおり、日本全体の人口減の背景というのは、子供を産む女性の数がいないと、少なくなるとということがありますので、現実はずっと社会構造がそういうことになってるから、とても人口が増える状況になってないですよということになっておるようです。

したがって、長い目でこれから人口を増やすためには、長い目でやっていかないと、ただここ二、三年の中で効果が表れるかということ、これは決してないと思う。そして、今できるのは、今いらっしゃる方が、できるだけ外に出ていかんような人口減歯どめ対策をどうやっていくかということが、非常に大事かと思っておりますので、そのための対策をいろいろ考えているところであります。

○川口 憲男議員

最初、町長に申しましたように、人口減に対する考え方は、平成19年あるいは18年のころから、種々議員の方々が申されてることですと。今おっしゃったように、こういう施策をつくったから3年後には増加するという考え方はまず望めない、これは国の動き、それから県なんかも一緒だと思います。

その中であって、住宅関係のところを、住宅関係といっても、まず雇用の場をいかに確保して、若い世代がこのまちに残って生活できるかと、生計を維持できるかということをおっしゃいました。全く私もそのとおりでございまして、今の状況の中で、根本にいけば、働く場所をどう確保するか、さっき町長の答弁の中にもありましたように、企業誘致あるいは定住促進対策を重々しているん

だということもありましたけれども。

定住、企業誘致なんかのところも質問をいたしましたけど、今、都心部といったらあれですけど、企業が素直にこっちに持ってこれるかという時代じゃないということは、重々承知しております。となれば、町内で地場産業あるいは商店、先ほど町長が申されました農業の活性化、ここあたりをいかに図っていくかということが大事になってくると思うんですが。その中で、やっぱり子供を持つ母親といいますか、若い母親がどういうふうに生計を立てていくかということになっていけば、先ほど申し上げました、そういう働き場をどういうふうに確保していくかじゃないかと思っております。

そしてから、子供を産み育てやすい環境も整備しなくちゃなりませんけれども、私は一つにこういうことを考えております。

今、高齢者、私たちも団塊の世代ですけども、非常に元気な高齢者の方が多いです。ほとんどしかし、夫婦あるいは奥さんが、1人で住まわれているところが多いんです。そのところに、どうしても若者が隣に家をつくる、あるいは家が広いからそこをリフォームしてそこに一緒に住むということが、なかなかできない状況があると思います。そういうところで、リフォーム補助も出ております。

この前3月の議会でもありましたように、周辺地域と活性化対策事業の中で、住宅リフォームを行う者に対しても、経費補助というのが出ておりますが、これで十分なのか、先ほどの議員の答弁にもありましたけれど、これが十分と言えるのか、やっぱり子供を持つ母親が子育てしやすい環境は何かといったときには、もう少し手厚くしてやる方がいいんじゃないかと私は考えるんですが、こういう二世帯住宅、棟を一緒にしなくても、隣に隠居といえ言葉がおかしいですけども、もう一棟あればそこをリフォームして、若者が帰ってくるというような方法をもう少し推進するべきじゃないかと思うんですが、町長の考えはどうでしょうか。

○町長（日高 政勝君）

今回周辺地域等の活性化対策の事業を創設をいたしましたところです。これも、定住対策の一つとしての新規事業でありますけれども、町外からふるさとにお帰りになって、親の方と一緒に住む二世帯住宅、そういう方についても、当然町外から入っていらっしゃれば、対象になるということですので、こういう制度を活用していただければありがたいと思っております。そういう一つの誘導策としての政策でありますので、できるだけそういう方々がお帰りになって、一人でも人口が増える、このことが大事かと思っております。

本当は、今の町の財政からいっても、交付税にしろ、人口が一つの算定の基礎になってますので、一人でも多く来ていただく、増えるということは、もう今切実な願いとなっておりますので、新たないろんな政策を打ち出しているところでございます。

○川口 憲男議員

3月に、この周辺地域活性化等対策事業、これが出まして、周辺部といったらおかしいですけど、その地域を分けて支援をしていくという考え方には、私もいい策ではあるなあとは考えながら、これ、町単でやってるわけですから、町長、思い切って、先ほどありましたけれども、今町単の補助率30%以内をしているんですが、こういうふうにして地方から帰ってこられて子育てを推進されてる方に、住宅リフォームあるいは住宅建築の補助金を、この30%補助をもう少し引き上げて手厚くしてあげるというようなところはないのか。子育て加算というのがあって、1人10万というようなところもありますけれども、より手厚い介護的などところで、ここをもう少しパーセンテージを上げるか、金額を上げるかという策はないですか。

それと、今こういうのを3月に取り組まれた状況ではありますけど、現在で判つとれば、その

申し込み状況というのはどのような経緯を示しているのか、判つとれば、その数値でなくても状況をお示し願いたいと思います。

○町長（日高 政勝君）

4月にスタートして、町の広報誌等でお知らせをした段階でありますので、この効果というのは、これからだというふうに考えております。今スタートしたばかりですので、これをすぐまた変えるということもいかなものかなど。内容的には、ほかの市町を見たときも手厚くしてあります。ほかの市町よりもですね。

したがって、今こういった状況を、募集要項あるいはどうなるかによって、もっとおっしゃるとおり手厚くしたほうが、もっと効果が上がることは当然だと思っております。

したがいまして、今のところスタートしたばかりでございますから、状況を今後十分踏まえて、本当に効果をもっともっとということになれば、その時点ではまた検討することもあり得ると考えております。今の状況についての申し込みは、担当課長からお答えをさせていただきます。

○川口 憲男議員

この事業については、取り組んだばかりで状況を見てからという町長の答弁なんですけど、やはりもう喫緊の課題です、人口減が続くということは。

先ほど、子供の、若い女性の半減とかいろんなのを数値的にも申されましたけれども、やはり町長が先ほど申されましたように、このまちに住んでみたいとか、このまちで生活したいとか、産み育てやすいまちをつくるというか、「子供を育てるならさつま町で」ということも、随時町長もうたっておられますから、それには何が必要なのか、先ほど申し上げたように、いろんなところでも、学童保育とかあるいは保育園の延長保育ですか、といったぐあいに取り組んで、若いお母さん、お父さんが、仕事が延びても、そういう延長保育とか学童保育で、そこあたりをカバーしてるところがありますけれども。あるいはじいちゃん、ばあちゃん、保育園に迎えに行かれたり、家で面倒見てらっしゃる方も、二、三私も見ておりますけれども、やっぱりそういうことで楽にして、川内に勤務されとつても、楽にして仕事を続けられる、あるいは若いお母さんも、今度取り組まれるという姿を持っていくとなれば、こういうような二世帯住宅というのは非常に必要じゃないかと思っておりますが、町長のそのところの考えをまた再度お聞きしたいと思えます。

それと、空き家の空き家バンクのと、だいぶ前にも議論をされたところであります。またそして、今回のところなんかでも、空き家に対して外からの人たちがどのような対応でそれが生かされてるのか、そういうところをもっと、真剣にはしてらっしゃるんでしょうけど、もう少し庁舎内でもプロジェクトなりを組んで、そこを十分検討するべきじゃないかと思うんですが、そのところ、町長、考えをお聞きいたします。

○町長（日高 政勝君）

「子育てをするならさつま町で」という標榜をしながら、いろんな取り組みをしております。さまざまな取り組みの方法というのはあるかと思っておりますけれども、今回ちょうど子育て支援法に基づいて、子ども・子育て会議条例ということも定めて、今ちょうど先ほどもお答えしたとおり、こういった計画を策定をすることにいたしております。

その中で、本当に実際、お子さんを育てていらっしゃる親御さんたちの考え方をしっかり把握をして、どういうことが一番行政に求められているかということもつかむ必要がありますので、そういったアンケート調査もやっておりますが、やはりその中で、安心して子供が育てられるということは、日常的にあるいは緊急的な場合とかそういうときに、おっしゃるとおり、じいちゃん、ばあちゃんたちがそばにおいて面倒を見てもらえる、そういう体制が一番望まれておられま

すので、今ありましたとおり、育児、育場ですか、そういう援助のことというのは非常に大事かと思っております。

そういうことで、その一環としておっしゃるとおり、二世帯住宅、これは、当然一つの方策としては大事かなあと思っておりますので、このことについては、今度の創設した定住の助成金の、町外から入る場合は当然対象になっておるわけですので、先ほどから申し上げておるとおり、活用していただければありがたいと思っております。

それと、空き家バンクについても、空き家調査も改めて調査をする必要があるんじゃないかということで、指示をしておりますけれども、過去調査をした時点で800件ぐらいだったんですが、恐らく、それからもう1,000件ぐらいになってるのかなあと思っております。そういうせっかくある財産をうまく活用をして定住に結びつけていくことも大事かということで、既に空き家バンクも県内でもわずかな市町村の中でも、この取り組みをしておるわけでありまして。

その中で家主さんのほうで、もう売買していいよということで成立をしたところもございます。ただ、荷物が入っておるとか、あるいは仏壇があるとか、あるいは親戚が帰ってきたときの対応とかいろいろあって、なかなかすぐ空き家の活用というところまでいってないところはありますけれども、その辺のところをもう一回再調査をして、意向調査をしながら、本当に活用できる空き家がどのくらいあるのか、国土交通省も今回そのような考え方で調査に入るようですから、県等とのそういった意向も通じながら、再調査をしてみたいと思っております。

その上で、空き家バンクの活用とか、あるいは定住に結びつくような取り組みができないかということで、研究はしてみたいと思っております。今でも先ほどの定住促進の一環として、リフォーム活用ができるように制度をつくっているわけですから、そういう方でも、どんどん活用が出てきて定住に結びつけばありがたいことだと思っております。

○副町長（紺屋 一幸君）

先ほど、お尋ねのございました、周辺地域の活性化対策の取り組みの状況でございますけれども、現在、問い合わせをいただいておりますのが13件、事前協議に発展しておりますのが4件、実際に補助金の申請がなされたものが1件という状況でございます。

○川口 憲男議員

まず町長、ぜひ若い夫婦が子供を持って、母親が子育てしやすい、働きやすい環境づくりが大事だと思いますので、それには、先ほどこういう町の事業の中でも取り組んでいることをますます進めていくと、空き家バンクについても同じようなことを申されました。今、副町長のほうから問い合わせが13件あって、1件は交渉中ということもありましたけれども、ぜひ、ここをもう少し広く外に伝えるような方向をもっと議論していただいて、町外あるいは県外にも知らせる方向だてをしていただきたいと思いますと思っております。

大島の伊仙町、これは特殊出生率が全国一で2.81、うちのまちが1.34ぐらいだったと思うんですが、そこでも、今こういう状況で全国一の子育ての出生率を誇るまちであります。このまちでも今、「長寿・子宝の宝づくり」というような施策を講じていらっしゃるというところがありました。

そして、伊佐市ですか、伊佐市のをちょっと調べていったら、今うちのこの施策の中で、1子の子供が何した場合は10万ということがありましたけど、伊佐市の場合も、子育てに対して、1人当たり10万、それからちょっと上乗せをするというような文書も出とったみたいですよ。

やはり今、若い御夫婦の方が、望まれる方がどういうことかと言ったら、まず一番先に申しましたけれども、まず働く場所がないと、そして先ほどしたように、やっぱり子育てをしていきながら仕事をするということには、非常に無理があつたり苦勞が募るといいますか、そういうこと

があるということで、雇用の場の確保と、そういう若いお母さん方にはどういうことをするかというと、税制優遇面的なところもあると思うんです。そこあたりの施策を講じるべきだと思っております。

子供が小学生なり、保育園の子供がちょっと病気にかかった場合は、保育園は特に、保育園から学校に連れていくっていうんじゃなくて、すぐ母親あるいは父親に電話が来て、病院に連れて行ってくれと。ちすれば、仕事を途中で休まなきゃならないと。そしてまた、そうしていくことによって、また休んで、子供を病院に連れて行ってその順番待ちをして、また保育園に連れて行って職場に戻るという方もいらっしゃるし、もうそのまま家に帰って、子供の看病をせんにやならんという状態が続いているところを数件聞きます。そういうところになってくれば、先ほど申し上げました、二世帯住宅でじいちゃん、ばあちゃん、あるいは近くの親戚の方とかが見てくださることによって、若者が働けるということも成り立ってくるんじゃないかと思っております。

さっきから申し上げますように、まず人口減じゃなして、今の人口を維持するにはどうしたらいいかと、これは前回、昨年私の質問のところで町長も申されました。今の人口を維持していくにはどうしたらいいかということですので、やっぱりそういう策を講じていかれることが非常に大事だと思うんですが、再度町長に意見をお伺いいたしますが、どうでしょう。

○町長（日高 政勝君）

本当に今の若い親の方、ほとんど仕事を有職者でありますので、共働きの中で子育てということとでございます。病気をしたり、会社を休んでまた連れていかなければならないということもありますので、今までの子育てとはまた違った厳しさもあるかと思っております。また、職場に産後の場合、復帰の問題とか、いろんな問題があるようでもありますので、そういった環境が全て整うということが、一番子供を産み育てやすいことになっていくんじゃないかと思っております。

そういうことで、今ありましたとおり、子供は地域の宝、社会の宝として、家族はもちろんでありますが、地域でそういった場合預かりをできるとか、何かいろんな方策を考えていく必要があるのかなあと思っております。特に、じいちゃん、ばあちゃんたちが近くにいらっしゃる方々はいいんですけど、遠くにいらっしゃるということになると、やっぱり親しい友人たちがそれを見守ってくれるとか、あるいは職場で見守ってくれるとか、何かそういういろんな場での子育ての環境を整えていくということが、これから必要になっていくのかなあと思っております。

病気をした場合は特になんですけども、病児の場合、1人はお医者さんに連れていく、もう一人は、それならちゃんと預かりますよ、病児一時預かりとか、いろんな手だてが必要な場面があるわけでもありますので、こういったきめ細かな対応というのは、これから必要になってくるかなあと思っております。

今そういったことで、今ちょうど先ほどから申し上げております、政府のほうで今度、骨太の方針で出されておりますとおり、少子化対策として第3子以降の出産、育児、教育、こういった段階ごとの支援策というのは、具体的に打ち出していく必要があるかと思っておりますし、町としましても、先ほど申し上げました計画づくりの中で、各段階ごとのいろんな支援策を講じていく必要があるかと思っております。

○川口 憲男議員

町長、この人口減対策というのは、今、国も取り組んでいるし、非常に難しい問題で、一町で簡単に片づけられる状況じゃないということは私も重々承知しております。しかし、さっきの質問にもありましたように、財政上のにも人口が少なくなっていけば、今の状況じゃ財源的にも少なくなっていくわけですから、そこあたりの対策は必要かと思っております。

また、学校統合が動き出しますと、当然学校がなくなっていったら、そののちは、まちと

ますか、地域は閉塞感に陥ることは確実です。そういうところの対策もしていかなきゃならないのじゃないかと思えます。

今、町長の答弁にありましたように、今までもありましたように、人口の現状維持対策、必要であるということは私も重々考えております。

しかし、行政だけにこれを持っていくのはちょっと酷とは思えます。まちを挙げて、議会あるいは地域を挙げて、先ほど、地域で子供は守るということをおっしゃいましたけれども、行政、議会、地域が一体となった議論をしていき、そこにいろんないい政策が取り組めるんじゃないかと思っております。

先ほど申し上げましたように、補助の上乗せも質問いたしましたけれども、財政上、厳しい点があるかと思えます。さっき当初説明の予算説明のところ、財政課長のほうが、財政調整積金を6億考えているんだということがございました。将来を見込んで、財政調整基金も積み立てていかなきゃならないことは、これはもう重々承知しております。

しかし、こういうまちに緊迫した課題というのであれば、例えばの例でいきますと、旧宮之城中学校跡地にソーラーをつくりまして、一千、家賃が二百万だったですかね、1,000万ちょっと多くの家賃が入ります。これを何とか有効活用するっちゃう、これは目的外といいますか、これは目的を持った補助に使うんだということも必要な施策でありますし、その積立金の6億の中の1割でもいいですから、こういう子育て支援に回すとかいう財政的のところも必要と私は考えますが、その点について町長にお伺いします。

また、農業の新規就業者、あるいは商店の新規就業者といいますか、新規に店を開きたい、何したいという方があんまり現れてきていない状況にあるんですけど、農業のほうは年に一、二件ないし3件くらいはそういう新規就農をしたいということがありますけれども、今の屋地のまちとか、虎居のまち、いろんな商店街のところでも空き店舗が見られる中で、そういう資金を使って、例えば商工業の新規就業者に対しては、当然、商工会あるいは銀行から借り入れするんですけども、そういうところの利子補填ができないものなのか、これは担当課とやっぱり商工会もいろいろ話をしなきゃならないところだと思いますが、そういう支援ができないものなのか、そういう資金の活用策が考えられないものか、町長お伺いいたします。

○町長（日高 政勝君）

子育てについては、これから特にまた人口対策のためにも重要な課題になると思っておりますので、引き続き強力な取り組みを進めてまいりたいと思っております。重点施策の中に幾つかある中でも、今申し上げましたとおり、これからやはり子育ての環境をどう整備していくかというのは、いろいろとまた考える分野もございます。もう既に、担当課のほうには、来年の予算はこういうことを考えているからということも、指示をいたしておりますけれども、重点的に財源の配分に努めていきたいと思っております。

まず、財調は先ほどからありますとおり、交付税の関係があるものですから、ある程度ないと、やっぱり行政というのは、途中でまちがなくなるというわけもまいりません。さまざまな仕事をやっていかなければなりませんので、やっぱり必要な財源というのはある程度確保していかないと、何もできませんというわけにはまいらないわけですので、そういうことにならないように、しっかりとそういう財政運営は必要かと思っておりますので。

しかし、おっしゃるとおり、いろんな課題がございますので、重点的なものについては、めり張りをきかして、重点配分をやっていきたいと思っております。今ありましたとおり、財政調整基金あるいは太陽光の関係とか、収入がございますので、そういったことについては、よくこれから子育ての環境については力を入れていきたいと思っております。

空き店舗の関係等についても、商工業のこういった新規就業、新規就業といっても、新たに新規の方というのは本当にわずかであります。今でも3件、4件はありましたけれども、ほとんどは後継者の方が、お祝い金としてやってはおりますけれども。新たに商店街の空き店舗を活用して、店をやりたいという方があれば、やはり行政としても、そういう商工業の振興というふうに、元気のある商店街の振興ということもうたっておりますので、できれば家主さんの家賃については、そういう意欲のある経営者については、家賃助成でもしていいのかなと思っております。

今までもそういう動きがあるところもありますので、町が、そこまでやる気があったら家賃助成も考えていいですよというぐらい、今検討しておりますので、できたら、またタイヨーもなくなつたし、ああいうところで、地主さんが違いますので御理解をいただかなきゃいかんですけども、それぞれ御理解をいただける店舗等の活用があれば、そういうことも考えていきたいと思っております。

○川口 憲男議員

町長、きのうの南日本の社説の中に、「少子化対策で子育て環境を急げ、少子化対策には産みたいと思う女性が産める環境をつくるのが最も重要だ、子育てや教育ができる収入や時間を持てるようにするとともに、出産を理由にして仕事で不利益な扱いを受けない社会にしていくのが当然」ということがありました。それと、「地方では働き場がなく、都市部に出ていく現状がある、人口減対策で効果を上げるには、雇用の場の確保が重要で、税制面で優遇するなど企業の地方誘導も検討してほしい」というような社説が出ておりました。

非常にこれを見とって、同じような感動といいますか、いい思いをしたわけですが、やっぱし少子化をとめるには、社会全体で危機感を共有することが大切と言われております。

先ほど申し上げましたように、行政ばかりにこういう政策をせんにゃいかんじゃなくして、町長のさっきの思いにもありましたけれども。最後に、町長が例えばこういういろんな施策をする中で、議会は、地域は、そしてまた家庭はちゅうようなふうに、その思いを、取り組む施策を広く広げて、町内一丸になって少子化対策に取り組むべきじゃないかと私は考えます。

ですから、今申されましたように、いろんな施策もそういうふうにして、商工業の発展育成にもそういうことを考えてるということをおっしゃいましたので、ぜひ少子化対策には、先ほど申し上げましたように、平成19年あるいは合併した当初から、いろいろな方々が、議員の方が質問されております。

もう、遅きにならずですから、先ほど子ども・子育ての条例も会議があつてつくるといことですので、今始めなければもう取りとめがないようになっていくと思います。町長の、ぜひその意気込みを示していただきたいと要請しまして、質問を終わります。

○町長（日高 政勝君）

子育ての問題につきましては、私はもう就任当初からずっと大きな柱に掲げて、それぞれいろんな政策を取り組んできております。今回の子育て・子ども会議とか、これについては、政府の骨太の方針に基づいての子育て支援法というのができて、その以前も町は計画をつくっておるんですけども、次世代のあれはですね。

こういうことで、また新たにこのあいだ政府の考え方が出てきた関係で、条例をつくってまた計画を策定をしようということで、今までずっと継続しています。新たなことじゃないんですね。

特にまた、政府が力を入れていきたいと思いますということですから、それだけの、出産、子育てとか、そういうそれぞれの環境でさらに力を入れていきたいということでもありますので、今後もお

っしやるとおり、しっかりと政策を進めてまいりたいと思っております。

○議長（舟倉 武則議員）

これで、川口憲男議員の質問を終わります。

次は、15番、柏木幸平議員の発言を許します。

〔柏木 幸平議員登壇〕

○柏木 幸平議員

初めに、教育について2項目、まず通学路の安全確保と対策について質問をいたします。

この通学路の質問は、昨年12月議会で新改秀作議員が質問されておりますが、私はその後の対応や新たな問題等についてお伺いいたします。

2005年に栃木県で、小学1年生の女児が下校途中に連れ去られ、殺害されていた事件で、6月3日に32歳の男が逮捕されましたけど、当時は3年間において、小学1年生が5人殺害される事件が起き、そのことから、高齢者や保護者が通学路で子供を見守るスクールガードが広まったとのことであります。

また、2012年4月に京都府、千葉県、愛知県で相次いで発生した、登校中の児童等の列に車が突っ込み、死傷者が出た事故を受けて、当町においても通学路の緊急安全点検を実施されたところであります。

昨年12月議会で新改議員への答弁の中で、緊急安全点検で出された対策が必要なところで、まだ未整備のところは4件あるとのことでありましたが、現在全て完了したものか、まずその点についてお伺いをいたします。

次に、小中学校における土曜日活用や土曜日授業の状況についてですが、これには私は通告に土曜日と入れておりましたが、通常、土曜活用とか土曜授業ということでもありますので、質問はそのようにさせていただきたいと思えます。

昨年4月の読売新聞の教育に関する全国世論調査によると、「土曜授業については、土曜日に授業を行う学校週6日制の復活を79%の人が支持した」とのことです。そのうち、毎週行うほうがよいと答えた人は41%、月に1回から2回程度行うのがよいと答えた人は38%、土曜授業を行わなくてもよいと答えた人は17%、だったそうです。

調査内容を見てみますと、週5日制が学力低下を招いたという意識が強いためと見られ、土曜授業を行うべきだと思える理由は、「学力向上につながる」が63%でトップだったそうで、次に、「過密スケジュールを緩和できる」、「学習塾に通う子供との教育格差の解消につながる」、「家庭では十分な教育ができない」のこの順であったようであります。

東京都のある中学校では、これまで月に1回から2回、土曜授業をされているようですが、その教科の授業は行っていないものの、土曜日授業を取り入れたことで、中学校の部活動にしわ寄せが来て、生徒も教員も休めない週末が続くこともあるようです。しかし、平日行っていた授業以外の取り組みを土曜日に回したことで、ようやくゆとりを持って、年間授業時間数を確保できるようになったとのこと。

このように、既に数年前から、土曜授業を取り組まれているところもあるようですが、公立学校での正規の土曜授業が本年度から認可になったことで、全国の動向や鹿児島県内の状況はどのようなものか、お伺いをいたします。

次に、原子力災害避難計画についてですが、川内原発の核燃料は、現在格納プールにある状態で、ほかに使用済み燃料も貯蔵されており、再稼働は現在してないですけど、現在の危険性が無いわけではありません。

原発から30キロ圏UPZの、9市町は、県から昨年12月末までに避難計画策定を求められ、

本町においても拙速的な原子力災害避難計画が作成されたと思われるような計画であります。

5月に開催いたしました議会報告会でも、この避難計画や原発関係について、町民の方から質問があり、関心の高さを感じたところであります。これまで町としては、町民の皆さんに、避難場所や避難経路等について、年度末の公民会の総会や年度初めの花見の機会を捉え、全公民館に職員を出席させて、説明が済んだとのことでありましたが、職員が説明されたときの質問等については、全公民館、把握されたと思いますが、どのような質問があったものか、お伺いいたしまして1回目の質問を終わります。

〔柏木 幸平議員降壇〕

〔町長 日高 政勝君登壇〕

○町長（日高 政勝君）

柏木幸平議員からの2点ほどの御質問をいただきましたので、お答えをさせていただきます。

まず、通学路の安全確保と対策ということでございます。平成24年度、京都府、千葉県、並びに愛知県におきまして、相次いで登校中の児童等の列に車が突っ込み、死傷者が出る大変痛ましい事故が発生しましたことを受けまして、平成24年8月に各小学校の通学路につきまして、さつま警察署、県北薩地域振興局、町の建設課、安全安心対策課並びに町の教育委員会と連携をいたしまして、緊急合同点検を実施をいたしました。それぞれ、必要な安全対策を図ってきていただいたところでございます。

この点検で、各危険箇所として指摘のございましたところがありまして、その中の4件の未整備箇所につきまして、全体では29カ所ということですが、これらにつきまして、平成25年度末で、全ての箇所の対策を終えたところでございます。

その後の対応といたしましては、昨年12月、各地域における通学路の交通安全の確保に向けた、着実かつ効果的な取り組みを推進するため、関係機関が連携して継続的な取り組みを推進するよう、県からも通知をいただきました。本年3月、学校、道路管理者、地元警察署などが連携して取り組むために、さつま町通学路交通安全プログラムを策定いたしました。

このプログラムによりまして、町の教育委員会、道路管理者、県、町もですが、それから町の総務課、学校、町のPTA連絡協議会、警察署、それぞれの代表をメンバーとします通学路安全推進会議を設置をすることといたしまして、横の連携を図りながら継続的に通学路の安全確保に努めていくこととしております。具体的には、合同点検の実施とか、対策の検討実施、対策効果の把握、これらを一連のサイクルとして繰り返すPDCAサイクルで実施することを基本的な進め方としていただいております。

今後におきましては、この安全プログラムに基づきまして、継続的な取り組みを進め、児童生徒が安全で安心して通学できるように安全確保対策を講じております。そのほかのいろいろですね通学あるいは帰りの途中等の防犯という意味合いでも、今現在、スクールガードとか、あるいは子供の駆け込み110番、これらについても、民間あるいは商店の御協力もいただいておりますし、また、それぞれ、青パト、地域防犯組織、本当にこのさつま町はいろんな網の目で、子供の安全については地域の御協力もいただいております。

それから、2番目の原子力災害避難計画についてでございます。福島原発の事故の教訓のもとに、平成24年10月、原子力規制委員会によりまして原子力災害対策指針というのが策定をされました。原子力施設からおおむね30キロメートルの範囲が緊急時防護措置を準備する区域として、いわゆるUPZであります。目安として示されたところであります。

この区域にさつま町も含まれるということになりました関係から、昨年の6月、本町の原子力災害対策の基本となりますさつま町地域防災計画（原子力災害対策編）というのを、これまでな

かったんですけれども、新たに策定をいたしまして、その中でUPZの範囲を公民会単位で設定をいたしました。

策定後の7月以降、20の全公民館で町政座談会を開催いたしまして、計画の大綱部分について説明をいたしたところでございます。さらに、昨年12月、具体的にこの避難対象区域となりますUPZ内の防護措置、いわゆる避難の準備及び実施について必要な事項を定めた、原子力災害避難計画を策定をいたしました。この計画につきましては、先ほどもございましたとおり、本年3月から4月にかけて開催をされました町内全公民会の総会あるいはこの花見等を利用いたしまして、そこに職員を出席をさせまして、避難計画で定める避難場所や避難経路等について説明をいたしたところでございます。

説明時に出されました質問事項に対する回答につきましては、公民会別に文書で行うこととしておりまして、今月、公民会へ発送すべく準備を進めております。

主な質問事項、回答内容については、後ほど担当課長から説明させます。この避難計画の概要等とあわせまして、町の広報紙へも掲載をしてお知らせをすることになっているところであります。また、多数の要望がありました避難経路、避難先の細かな情報につきましては、原子力災害対策を含む総合的な防災マップというのを今後、策定しまして配布をする予定で、予算措置を含めて検討をすることにいたしております。

さらには、鹿児島県との共催によります住民説明会、これも今、さつま町、先行して実施をしておりましたけれども、県がまたさらにしてほしいということでもありますので、あわせて住民説明会を開催することで日程調整中でございます。

今後におきましても、問題点を検証しながら避難計画の実効性を高め、町民の不安の解消に努めてまいりたいと考えているところでございます。

〔町長 日高 政勝君降壇〕

〔教育長 東 修一君登壇〕

○教育長（東 修一君）

土曜日の授業についてでございますけれども、御指摘のとおり、社会情勢の変化等に対応しまして、土曜日において、これまで以上に豊かな教育環境を提供し、その成長を支えるために、学校、家庭、地域の三者が連携して役割を分担しながら、学校における授業、あるいは地域における多様な学習や体験活動の機会の充実などを図ることとして、昨年11月に学校教育法施行規則の改正が行われ、設置者の判断により、土曜授業を行うことが、土曜授業といいましょか、土曜の活用が学校で行われることになりました。

具体的には、公立小中学校の休業日が、祝祭日、土曜日、日曜日、教育委員会が定めるいわゆる夏休み、冬休み、春休みでございますが、となっていたものを上記の条文に、「当該学校を設置する地方公共団体の教育委員会が認める場合は、この限りではない」という1文がつけられ、必要に応じて土曜日も授業等ができるようになりました。

なお、この土曜授業といいましても、3つの大きく分けまして形態がありまして、1つは、正規の授業として教育課程に組み入れ、全員を対象として行う、いわゆる土曜授業と。2つ目は、学校が主体となって希望者を募って実施する、いわゆる土曜課外授業。それから3つ目は、学校以外が主体となって、希望者に対して学習機会を提供する。今、伊佐市が現在実施しておりますが、そのようないわゆる土曜学習、伊佐市は土曜講座とこういうふうに呼んでいるようでございますが、2つ目、3つ目というのは実施者による違いはありますけれども、そのような形で3つの形があるということで御認識をいただければと思います。

お尋ねの1つ目の土曜授業につきましては、文部科学省は特別非常勤講師や外部人材、民間事

業者等の活用を図り、土曜日ならではの質の高い授業を推進するという事で、教育課程内の正規の教育活動を推奨をしております。例えば、内之浦あたりの科学者を呼んで、学校で授業をすると、例えば、そのようなことだろうと思います。

こうした中で、国の調査として私どもが知り得る範囲での実施率は、国全体で公立小学校の8.8%、国全体でございます。公立中学校の9.9%が土曜授業を実施しているということでございます。

なお、本県におきましては、この1つ目の土曜授業は、昨年度まで実施している学校はありませんでしたけれども、本年度、県教委が県下で2つの学校を坊津学園小中、喜界小学校、これをモデル校に指定しまして、研究を進めているところであり、喜界小では月1回、3時間程度ということで、4月、8月と3月は除くと、九月ですが、このようなことで実施しているというふう聞いております。

〔教育長 東 修一君降壇〕

○総務課長（湯下 吉郎君）

先ほどの住民説明会の中で、どのような質問があったかということでございますが、大きく8点ほどございます。

まず、1点目は、再稼働に関することございまして、内容をかいつまんで申しますと、このような計画があるということは原発の再稼働に賛成ということではないのかとか、あるいは住民の方から、再稼働のために策定したのかというような御意見、それからさつま町は原発の再稼働に賛成か反対かということの御意見があります。

それから、第2点目は、エネルギー政策の見直しについてであります。避難計画などにより原子力をやめる考えはないのかとか、あるいは原発を使うことが前提の説明だが、代替エネルギーについての考えはないかということです。

それから、3点目は、財政措置でありまして、国からの交付金が幾らぐらいあるのかというような質問。

それから、4点目は、情報提供であります。原子力災害が起こり得る要因に、地震、津波、火災、ミサイル等についてはどのような場合を想定しているのかとかいうこと、それから、風向きで被曝してしまった、本当に国から情報が伝えられるのか、確証があるのかということでもあります。

それから、避難訓練については、6番目には避難訓練でありますけれども、今回は避難計画に合わせた避難訓練は予定しているのかということ。

それから、7番目には、環境放射線の監視であります。町の放射線量の数値を知るにはどうしたらいいかとかいうような御質問であります。

1番大きくあるのが、8点目の避難方法でございました。避難となった場合には、車とかバス等により避難をするようになっているけれども、どのような方法でするのかとか、あるいは風向きにより鹿児島市だけでなく、反対方向へ避難についても考えたらどうかと、あるいは鹿児島は遠いのではないのかというようなこと。それから、安定ヨウ素剤の服用などはどうなるのかというようなことで、多数寄せられておりますので、これらを集合しながら、一般的な部分についてはお知らせ版で町民に周知し、そしてまた個別的なものについては、各地域へ文書で御報告すると、回答するという事としております。

以上です。

○柏木 幸平議員

今、答弁をいただいたわけですが、まず、通学路の安全確保についてですが、先ほどの答弁で、

25年度で調査の部分は終了したとのことであります。また、今後の対策まで町長のほうがお答えいただいたわけですが、この通学路の安全確保については、議会報告会において、私は4班だったわけですが、宮之城屋地地区からも安全対策をしてほしいという意見が出ました。

それは、城之口五日町線は、信号がないことや道路が整備されたこともあり、従来の交通より通学時間における交通量が増えて、観月台付近からの下り坂を車がスピードを出したりして下りてくるので、通学の児童生徒や歩行者の方が非常に危険な状態であるとのことであります。

現在、屋地本町交差点から宮中入り口までは改良舗装工事が行われ、ガードパイプが設置されておりますが、危険な状況と言われる宮中の入り口から観月台入り口付近までは、歩行者の安全対策がないので、ガードパイプの設置はできないかということ、早急にガードパイプなどの安全対策ができないのであれば、時間的な進入禁止はできないかとの要望が出たところであります。

学校側とされても、宮之中学校、盈進小学校とも校長自ら交差点や横断歩道に立って交通指導をされていますし、学校だよりなど見ますと、学校だよりはいろんなそういう機会を捉えて、学校周辺の交通量が増えることによって、歩いて登校する子供たちの危険リスクが高まるため、特別な事情がない限り学校周辺での降車は控えていただきたいと、保護者にもこうして呼びかけておられるようですが、なかなか保護者の意識が変わらないというか、そういう状況であります。

そのような中で、町内の小中学校では10月1日を学校安全の日、そして、毎月の1日を安全点検の日として設定をされておりますけど、これは主に校内だけの安全点検なのか、それとも校外も含めた通学路の安全点検等も一緒に、総合的にされているのかお伺いをいたします。

○教育長（東 修一君）

学校安全の日につきましては、盈進小学校の事故を受けまして、起きた10月1日を指定しまして、学校生活や登下校の安全に関する校長講話、あるいは学級活動等による危険予知トレーニング、あるいは生命尊重について考えさせる道徳の授業と、そういうことを町内全ての学校で実施するようにお願いをして、盈進校の事故が形骸化しないようにということで取り組んでおります。

それから、学校安全点検の日につきましても、毎月1日を指定をしておりますけれども、これにつきましては、学校の職員を中心にしてやっている関係上、今、御質問にありました、主に校内の施設、設備等が中心になっておりますが、必要に応じて通学路については点検をするようにお願いをしているところでございます。

この校外の通学路の点検につきましては、先ほど町長からもございましたように、町教委が2人のスクールガードリーダーを委嘱してございまして、この2人が全ての学校を月1回程度は訪問するようになってございまして、その中で、もちろん、学校内の安全もそうですが、通学路等の点検等も行ってもらおうようにしているところでございます。学校に報告されたのでは、佐志小近くの排水路の安全柵の設置とか、あるいは冠水して、これは山崎小学校だったと思いますが、道路の排水などの危険箇所の指摘、このようなのがあったということでそれに対応しております。

それで、主に今、議員から御指摘のありました、学校安全の日、そして安全点検の日につきましては、職員を中心にしてやっておりますが、必要に応じてPTAとかそういうこと等とも取り組みながら、通学路についても点検をするように今後も取り組んでいきたいというふうに思っております。

○柏木 幸平議員

今、教育長のほうから言われましたとおり、せっかくこうして毎月の安全点検の日として設定をされておりますので、これも校外も含めて地域の方とかPTAの方も協力を得ましてそういう体制ができればいいと思いますので、ぜひまたそのような努力もしてほしいと思います。

次に、指定区域内の車の最高時速を、時速30キロに制限するゾーン30の整備が県内においても進んでいるようですが、整備においては道路管理者との調整や市町村の予算が必要ということで、本町においては、盈進小学校周辺の約14ヘクタールが対象になっているとのことであります。

昨年の12月議会で新改秀作議員への課長答弁は、検討すべき対策は考えているとのことでしたが、実施においては、先ほど言いましたように、今後の予算次第であるようなことでありました。それで、今後の再度の現地調査を踏まえるということでありましたけど、そのような現地調査を踏まえての協議等どのような協議の中で計画になったのか、計画ができたとしたらお伺いいたします。

○総務課長（湯下 吉郎君）

ゾーン30については、先ほど言われましたように、道路管理者、そしてまた交通安全の担当であります総務課、そしてまた学校、地域と協力しながら点検をするということとしておりました。先ほど言われましたように、盈進小学校とプラッセダイワを中心とした14ヘクタールを、安全安心エリアとして24年度に公安委員会のほうで設定をされたところであります。これまで推進については、役場横の一灯式の信号機を設置し、それは公安委員会、それから町のほうでは町道川原線の交差点付近の一部の歩道の拡張、そして、側溝補修及びオーバーレイの実施ということとしております。

今後の進め方につきましては、今、御質問がありましたように、関係者が現地を踏まえながら、どのような対策が必要かということで、現地調査をするようにしております。まだそれができておりませんので、近々に現地調査をして、このゾーン30の設定をしていくということになります。これについては、簡易的な案内板の設置は、30キロ制限というのは公安委員会が設定をしますし、そうした看板とか道路の表示は道路管理者、もしくは交通安全対策でやるということをございます。そういうことで、まあ予算等も必要なことから、そしてまた、地域の理解も必要なことから、現地をしっかりと踏査しながら進めていくということにしているところです。

○議長（舟倉 武則議員）

質問の途中ですが、ここでしばらく休憩とします。

再開はおおむね1時5分とします。

休憩 午前11時56分

再開 午後 1時04分

○議長（舟倉 武則議員）

休憩前に引き続き会議を開きます。

○柏木 幸平議員

時間も30分となりましたので、私のほうも、用意した原稿の中でちょっとかいつまんで質問したいと思っております。

先ほどの道路の関係のほかにも、安全対策として気になるのが盈進小南側にあります石垣とかです。

やっぱり石垣に関しましても、多分植物の浸食等によって、大分浮き沈みがあったり、間が空いているのかなと思っておりますが、その上にコンクリートなどの敷設なんかもしてあるわけですが、それなんかもひび割れたり、その上にまたある金網等も下から見たら曲がって危険な感じを受け

るわけです。

今のところ、北西部地震以来の大きな地震はないわけですが、日ごろ見なれているそういう危険箇所も見過ごすこともあります。

また、これは、管理者不在の敷地内にある石垣が、倒壊はしてないわけですが、危険な状態にあるということで通報もいただいているわけですが、この通学の子供たちが危ないと思って注意はするけど、道幅が狭い交差点のためにどうしてもやっぱりそこもぎりぎり通らないといけないというような、そのような状況もあるようです。

それを踏まえて6月8日付の南日本新聞に県内の7市町村が利用目的のない空き家の所有者への指導や命令などの手続を定めた適正管理条例を定めて、その中のまた4市町は道路に壁が倒れたケースなど、著しく公益に反する場合、所有者にかわって撤去する行政代執行の手続も規定してあるようです。

以前、環境問題のことで私も町長に質問いたしたときには、「全般的には環境課で連携をとりながら、また具体的細部については農業委員会や農政課などの所管のところで対応かと思っております」ということで、その辺の連携体制はしっかりとっていきたいと答弁をいただいたんですが、今回のこの石垣などの危険な状態と判っていても、倒壊しなければ道路にかからないということで、そういう作業もなされないと思うわけですが、そのようなことも踏まえまして、当町においても適正管理条例や危険な状態であった場合でも代執行がとれるような規定も必要かと思いますが、そこら辺の考え方について町長の考えをお聞かせいただきたいと思います。

○町長（日高 政勝君）

通学路に、石垣とかあるいは塀とか、構造物の危険物がある箇所もございますし、今ありました空き家の廃屋の関係ということもございます。

民家のブロック塀等で倒壊のおそれのある箇所とかあるいは空き家、通学に支障のある家屋などにつきましては、先ほど申し上げました通学路安全推進会議、それからスクールガードリーダーとともに連携を図りながら危険箇所の把握に努めております。

改善の必要な箇所の所有者への改善要求とか適切な処置については、もうその都度講じてまいりたいと感じておるところでございます。

あと、この空き家の関係につきましては、確かに、これまでも空き家調査をしておりますので、その時点でもこういった関係について、当時738棟ですかね、その中でこういった家屋が125棟ぐらいあったと思っております。

そういうことで、それから先ほどもありましたとおり年数が経っておりますので、恐らくまたそれ以上増えているんじゃないかと思っておりますので、改めて今、国交省とか、そういったところが全国的にそういう再調査のことが出てきておりますので、そういった調査項目も改めてさらに把握ができるような調査をしていきたいと思っております。

今確かに、条例をもって、そういう、管理者責任と申しますか、管理者のほうでの確な管理をしていただきたいというようなこともあるようでございますし、どうしても、財政的っていうんですかね、予算的な関係等もあってできないというところについては代執行というところもやっておるところもございますが、非常に、廃屋の取り扱いというのは公法上難しい部分もあります。

本町におきましては、もう自主的に、所有者が解体できる場合は解体をしていただくということで、助成の制度も設けております。

生活安全対策が、景観対策という点と公益上の必要性というこういう面をどの程度まで求めるかという問題の整理が必要になってくるかと思っております。

あくまでも個人の財産という問題もありますので、個人の財産に対する権限の問題、これを法

的にどの程度責任を問えるかということがありますので、やはり所有者の皆さん方の当然の御理解と承諾、こういったことが必要かと思っておりますので、引き続き、この辺は、国への関係の今後の動きとかですね、いろいろ大きな課題に全国的になっておるようでありますので、この廃屋の問題については、さらに一緒になって研究を進めてまいりたいと思うところでございます。

○柏木 幸平議員

今後の対応に期待いたしたいと思えます。

次に、義務教育における土曜活用や土曜授業の状況についてお伺いいたしますが、先ほど、全国的には8.8%、県内で今2校あるということでありましたけど、土曜活用についてはいろいろと新聞等にも載っております、京都府の小学校ですが、PTAを軸にその小学校の施設を使って活動しているスポーツ団体などの協力を得て、ほぼ毎週土曜日に児童が学校で何らかの活動に参加できる体制を整えて、授業とは違った形で学校、家庭、地域社会が力を合わせて児童の育ちを支えているそうでございます。

この取り組みを本町でも毎月の第3土曜日に青少年育成の日と重ねた「さつまの日」とされているわけですが、その辺の活用に適した取り組みになるのではないかと思うわけですが、この前連絡をいただいた方からは「学校応援団の登録をしても、なかなか出番がない」と言われるのをいただいたわけです。

それで、そういう方々も第3土曜日の日にそういった取り組みをされれば、一緒に活動ができるんじゃないかと思うわけですが、そのようなことも含めて今本町での土曜活用について、どのように実施されているのか、まあ、そういう学校があるのか、お伺いをいたします。

○教育長（東 修一君）

土曜日の活用策についてでございますけれども、この、地域における多様な学習とかあるいは体験活動の機会の充実策としまして、本町では土曜日、日曜日を中心にして取り組みます「地域が育むさつまっ子育成プラン」というのを策定しまして、自然体験等の活動プランを立てまして町教委、各区公民館、あるいは公民会、子供会、町子連、あるいは郷土史研究会と、もちろん家庭もですけれども、中心になって取り組んでもらっております。

活動の場所が、今議員のおっしゃるところは学校ということでございますけれども、今、特に私どもはこのような形で社会教育課を中心にしながら取り組んでいると。

御指摘のとおり第3土曜日、日曜日は「さつまの日」として設定をしまして、子供を家庭や地域に返しまして実態に即した活動をお願いしております。

御指摘の学校応援団というのは、基本的には、学校の授業がある日に、そういう力を持っておられる方を学校に来ていただいて授業のサポートをしていただくということが主でございまして、例えばエプロンづくりのミシンを扱うための加勢をしていただくとか、あるいは書道、あるいは地域では米づくりとか、そのような形で昨年も実施件数としては40件、延べ40件ということでございますけれども、そのような形で取り組んでもらっております。

これは、必ずしも土曜日じゃなくて、学校の授業のある日にそういう人材の活用を図っているということでもあります。

この中で、希望してもできないということは、申し込んでおられる方が本年度は37名、そして8団体申し込んでおられますが、学校の授業と申し込んでおられる種目がミスマッチで、学校で授業でやることに合わないような、いわゆるミスマッチが起きておられて、お願いしようもできないということもあるようでございます。

このことについては、今後私どもまた何らかの形で御本人とも連絡をとりながら進めていきたいというふうに思っております。

それで、問題もあるわけでごさいます、部活動とかスポーツ少年団、この活動と重なったり子供の数が減ったりしまして、指導者の確保難等もございまして、いろいろ苦勞をしておりますけれども、今後やはり学校の管理職には、土曜日、日曜日には特にこの「さつまの日」を中心として、自宅に帰すように活動の時間とかあるいは日というのを守るようお願いをしたり、指導者の育成についてもいろいろ検討していきたいというふうに考えております。

○柏木 幸平議員

土曜日の学習に関しても、先ほどからありますようにずっと全国的にも各取り組んでこられている状況であります、先進的などころが佐賀県の武雄市なんかいろいろとそういう学習の関係やら、タブレットの関係ですね、端末を使ったりだとか、また民間の学習塾なんかと対応したりとか、そういうのもあるようですが、今後について、このさつま町においては土曜授業についてどのように考えておられるのか教育長にお伺いいたして、この問題に関しては終わりたいと思います。

○教育長（東 修一君）

先ほど、土曜の活用につきましては3つのパターンがあると、特に御質問は学校教育を主体とする話のごさいます、3つのパターンがあると申し上げましたが、そういう広い意味での土曜授業を含めまして、今後、研究校の、ことし2校、モデル校も指定してございまして、この2校の研究の動向や、あるいは本町の実態を踏まえながら、今後検討していきたいというふうに考えております。

○柏木 幸平議員

それでは、原子力災害避難計画について、引き続き質問いたしたいと思いますが、きょうも南日本新聞に薩摩川内市の保育園の避難訓練の文が掲載されておりましたけれども、新聞報道等で病院や福祉施設など要援護者対策が今後の課題になるとのことですが、町内のそういう施設の対応は本町に任されているものか、また各公民会内の要援護者にしても、集団地においては新たに要援護者になられても情報がなかなか伝わらなくて判らない状態でもあります。

いろいろな災害に対し、日ごろから確実に要援護者の対策ができる体制も必要と思うわけですが、要援護者の対策についてどうされているのか、お伺いいたします。

○総務課長（湯下 吉郎君）

災害時の要援護者の関係でごさいます、これは原子力防災に限らず通常の災害の場合を想定しまして、要援護者がさつま町内には576名いらっしゃって、そのうち30キロ圏内のUPZ内では369名と登録をしております。

その要援護者の中で要支援者という方が、この576名を支援する方が、930名ということでございまして。

そしてまた、先ほどの369名のUPZ内の支援者が632名ということでありまして、現在では要援護者に対する支援者は1人に対して1.6人ということではございます。

これは、福祉のほうで民生委員とか、そうした方々を協力いただきながら手挙げ方式でございまして。

またそれから、年々増加するとは思っておりますけれども、それらの人たちに対する原子力防災に対する避難というのは、やはり通常の防災の避難者と同じような手続で、計画に沿って避難をするということを考えております。

それから、学校等についてはもう、避難計画が3月の時点で学校、幼稚園は終わっておりますし、福祉関連の保育所、それから特老等については、県の保健福祉部門のほうから直接指導されて、そして個別の計画をつくるということとしておりますので、そこらはまだPAZ圏内の5キ

口圏内についてはもう3月までに策定するとされておりますけれども、それ以遠については現在策定中ということでございます。

○柏木 幸平議員

18年の水害時の避難場所は、県の施設も含め町内の施設利用ができ、炊き出しなども給食センターなど、町内の施設で利用できました。

また、町内外のボランティアの方々や町職員によるいろいろと世話をしていただきまして、何とか町内の避難場所で滞在できたわけですが、今回のこの避難先への人数は県のあっせんで鹿児島市に約1万人、霧島市に約5,000人とのことでしたが、この避難先の滞在期間中における対処はこのさつま町だけで対処できるものか不安なところであります。

現在、青森県鶴田町と中種子町による災害時相互応援協定を交わしているわけですが、この原子力災害の場合はこのような災害支援協定は考えなくてもよいものか、できれば協定を結んでいたほうがお互いの相手先とこちらのそういう大災害のときに役立つと思うわけですが、そこあたり考えなくてもいいものか、お伺いいたします。

○町長（日高 政勝君）

災害時相互応援協定を交わしております青森県鶴田町、そしてまた熊毛郡中種子町、いずれも大規模災害が発生したときお互いに助け合いましょうという協定でございますが、当時この原子力の災害というところの視野は締結する段階では、具体的に入っていなかったわけでありましてけれども、ただ災害のいろんな状況を考えて大規模災害ということであらうと思っておりますので、お互いにまた改めて確認をしながら、そういう事態になったときにはお互いに助け合いましょうということにもありうるということで考えておりますので、その辺はまた改めて、原子力の場合についてもどうでしょうかというのはお互いに確認をする必要があるかと思っております。

○柏木 幸平議員

やはりお互いの、今までの鶴田町と中種子町につきましては、海を隔てたり遠距離だったりという、そういう遠いところとの締結だったわけですが、やはりこうして今回の計画を期に、そういうところにお世話になる、また自分たちも何かのときは引き受けてお手伝いできればという、そういう気持ちでお互いの信頼関係があってこそできると思うわけですが、新聞等によっても、きょうの新聞だったですかね、そういう引き受け場所について、自治体としてはそういう引き受け体制をしても、住民として果たしてどうなのかという、そこあたりのお互いの、今回の避難計画によっては不安なところがあるかと思うんです。

ですから、そこあたりの協定もお互いにまた確認し合って、今後、そういう締結ができるようであれば、お互いのことですから、取り組んでいただければと思います。

次に、さつま町の避難計画はいち早く放射状に圏内から避難するのではなく、30キロ圏内を鹿児島市へ自家用車で走りながら渋滞で30キロ圏内に長時間滞在しなければならない状況も考えられて不安が募るわけですが、この避難計画について皆さんがよく話されるのは、「原発の風下になった場合、放射性物質がそれぞれの住居までどれくらいの時間で到達するのだろうか」とか、また「避難場所が風下になったとき、今のところ一カ所しか指定がないのでどこへ避難したらよいのか」と、やはり初期の避難判断についても心配されているようです。

いろいろと質問の中でも聞きながら、町単独でできないところも判るわけですが、少しでも町民不安を解消できるように、機会があるごとに情報提供していただきたいと思うわけですが、できれば川内川激特工事の情報を「広報さつま」で連載していただきました。ああいうようなことでしていただければ町民に情報は行き届くと思うわけですが、この情報提供について町長にお

伺いいたします。

○町長（日高 政勝君）

この原子力の避難の関係、さまざまなケースが想定されると思います。

想定すればするほどいろんな問題が出てくるかと思っておりますが、それを逐一綿密にというところは非常に至難のところもあります。

できるだけ町民の皆さん方の不安を解消する、そういった手だてについては、最大限の努力をしなければならぬと思っております。

風下になったときとか、いろんなことがありますので、そういったことについては今基本的なところの避難の経路とか避難場所とか定めて説明をしております。

それでも確かに、風下になったときはどうするとか、飛散の距離によってはどうなるとか、いろんなことが想定をされます。

そういうことで、常にいろんなケースを考えながら対応を考えていく必要もありますけれども、とにかく、今想定されるような基本的なところはしっかりと対応できるように整備をしていきたいと思っております。

予想されるような、いろんな避難に対しましての考え方、それに対する広報については、確かに皆さんが日ごろから理解をして、いざというときの対応というのは必要になってくるかと思っておりますので、今後そういった整備が整い次第、広報等でも逐一お知らせはしてまいりたいと思っております。

○議長（舟倉 武則議員）

柏木議員に申し上げます。質疑の時間が残り4分になりましたので、時間内に終わるようにお願いします。

○柏木 幸平議員

今回の質問で飛ばし飛ばしといったわけですけど、最初の1回目の答弁で防災マップも今後近々できるということ、それからまた説明会等も行うということですので、そこあたりも住民不安の払拭につながると思っておりますので、ぜひそういう関係も含めて今後、1回目の通学路の問題もですが、この原子力の災害避難計画につきましても、まだ基本的なことができたばかりというのは判りますが、その中に住民の不安がいろいろとあるようですので、そこあたりについても今後いろんな情報がありましたら町民に伝えて、できるだけ町民の不安を払拭していただきたいと思っておりますので、今後の情報提供についても要望いたしまして、私の質問を終わります。

○議長（舟倉 武則議員）

これで柏木議員の質問を終わります。

次は、4番、桑園憲一議員の発言を許します。

〔桑園 憲一議員登壇〕

○桑園 憲一議員

通告に従いまして、質問をさせていただきたいと思っております。

まず、高齢者の福祉と健康対策についてでございますが、本町の高齢化率、65歳以上8,300人を超えているという状況の中で、全体的には35%を超えて町民3人に1人が65歳以上という高齢社会に入っています。

こういう状況の中で、ひとり暮らしの高齢者約1,800人、約22%を占めているようですが、こういうひとり暮らしの高齢者世帯等に対する現在の本町の生活支援体制についてどのような対応がとられているのか、現状をお伺いいたします。

それから、2番目の第2次「健康さつま21」の改訂版が発行されたわけでございますが、高

高齢者の健康づくりの目標といたしまして「健康寿命の伸進、生活の質の向上、健康格差の縮小など、高齢者の特性に応じた生活の質の向上を図る必要がある」と言われております。

特に「歯、口腔の健康については8020運動を推進し、個人が歯、口腔の健康づくりに取り組めるよう、地域、職場、学校、医療機関等を含めた地域全体としての対策の強化を図ります」とありますが、どのような対策、取り組みがなされているのか、お伺いいたします。

それから、3番。農地の貸し借りを担う農地中間管理機構の市町村としての役割についてでございますが、鹿児島県が農地中間管理機構を5月の24日から農地の貸し手、借り手の双方を対象に業務を開始したとのことでございます。

本町の農家の高齢化、あるいは農家数の減少に伴い、農家の直接の窓口である市町村としての役割、どのように今後検討され、取り組もうとしておられるのか、お伺いいたします。

〔桑園 憲一議員降壇〕

〔町長 日高 政勝君登壇〕

○町長（日高 政勝君）

桑園憲一議員のほうから3点ほど御質問をいただきましたので、それぞれお答えをさせていただきます。

まず、高齢者の福祉と健康対策ということでございますが、「ひとり暮らしの老人が本町においても1,800人を超えている。日常生活の支援について、町としてどのように取り組みをされているのか」ということでございます。

本町の高齢者人口は、約8,400人でございます。高齢化率が36%に達しております。ひとり暮らしの高齢者は約1,800人、高齢者夫婦の世帯が約3,000人、合計いたしますと高齢者全体の約6割を占めるという状況でございます。

このような中でひとり暮らし高齢者に限らず、高齢者に対する支援としまして独自の施策を進めております。

1点目に、食の自立支援事業でございます。ひとり暮らしの高齢者、障害者の方など、一人で食事を確保することが困難な方を対象に、食生活の改善と健康の維持、安否確認などを目的に、年間約6万5,000食の給食を配達いたしております。

現在156名の方に配達をしておりますが、これは町内4カ所の在宅介護支援センターを窓口にして、食事の提供が必要な方を毎週協議して町の社会福祉協議会に配達をお願いしているものであります。

配達の際、体調不良を訴えられまして救急車を呼んだり家族等へ緊急連絡をした件数が、平成25年度の場合で4件、平成26年度に入りまして既に2件発生をいたしております。

2点目に高齢者等への声かけ運動の一環としまして、町内で280名の在宅福祉アドバイザーを設置いたしております。民生委員と連携して訪問活動をしていただいているところでございます。

先般もこれらの皆さん方にお集まりいただきまして、改めて委嘱をいたしたところでございます。

平成25年度のこれらの皆さんの訪問実績といたしまして、約800世帯で延べ1万2,000回ほどの訪問活動がなされております。

このうちひとり暮らしの高齢者宅を、約500世帯で延べ9,000回ほど訪問されまして、いろいろと声かけ等の安否確認を行っていただいたところであります。

3点目に、民間事業者を含む見守り活動といたしまして、現在郵便局の配達の方、LPガスの協会の方にガスの点検の際の確認、それからまた九州電力の電力の需要の点検の際、あるいは新

聞を配達する方々に販売のところで確認をしていただく、あるいはまた水道事業のメーター検針、あるいはシルバー人材センターの方々、こういった7事業者に見守り活動の協力事業者としてお願いをいたしております。

また、さつま警察署、町の消防本部、町の社会福祉協議会、町民生委員・児童委員協議会をそれぞれ見守り活動協力機関として登録をしていただいております。

日ごろのこういった皆さん方の活動の中で、ささいな異変に気づかれたときに町、あるいはこの協力機関に通報してもらう体制を構築いたしたところがございます。通報によりまして、火災予防にもつながったケースも2件ほどございます。

4点目に、緊急通報体制整備事業でございます。以前から実施しております緊急通報システムに加えまして、平成22年度からは公民会の無線放送施設に通報できる福祉無線機の設置補助金を実施いたしております。

これは近所への緊急通報体制整備でございますが、現在8公民会で41機の整備補助を行ったところがございます。

5点目に、平成18年の豪雨災害を教訓に整備してまいりました、先ほども出ましたとおり、災害時要援護者制度の登録推進ということで取り組みをいたしております。

県内でもこれは先進的な取り組みとなっております、緊急時の連絡先を警察、消防本部、民生委員、こういった方などの関係機関が共有して、情報を共有しながら迅速に対応できる仕組みをとっているところがございます。

6点目に、平成22年度から地域における助け合い、共助に結びつく組織づくりとしまして、福祉部の設置を推進をしております。

地域の課題を、地域で何ができるか話し合いをしていただきまして解決をしていくための取り組みが、少しずつではありますが、推し進められてきているところであります。平成25年度におきましては、福祉部の設置推進が特定健診の受診率アップにも大きく影響したと考えております。

こういったことにつきまして、町の年度初めの行政推進員、公民会、行政連絡員の研修会の際にも、こういった福祉部の設置をされておる地域のほうからも事例発表もしていただいたこともございます。

昨年、国立社会保障人口問題研究所が発表いたしました2040年の将来人口推計によりまして、本町の高齢化率は41%台に達することが予測されます。これは、先ほど申し上げたとおりであります。

高齢者世帯に対する支援というのは、これからますます地域づくりの面からも重要と考えてきておるところでございます。

本年度におきましては、民生委員の方々に御協力をいただきながら生活の中での困り事等を高齢者全員から調査をすることとしておりまして、既にその調査に入っております。

また、県単の事業であります、ボランティア活動等によりまして地域全体で高齢者等を支える仕組みを構築しまして、地域の支え体制を強化する取り組みとして、25年度から「暮らし安全・地域支え合い推進事業」を実施しております。

これは地域の方々が話し合っひとり暮らしの高齢者等を支え合うマップづくり、これを実施してございまして、これまで白男川地区が取り組んでおりましたけれども、昨年度は紫尾地区を実施しまして、本年度は10地区を目標にしているところがございます。

こういったことで、さまざまな取り組みによってひとり暮らしの高齢者の方々への気配りというのはいろいろとやっているところがございます。

今後こういった施策をさらに充実させていくとともに、実態把握を定期的に行いながら、必要なものは積極的に制度化してまいりたいと考えているところでございます。

次に「健康さつま21」の高齢者の健康づくりであります。いわゆる歯の健康、8020運動、80歳で自分の歯を20本残しましょうという運動でありますけれども、平成元年に当時の厚生省によりまして、80歳になっても自分の歯を20本以上保つという運動でございます。

この調査結果によりますと平成23年の8020達成者は推計値で38.3%ということでございます。

平成17年の推計値で24.1%から増加しているという結果でございます。

また、平成24年度の調査の鹿児島県内での推計値というのは39.2%ということでありますので、全国よりも高い、健康な歯を保有されているということになっております。

本町も平成18年3月に「健康さつま21」を策定しまして、その後平成23年2月に「さつま町健康づくり推進の町の宣言」を行いました。

平成25年3月に第2次の「健康さつま21」を策定いたしまして、この計画で成人の歯、口腔対策の強化としまして、8020運動の推進を初め、定期的な歯科検診の受診の勧奨と歯科保健対策の充実強化を図ってきているところであります。

成人高齢者の皆さん方の歯周病の予防、歯科検診の受診向上のために、40歳、50歳、60歳、70歳の節目に町内の歯科医院での無料の受診料の交付をいたしております。

そしてまた、今、各地域で行われております高齢者サロンで健康教育、歯の健康、こういったことも進めているところでございます。

また、生涯にわたる口腔衛生の基礎となります妊婦と生まれてくる子供の歯科保健の向上を図るため、これについては、いわゆる少子化対策の一環もありますけれども、健康なお子さんを育ててほしいということで、妊婦については無料検診を行ったところであります。

そしてまた、1カ月、1歳6カ月、2歳3カ月、3歳児における乳幼児検診、こうすることで歯の健康についてはずっとライフステージに応じて歯、口腔の健康づくりというのは大事かと思っておりますので、こういった小さいころからの継続で取り組みを進めているところであります。

そしてまた、今、ことしから改めて全ての小学校でフッ化物洗口を進める「さつまっ子歯と口腔の健口推進事業」を取り組んでおります。

今、各学校に説明に入って、既に実施するという方向になっているところもありますし、まだ課題のある学校もありますが、さらにこれについては進めてまいりたいと思っております。

それから、次の大きな2番目の農地の貸し借りを担います農地中間管理機構の関係でございます。

市町村の窓口の役割をどのように検討されて取り組まれるか、ということであります。

農地中間管理事業につきましては今年度から国が推し進めております新たな農業農村の政策の一つであります。

この事業につきましては平成24年度から既に始まっております「人・農地プラン」の作成段階において、信頼できる農地の中間的な受け皿があると、「人・農地」問題の解決を進めやすくなると、こういった意見を踏まえて整備されたものでございます。

今回の農地中間管理機構ということになっております。したがって「人・農地プラン」というのは農地政策の基礎となるものでございまして、今後とも、その作成と定期的な見直し、年

1 回程度ですが見直し等を継続的に推進するということにいたしております。

人と農地の問題を解決するための方法として、今回各都道府県に1つずつ農地中間管理機構が整備されました。

本県においては、公益社団法人鹿児島県地域振興公社がこの指定をされたところでございます。この農地中間管理機構が対象とする農地については、農業振興地域でございまして、主なこの業務は次のようなことになっております。

農地の出し手から農地を借り受けて、必要な場合にはこの基盤整備等を実施して受け手に貸し付けるという業務、それから担い手がまとまりのある形で農地を利用できるように配慮して貸し付けると。もう一つは、貸し付けるまでの間、農地として管理をする、こういったことの業務でありまして、一部がこの市町村にも委託をできるということになっておるところであります。

このメリットでございまして、農地の出し手に対しましては一つは地代の未納とか遅れがなくなる、公的機関でございまして、安心して農地の貸し出しができるということが1つ。

それからもう一つは、機構集積協力金というのがございます。地域の集積協力金、それから経営転換協力金、もう一つは耕作者集積の協力金、こういった支援が受けられるというメリットであります。

それから、受け手の関係に対しましては、まとまった農地を借り受けて経営規模の拡大が図れるというのが1つ、もう一つは、機構による地代の支払い事務によって事務の簡素化が図れる、こういったことであります。

このように、農地の集約化とか、あるいは機構集積の協力金の活用によって地域の農業所得の向上が図られるというようなことでございます。

本町のこの窓口としましては、人・農地プランとの連携の関係から、担い手育成支援室を考えております。それから、各団体の役割については、例えば市町村では相談窓口の設置としまして、先ほど申し上げました、人・農地プランの作成見直し、農用地利用配分計画案の作成、出し手の掘り起し、借り受け希望者との交渉、機構集積協力金の交付、などがございます。これが、市町村の役割です。

農業委員会としましては、相談窓口の設置。これはもう当然ですが、どこも一緒ですけれども、農地台帳電子地図のシステムの整備、そういったことがございます。

それから、JAにおきましては、やはりこの相談窓口の設置、地域営農ビジョンの作成、組合員の方への出し手とか受け手の意向把握といったことなどであります。

土地改良区におきましては、農地の管理、農地の基盤整備、土地改良事業等の調整などございまして、まあ、いろいろな役割分担を考えております。

なお、業務委託について、機構より委託料が交付されますが、今回の議会で補正予算を計上しているところでございます。

以上です。

[町長 日高 政勝君降壇]

○桑園 憲一議員

まず、ひとり暮らしの老人対策についてですが、町の老人福祉計画、そういう中で、いろいろこう取り組みがうたわれております。先ほど、町長が6項目ぐらいですかね、食の自立支援、あるいは、見回り活動、緊急通報システムとか、福祉部の設置とか、いろいろ取り組みがなされているようなんですが、地域支援事業のこの実施につきましては、要綱が改正されまして、それぞれの市町村で実情に応じてのこの取り組みというのがなされているわけですが、今、公民館を単位といたしまして、高齢者の「ふれあいいきいきサロン」というのが、どこの公民会で

も実施されていると思うんですが、まあ、中身は健康体操とか、あるいはゲーム遊び、あるいは茶飲み話など、こう楽しみながら、特にひとり暮らしのこの閉じこもりがちの人を引き出す、いわゆる老人を予防する効果を狙う、いわゆるサロン、ということを知っているわけですが、中にはですね、話をしますと、「歩くことができないから、もう私は行かない」あるいは「正座ができないから行かない」「あそこの公民館には椅子がないから行かない」と、いったようなことも耳にするわけです。

まあ、そういう、地域でサロンが開催されているわけですが、しっかりして来る人たちちゅうのは、もう、何か固定化されて限られてきている実情があるんじゃないかなということを感じるわけですが、そこあたりについてはどうなのかお尋ねいたします。

またそして、公民館でのサロンの実施状況なんですけど、公民会長はほとんど顔も出さない、いわゆる民生委員が主体になって福祉アドバイザーがそれに手伝いをするというような形で行われていると、というようなのが実態ではないかというようなことも聞くわけですが、その活動の実態について把握しておればお伺いしたいと思います。

○福祉課長（王子野建男君）

「ふれあいいいききサロン」の実情はどうかと、というような御質問でございます。

ただいま、平成26年4月1日現在、今の100のサロンが設置されてございます。総数3,200名ほどの登録者ということでございまして、そのうち、男性が約800名ということで、この男性の加入が非常に少ないというのが目につくわけでございます。

こうした中で、出席者が固定されつつあるということで、確かにですね、御指摘のとおり、地域によってはいろいろと、わだかまりといいますか、ございまして、出席されない方もあるということは聞いているところでございます。

そうした中で、いろんな、例えば、町の出前講座とか、あるいは社会福祉協議会、さらには社会教育課、こうした方々の協力をいただきながら、中身的にも、いろいろ、中身を変えながら、新鮮なサロンにしようということで、るる工夫がなされているところでございまして、そこあたりにつきましては、先ほど、御指摘がございましたとおり、民生委員さん、アドバイザー、そしてまた公民会長、こうした方々に、運営につきましては、委ねているわけございまして、いろいろと中身的な工夫もされているところでございます。

まあ、これは社会福祉協議会のほうからも講師謝金ということで、年に1回ですけども、3,000円、活動助成ということで、1万円ということで支給されておりまして、これをもとにしていろいろ中身を変えていたり、新鮮なものに変えていたりということで、工夫をいただいているところでございます。

以上でございます。

○桑園 憲一議員

いわゆる公民会長のですね、いわゆるこのサロンに対する把握の仕方、いわゆる民生委員とかあるいは福祉アドバイザー任せになり過ぎて、地域によっては、公民会長が顔も出さないとか、そういうことも聞くわけですが、そういう状況はないと理解してよろしいんですか。

○福祉課長（王子野建男君）

事業そのもの、先ほどと繰り返しますけれども、仲間と楽しい時間を過ごすということ、そしてまた、定期的に外出する機会をつくるということ、最終的な目的は閉じこもり防止ということであるわけございまして、繰り返しますけれども、その運営そのものは、各地域のサロンの代表者の方に運営を委ねているわけございまして、今の聞く限りは、まあ、そうしたことは、我々のほうでは情報としては伝わっていないというのが実情であります。

○桑園 憲一議員

いろんな話を伺う中で感ずることが、年間計画を作ってサロンを活動をやっているわけですが、行政側も、公民会任せだけじゃなくて、できればサロンに顔を出していただきたい。そして、老人との触れ合いの中で、今後の福祉計画に生かすようなそういう面もあるんじゃないかと、ですから「毎月毎月というわけじゃないけど、できれば職員の派遣をしてこの地域の中で話を聞いていただきたい」と、というようなこともお聞きするわけですが、そこあたりについて町長、どんな思いで……。

○町長（日高 政勝君）

町内に、引きこもり防止のために、できるだけこういったサロンを設置をしてほしいということで、今、100カ所できまして、ほとんどの公民会、そういう活動をしていただいております。本当、ありがたいことだと思っております。

さらに、健康づくり教室とか、あるいはいろんな、役場の、高齢者を対象にしたいろんな事務事業の中で、こういう場所に行ってもやっぱり説明したほうがいいよということも言っておるところでありますので、場所によっては、そしてまた、出前講座という場所、機会もありますので、職員は、まあ、100カ所全てということではないんですけど、必要に応じて職員は出ているかと思っております。

これからも必要に応じて、できるだけ現場に行っても皆様方とやっぱり触れ合う中で、何が求められるか、何が必要かということは、把握することは非常に大事なことだと思っております。

○桑園 憲一議員

やはりこれだけ高齢者が増えてくれば、しかもひとり世帯の老人ちゅうのは、人と接することが非常に、何ちゅうんですかね、楽しみちゅうか、何かそういう人もいます。ですから、声をかけるだけでも、非常に、その日の1日の気持ちちゅうものが落ちついてほっとされているような感じがします。

以前、同僚議員のほうで公民会組織に福祉部の設置を問いただしたことがあったわけですが、先ほども福祉部の設置のことを町長のほうの答弁であったわけですが、現在、町内にこの組織はどのくらいできているものなのかお尋ねします。

○福祉課長（王子野建男君）

今、福祉部の設置はどういうような状況かという御質問でございます。

以前から、この福祉部の設置にありましては、推進をしているわけでございます。

今の福祉部の設置状況でございますけれども、公民館におきましては、8つの地区が設置をしております、公民会にありましては、3つの公民会のほうで設置がなされているということでございます。

明確に福祉部という位置づけとなっているのが、公民館にありましては8地区であるわけですが、これに準ずる、いわゆる福祉部会とかですね、環境福祉部会とか、福祉部に準ずる組織を加えますと、公民館にありましては、13地区でこうした組織化がなされているという状況でございます。

以上です。

○桑園 憲一議員

やはり、老人の見守り体制ちゅうんですかね、そういうために福祉部の設置ということをおっしゃられたと思うんですが、全公民会にですね、やはりこういうものを組織化して、見回り、あるいは声かけ、そういうことをやらないと、どんどんどんどん高齢化率は高まってくる。いわゆるひと

り暮らしの高齢者が、先般の、私はちょっと新聞記事の中に「東京シルバーライフ協会」というのが述べられた中で、65歳以上の女性の約20%、あるいは男性が11%がひとり暮らしであると、全国です。このような状況が年々、今から増加傾向にあると、いう記事を見て、まあ、驚いたわけでございます。ですから、やはり待たなして、何らかの形で早急に、公民会長さんなんかによっぴりお願いして、地域によってそういう組織づくりちゅうのをやっていただきたいと思っております。

それから、ひとり暮らしの方が、救急隊を要請して病院に救急搬送される場合があるわけですが、医療機関等にかかっておった場合に、救急車の要請があつて救急隊が駆けつけても、どこの病院で、何の病気で、どんな薬を飲んでた。もう全く手探りの状態、判らない。そして、しかも、ひとり暮らしなものですから、連絡先を見つけようとしても全く連絡しようもない。どこにも書いてない。そういうのが実際、私のところの地域で発生しました。

そして、私もすぐ駆けつけたんですが、救急車に運ばれていったあとに、その身内を発見する、発見ちゅうか親戚を探すのに約1週間近くかかったんです。そして、何でもこういう状態が……。まあ、本人が元気になって、今はひとりで暮らしておりますけど、発見が若干おくれた関係で、言語障害が残って全く言葉が出ないんです。

ほいで、身内の方が帰ったあとですね、連絡をとろうにも、向こうから電話は来るけど、本人が電話はもうとらないわけですよ。話ができないものですから。

そういうのがひとり世帯で起こっておりますので、できればやっぴり、こういうひとり世帯が1,800人も超えますとですね、何か事が起こったときでも、救急隊が来たときに、できれば、その治療中の病名とか、あるいは服用している薬の名前とか、あるいはかかりつけの病院名とか、そういうものが記入した、そういうものをひとり世帯にはどっか設置ができないのかなど。

しかも、できれば、身内のその身の回りを見るような人に、緊急な場合の連絡先、そういうものを書いた、まあ、できれば、私が通称言えば、「我が家の健康カルテ」と、というような名前をつけますけど、そのようなものを設置することによって、救急隊が来たときにも、すぐ、どこの病院で、どんな薬を飲んでたとかというのが把握ができるから、ぜひこういうのは設置をしていただきたいなと思っておりますが、このあたりについて、町長、どんな考えかお尋ねいたします。

○町長（日高 政勝君）

今、非常に、このひとり世帯が1,800人と申しあげましたとおり、だんだんと増える傾向にあります。

やっぴり、安全、安心の社会をつくるということになりますと、非常に、先ほど申しあげましたとおり、「災害時要援護者制度」と、これを、まあ、プライバシーもあるんでしようけれども、やはりその情報を提供していただいて、必要な、関係者の皆さんがしっかりと把握して、非常時の場合ですね、助けてくれる、そのことは大事かと思っております。

今のこの「災害時要援護者制度」、所によって高齢者等の救急安全キットですね、いわゆる「緊急安心キット」というのがありますけれども、ここに、御本人の情報とか、かかりつけ医とか、あるいは薬は何を飲んでるとか、そういうものを書いたものを冷蔵庫に入れておくとかですね、それと似たようなことが今、この「災害時要援護者制度」の中でも使っております。そういう情報を入れて、過去にも、それぞれ、先ほど申しあげました、7つの機関がお互いに情報を共有していく、そういう体制をとっております。

大体今、県内でも行政が主体となつてやっているとところが4カ所ありますが、安全、いわゆる救急医療の情報キットの実施状況ですね、社協委託とか、あるいはいろいろやり方はありますけれども、これに似たようなことが今、この、先ほど申しあげます、「災害時要援護者制度」のこと

でも、把握するようにいたしているところでございます。

したがいまして、できるだけ、こういったことについては登録をしていただく。余り人のことに情報はやりたくないということもあるんでしょうけど、やはりお互いに助け合うという社会を構築するためには、やっぱりこのプライバシーという考え方よりも、お互いに助け合う社会をつくり上げていくということが大事な社会になってくるかと思っております。

例えば、認知症の徘徊にいたしましても、やっぱり家族が、周囲の方にそういう情報を流さないと、皆さん、健常者として余り注意を喚起して見ていない。こういったそういう情報があると、皆さん、関心を持って気をつけて見守ってくれるということがありますので、これから、まあ、個人のプライバシーもあるんでしょうけども、ある面においては、そういったものは開示をしながら、お互いに共助の社会を築き上げていくことが大事かと思っておりますので、そういう意味でも、今後さらに、そういう、社会の要請として必要なことであると思っておりますので、これはさらに、行政としても取り組みを進めてまいりたいと思っております。

○桑園 憲一議員

やはり、そういうひとり世帯がどんどんどんどん今後は増えつつありますから、早目のこういう体制づくりちゅうんですかね、そういうものを進めていただきたいと思います。

民生委員さんも、民生委員法の中で、活動の中には、必ず生活支援ということまで相談を受けて入り込む調査もできるわけですから、さきに出ましたとおり、プライバシーとか、あるいは個人の情報のその、まあ、いろんな問題等もあるかもしれませんが、やはり、民生委員さんは、思い切って、民生委員法という法律がある中で動いてるんだという自覚を持ってやってほしいなと思います。

いろんな地域のあれを見ますと、公民会長さんは1年で大体半分以上、あるいは3分の2以上がかわります。しかし、民生委員さんは3年という任期があるわけですから、そこあたりも、1つは、ネックになっているのか、あるいは問題になっているのかなという気もしてなりません。

市町村老人福祉計画、あるいは介護保険事業計画を作成されて、4つの基本構想を定めて、第5次計画が平成24年に作成されて、今それに向かって町長が施政方針の中であります、「思いやりと温かさが育む地域福祉創造のまちなに向けて、高齢者が住み慣れた地域で暮らしていける社会の実現に向かって」と、いうことをうたってありますから、ぜひ、これが実効力のあるものになっていくようお願いいたしまして質問を、こっちは、終わりたいと思います。

それから、2番目の口腔衛生、いわゆる8020でございますが、施政方針の中で町長が、「口腔保健の関係については、小学校全校フッ化洗口普及対策普及策、いわゆる「さつまっ子と、口腔の健口推進事業を実施する」ということで、うたってあるわけですが、予算が、口腔衛生対策事業費471万3,000円、当初予算で組んであるわけですが、この予算で本当に、さき、言われました町内の老人クラブを対象にした口腔衛生、いわゆる節目の無料健診とか、40歳、50歳、60歳、70歳、実施しているということでございますが、町民、大体2万3,000人の町民を対象にしますと、1人当たり大体200円ぐらいなんですよね。こういう予算で本当に、こういう無料受診、いわゆる節目の無料受診の交付ということなんかも言われているわけですが、こういう節目の無料健診がどの程度毎年行われているのか、数字で判っておれば、お知らせいただきたいと思っております。

○健康増進課長（四位 良和君）

ただいまの御質問の無料健診であります。本年度対象者が、節目でありますので、対象者が1,135名のうち、受診者が157名ということで、13.8%の受診となっております。

○桑園 憲一議員

13.8%の受診率、広報が足りないちゅあそれまでですが、やはりですね、口腔衛生ちゅうのは、歯医者さんから言いますと、「歯が痛うなったで歯医者に来つとが、歯医者じゃないんだ」と、かねて日ごろから、口腔衛生については常に自分で、できたら3カ月に1回ぐらいは歯科健診を受けるようにすれば、歯石なんかをとったりすれば歯周病とか、あるいは虫歯になるのを防げるんだと、というようなことも聞いております。

ですから、そういうことも含めて、町内の老人クラブがあるわけですが、そういうところでも、この節目の健診は受けるように、やっぱり広報をやっていたきたいと思えます。

それから、471万3,000円当初であるわけですが、町長、できれば、まだ補正があと9月、12月、あるいはまた、そういう議会の場を見て、1人、やっぱりできたら人口規模からいっても、もうちょっと予算はつけるべきじゃないかなと思うんですが、そこあたりについて町長の見解をお伺いします。

○町長(日高 政勝君)

確かに、受診率はまだ13%台ということですので、対象者にやっぱりもっと歯の大事さを啓発をして受診率を高める、このことは非常に大事なことであるかと思えます。

やはり、表題にありますように、80歳に自分の歯が20本残るようにするためには、やっぱり日ごろの健診というのが大事であります。今、おっしゃったとおり、毎年やっぱり、歯垢をとるとかですね、そういう健診が大事でありますので、そういった啓発については、さらに努力をしていく必要があります。

そしてまた、受診率が当然と増えてきますと、それなりのまた、必要な予算については、予防のための対策でありますから、それは、いとわないと思っております。医療費をたくさん出すよりも、予防にお金をかけた方がずっといいわけでありますから。そのように努力はしていきます。

○桑園 憲一議員

自分の歯で、食事をとる。あるいは歯が欠けて、入れ歯を入れてそれで物をかむ。いわゆる歯茎、歯がなくて歯茎で食べる人。認知症にかかる度合いを考ぐれば、そっちのほうが多いんだと。入れ歯、あるいは自分の歯でかむことによって刺激を与えて、認知症も少ないんだと、というようなことも歯医者の方から聞いております。

ですから、ぜひ、やはりこの節目の受診、こういうものについてもうちちょっと受診率が上がるように啓発、啓蒙をやっていたきたいと思えます。そうすることによって、高齢者の口腔衛生が取り組まれて8020運動、いわゆる80歳で20本以上歯を残すという、こういう目標に向かって町民が進むことによって、我がまちの医療費の抑制にもつながっていくと考えますので、よろしくお願ひしたいと思えます。

それから、農地中間管理機構の関係ですが、今から鹿児島県と業務委託契約に向けて準備中ということも聞いております。また、各地区で事業説明会も開催するというところでございますが。窓口が、市町村あるいは農業委員会、農協、土地改良区とそれぞれ窓口があるようですが、できたらこういうところを、一本化して、協議会なり設置して、そして取り組んだほうがいいと思うんですが、町長はどのように考えでしょうか。

○町長(日高 政勝君)

基本的な、その直接の、役場の総まとめっていうんですか、総窓口は担い手支援室でやるということで、先ほど申し上げたところでもありますけれども、個々にわたっているいろいろ役割というのがありますので、やはり、農業委員会は農業委員会としての役割、そしてまた、JAの役割、土地改良区は土地改良区としての役割がありますので、それはそれとして、やっぱり専門的に対応

していったほうがいいかと思えます。

ただ、いろいろ相談の総窓口は、担い手支援室で受けてまいりますので、ほぼ具体的に変わった場合は、そういうところに行ってまたさらに詰めをしていただくということになると思えますので。そのように理解をしながら取り組みを進めていきたいと思っております。

○桑園 憲一議員

耕作放棄地の活用策で、21年の6月議会で私が質問をやっておるわけですが、その当時、県下全体で2万ヘクタールの耕作放棄地があると。年々増え続けておるが、本町では、そのときの面積が筆数で4,399筆、319ヘクタールのうちに、農業振興地域農用地区域内が、農地が526筆の50ヘクタールという答弁をいただいておりますが、それから5年もう経過しておるわけですが、耕作放棄地がその後どのような活用策が図られたのか、または、耕作放棄地あるいは遊休農地が耕作放棄地対策協議会において何らかの活用策で見い出されて、十分活用されてきているのか、そこあたりについてお伺いいたします。

○農政課長（平田 孝一君）

耕作放棄地の活用策についてということでございます。

耕作放棄地対策協議会におきましては、平成21年度から、耕作放棄地解消対策事業を実施しております。24年度までに一応、241アール、解消事業を実施しております。

この耕作放棄地解消事業は、あくまでも、需要と供給、借り手と出し手のマッチング事業でございまして、利用の実績が少ないのが現状でございます。

耕作放棄地の状況としましては、20年に農業委員会のほうで調査されました、農振農用地内の放棄地が約50ヘクタールということでございまして、25年の数値をお聞きしましたところ、やはり約49.6ヘクタールということで、まあ大体横ばいということでございました。

この耕作放棄地解消対策事業とあわせて、やはり、新たに耕作放棄地を発生させないと、いうようなことで、まあ、そういったことも大事でございまして、そういった役割を今、中山間地域等直接支払制度、これが平成23年度から取り組み要件の中に、耕作放棄地防止のそういった事業も入ってきておまして、これがやはり、功を奏してそういった耕作放棄地の増加に歯どめがかかっているのではないかとということで考えているところでございます。

以上です。

○桑園 憲一議員

その後、余り変化がない、いわゆる横ばいであるということで非常にいいわけですが、やはり、転作面積のこの実態を見ますと、ほとんど半分は、いわゆる自己保全管理、いわゆる不作地っていうんですかね、植えてないのが実態ではないかなと思えます。国の農地のこの集積のあり方、あるいは荒廃地を防ぐための手段としても、どこの自治体においてもですが、農振農用地域内のつくりやすい農地、まあ、そうところについては、担い手が借りて、すぐ耕作ができるわけですが、一番肝心かなめの中山間地あるいは迫田、あるいは白地という農地を管理しているところ、そういうところがどンドンどンドン里山化して荒れてくるような状況です。

まあ、できりゃあそういう、鹿児島県のごとですね、こういう地形的に独特な土地柄のところについては、そういうところが防災の役目とか、あるいは地域の環境の役目も十分なしておるわけですので、そういう現実をやっぱり国の機関にも理解を示す、そういうのも大事じゃないかなと思えます。

ぜひ、町長、町村会あたりでも、鹿児島県の農業の実態というものはこういうところを管理をして、防災の役目とか、あるいは環境の役目をなしているんだということなんかぜひ訴えていただきたいと思います。

現在の農業情勢は非常に、農家の高齢化、またそれに伴う、農家の減少、そういうものがひしひしと伝わってくるような時代です。環太平洋の連携協定でまた、いろんな関係所管で検討されておりますTPPの問題、あるいは全国農協組織の改革の問題、そしてまた、市町村の農業委員会の窓口であります、都道府県の農業会議、これらも縮小の方向で検討されていると。非常に、農家の窓口になる、大きなこの機関がそういう改革という時期に来ているような感じがして、本当に、担い手農家あるいは大規模農家は、先が見通しが見つからないというようなふうで、不安を持っていらっしゃる農家が大半ではないかなと思います。

ぜひ、そういうところの実態を町村会あたりでも取り上げてやっていただきたいと思います、国のほうに。本町は農業が基幹産業でありますから、農業の発展なくしては、この地域の発展がないというような感じがします。

くどくど申し上げましたけど、これで質問を終わりたいと思います。

○議長（舟倉 武則議員）

これで、桑園議員の質問を終わります。

しばらく休憩します。おおむね再開は午後2時40分とします。

休憩 午後2時25分

再開 午後2時38分

○議長（舟倉 武則議員）

次は、1番、平八重光輝議員の発言を許します。

〔平八重光輝議員登壇〕

○平八重光輝議員

女性職員の役職登用についてということで、お尋ねいたしますが、ぜひ、役職に登用するのを増やしていただきたいという意味での質問であります。

先般、2013年度の鹿児島県内43市町村における女性職員の管理職登用は、広がっていないという旨の報道がありました。

鹿児島県内の女性管理職の割合は、2012年度で4.3%、2013年度で4.8%であります。全国県別のランクでは、47位という2年連続の全国最下位となっております。我がまちはその県内平均よりも低い状況にあるようであります。

全国の女性管理職登用率の平均は、12.2%ですが、さつま町の現状を踏まえ、女性課長、課長補佐、係長職のそれぞれの人数と登用率、現在の状況を町長はどのように認識されているか、今後のあり方についての、以上3点についてお尋ねいたします。

〔平八重光輝議員降壇〕

〔町長 日高 政勝君登壇〕

○町長（日高 政勝君）

女性職員の役職登用について、平八重議員の一般質問にお答えをさせていただきます。

まず、女性課長、課長補佐、係長職の人数と登用率であります。平成26年4月1日現在における女性管理職は、27名中1名で登用率3.7%、課長補佐職は、28名中2名で7.1%、係長職につきましては、49名中3名で6.1%となっております。

係長職以上の女性登用率につきましては、104名中6名ということで、5.8%となっております。登用率は低いと認識をいたしております。

さつま町職員全体に占める男女別の職員数は、338名中男性が255名、女性は83名ということでありますので、女性の占める割合は24.6%でございます。

県内自治体同様に、女性職員の占める割合が少ないということも、一つの原因ではないかと認識をしております。

しかしながら、管理職の登用につきましては、男女の区別なく登用することを信条として、管理職に求められますリーダーシップ、部下職員の育成、企画立案、対外的な折衝、こういったことなど、管理職にふさわしい能力、意欲ある職員を登用をしてきたところでございます。

今後におきましても、あらゆる分野における女性の社会参画、女性登用の拡大が図られるように努めてまいるところでございますが、そのためにはやはり、入ったときから女性が能力を発揮できる環境づくりをしっかりと行うということや、能力開発の必要性、人材育成に積極的に取り組むことが必要と考えております。

女性が活躍できる社会の実現に向けて、着実に取り組みを進めてまいりたい考えは変わりございません。

以上です。

〔町長 日高 政勝君降壇〕

○平八重光輝議員

男女雇用機会均等法という法律が、1986年4月、昭和61年に施行されております。

職場での男女平等の確保、家庭と仕事が両立できるようにという法律であります。

また、男女共同参画社会基本法というのが、1999年、平成11年になりますが、6月23日、施行され、男女が社会の対等な構成員として均等な利益の享受と責任を負う社会を定めております。

先ほど答弁の中にありました、現在さつま町の職員数、男性255名、75.5%、女性は83名、24.6%ということであり、平均年齢もほぼ、44.2歳と同じぐらいであるようです。

過去において、私も40年前後、役所、宮之城時代から役場に出入りをしておりまして、管理職に女性でなられたという記憶は1人だけございます。

旧さつま、鶴田、両町におきましては、お尋ねしたところ、いらっしゃいませんでしたというようなことであります。

この現在1名いらっしゃるわけではありますが、近い将来、今すぐとか来年とかちゅうのは、なかなか厳しいところもあるかもしれませんが、近い将来、この女性管理職を増やすお考えはないかどうか、お尋ねいたします。

○町長（日高 政勝君）

先ほどもお答えしましたとおり、男女のそういう認識差というのは、全くないわけでありませうけれども、やはりこの管理職のポストというのは、職責、能力、そういう面からやっぱり考えていく必要がありますので、そういう面で適した女性の方がおれば、そりゃあもう、何もいとわず、登用はできるかと思っております。

○平八重光輝議員

平成24年3月と12月に、同僚議員が2人ほど男女共同参画社会基本法の中で、女性の管理職職員の登用について質問をいたしております。

24年3月の議会では、要約しまして女性職員の登用に関して、町長の考えを伺いたいということでお尋ねして、町長の答弁が今おっしゃいましたけれども、管理職とは、まあ、要約します。あるいは、そういう役職につくためには、いろんな見方がありますが、男女共同参画社会の中で

は、それにふさわしい職場、ふさわしいというか、女性が管理職にふさわしい職場という意味でしょうが、なかなか難しい職場、いろいろありますと。基本的には、全く同じ条件の中でありませうということでもあります。

ただ、女性の場合は、こうゆう職の中で控え目というか、一步下がらずにやっていただきたいというような答弁をされております。

もっと積極的に勇気を持って、そういう職種を望んでいただきたいというような答弁をされております。もっと前面に出してほしいという実感であります、という答弁をされております。

また、12月の議会の中で、同僚議員がいろんな質問をされた中で、社会的ないろんな委員会、審議会もですが、庁舎内でも、福祉とか、女性だけのスタッフ、あるいは女性の課長を増やして、さつま町は先進的であるよ、というふうな形にできないかお考えを伺いますというふうな質問に對しまして、女性も役職になって頑張るんだという、そういう意識を持っていただきたいというふうに答弁されております。

意欲を持ってやっていただく、こういうのが大事だと思っておりますと、そういう方が出てきたら、管理職に登用してまいる気持ちは変わりませんというふうに答弁されております。

2年前後経っておりますが、今のところは余り変化がないようであります。

一步下がるのは女性の美德であります。優しさであり、日本女性の魅力でもあります。なかなか自分から、やりたいからやらしてくださいという、勇気のあるといひますか、心意気のある方は、なかなか難しいと思ひます。

先ほど答弁されました中でも、リーダーシップ、部下職員の育成、企画立案、対外的な折衝など、管理職にふさわしい資質のある方であれば、登用しますという答弁でありましたが、一つには、最初からそういうできた方というのは、なかなかいらっしやらん、いらっしやらないちゅあ失礼になりますが、難しいと思ひます。

地位は人をつくるといひます。最初からできなくても、ちゅうちょされている女性を、やる気と勇気が出るような環境づくり、あるいは背中を押してあげる、そういうのも町長の大事な仕事ではないかと思ひますが、どのようにお考えでしょうか。

○町長(日高 政勝君)

男女の性質の、これはもう全く差別的なことは考えておりませぬので、やっぱり職場のそういう、これだけ世の中が変わって、どんどんスピードが速くなってる、その辺のところは的確に捉えながら、どのように仕事を切り開いていくか、そういった能力ですね、職場ですから、お互いにこの人間関係というものは一番大事なこともあります。そういういろんな、人の和をとりながら、仕事をやっていかんにやいかんということがありますので、やはり自分としての自己啓発を常に怠らない、そういう、管理職としてのあり方というのは、やっぱり課のトップとしてやっていかなければならないという、一つの心構えというのがありますので、そういう方々がですね、本当に出てくれば何もいとわず、そりゃあ、やりたいと思っております。

背中も押してあげたいと思っております。

ただ、やはり、そこまですなるまでの過程というのは、やっぱり、入ったときから、先ほどから申し上げますとおり、そういう、女性が能力を発揮できるような体制を、入ったときから、男女とも全く変わらずに同じような職場で、全部変わらずに、ずっとそうやってきておれば、これはできないことはないんですけど、やっぱり、今までの過程というのが、女性はこういう職場、こういうところ、という形での勤務の体系ができ上がってきておるもんですから、なかなかこれで一面においては難しいところがある。

それでも、これからはやっぱりもう、給与も勤務体系も全く変わらんわけですので、全く能力

も、私はもうこれからは、女性がより以上この発揮をできる社会になってくるなということで、期待もいたしておりますので、もっともっと意欲を持って自己啓発をしながら、いろんな体験をするんだという意欲を持って取り組んでいただきたい。

そのことがあればですね、それはもうぜひとも、やはりそう、もう、フィフティー・フィフティーの中でも、この男社会でやっていけるような形の人事もしてもいいかと思っております。

それが望ましい姿であるかと、私は思っておりますので、いつも期待をいたしております。

○平八重光輝議員

今おっしゃったように、確かに鹿児島県だけではありませんが、日本全国、低い中で、全国12.2%ということで、一番の要因は、これまでやはり男性社会であった中で、女性をそういう職種といいますか、管理できる職種に、まあ、訓練じゃないですけども、職場でそういう環境づくりをしなかったのが、一番の原因ではないかというふうに報道されておりますから。

町長、この今期はまだあと3年ありますから、時期は判りませんが、ぜひ3年の中で、まだそういう努力をしていただければ、非常にありがたいと思います。

国が指導的地位に占める女性の割合を、2020年度までに30%程度にするのを目標にしておりますということです。

しかし、我がまちは女性職員の割合が24.6%ということですので、そういう中で30%というのはなかなか厳しいところもありますから、まあ、せめて、24.5の半分、国の現在の平均であります12.2%ぐらいまでは、町長の今期の残任期間であります3年ぐらいの間に引き上げるお考えはないか、もし12.2が無理であれば、1人にすれば3.何%上がりますから、3人すれば、12.2%ぐらいになるんですかね、率になりますから。

30%はちょっと、すぐには無理ということですので、いつまでというのを、ある程度やっぱり時間的に制約がないと、なかなか、考えております、考えておりますで、ずっと考えてもらってもどうにもなりませんので、3年ぐらいの間に何とかしようというお考えはございませんでしょうか。お尋ねします。

○町長（日高 政勝君）

いろんな役職の中に女性の割合を、例えば30%まで高めようとか、先ほどありました男女共同参画社会、国のほうも、そういう形を安倍総理も示しておりますけれども、やはりそういう目標を明らかにすることによって、一つの取り組みの姿勢が変わるということも確かにあるかと思っておりますので、この辺はまた内部でも、人材育成のそういう計画も立てておりますので、そういう中で具体的に示しをしながら、取り組みはしていきたいと思っております。

ただ、ことしから特に機構改革をしまして、課も一層減じておりますし、係長の7つのポストを削っておりますから、なお、狭き門になっております。

熾烈な戦いになるかと思っておりますけれども、やっぱりそれだけに意欲を持ってやる職員が出てくれば、非常にすばらしい。

やがては町長を目指してほしい、そういう職員が出てくることを目指して育成をする必要があるかと思っております。

○平八重光輝議員

いろんな町内の審議会とか協議会、これらの女性の割合といいますか、町長を初め職員の皆さん、あるいは議員の皆さん、地域の公民館長、会長さん、いろんな方のお考えがだんだん、女性もということで変わってきておまして、比率は相当高くなっていると思います。

ただ、その大元である役所の職員の皆さんの比率が、全国平均はおろか、全国最下位の県の平均にも及ばないというようなことは、私は少し恥ずかしいような気がしたもんです。

恥とまでは言いませんけれども、やはりある程度は、そういうのは満たしていただきたいと、100%満たす必要はありませんが、もう少し足りないけれども、努力をいたしますという、姿を見せるべきではないかと思えます。

関係機関や答弁の中でありました、団体の皆さんと協議をしますというのも、よろしいんですが、管理職を増やすには、そのまず前段といたしまして、管理職といいますか、課長職を増やすには、課長補佐をまず、つくらんにやいかんと、その前段として、係長を増やさんにやいかんと、そのもう一つ前段として、やっぱり女性職員の割合を、もうちょっと増やさんにやいかんと、というようなものもあるかと思えますので、この3つ、課長を増やすを入れると4つですが、そういうのを計画的に、かつ積極的に、増やす必要があるのではないかと思えますが、町長のお考えをお尋ねしまして、私の質問を終わります。

○町長（日高 政勝君）

女性の方が全体で37%、（「合併後」と呼ぶ者あり）合併後（「はい」と呼ぶ者あり）合併後採用が、今37%ですかね、女性の割合ですけれども。

とくかく最近、非常に受験者も女性の方がたくさん受けられて、非常に優秀な成績をとられます。

非常にやる気のある方がたくさんいらっしゃるようですから、この方々をやはり最初から全く、同じように、同じようにこの人事をやって、本当に育成をするということを、ずうっとでき上がっていけば、本当に、男にもまさるような本当すばらしい人が出てくるのではないかと、私は思っておりますので、そこを期待しながら、人材の育成、人事、そういうものも配慮していく必要があるかと思っております。

たとえば、この、係長ポスト、課長補佐、課長になることが、サラリーマンになったときの一つの夢ですね。

希望として、仕事に向かって頑張らにやいかんという気持ちをつくるのが、また非常に大事なことでありますから、そういうことも男女変わらず、そういう意識啓発に努める、こういう努力をしていきたいと思えます。

○議長（舟倉 武則議員）

これで平八重光輝議員の質問を終わります。

以上で、通告に基づく一般質問を終わります。

△散 会

○議長（舟倉 武則議員）

本日の日程は全部終了しました。

16日は午前9時30分から本会議を開き、総括質疑を行います。

本日はこれで散会します。御苦労様でした。

散会時刻 午後3時01分

平成26年第2回さつま町議会定例会

第 3 日

平成26年6月16日

平成26年第2回さつま町議会定例会会議録

(第3日)

○開議期日 平成26年6月16日 午前9時33分

○会議の場所 さつま町議会議事堂

○当日の議員の出欠は次のとおり

出席議員(16名)

1番	平八重 光輝 議員	2番	木下 敬子 議員
3番	宮之脇 尚美 議員	4番	桑園 憲一 議員
5番	森山 大 議員	6番	東 哲雄 議員
7番	岩元 涼一 議員	8番	新改 幸一 議員
9番	木下 賢治 議員	10番	川口 憲男 議員
11番	米丸 文武 議員	12番	新改 秀作 議員
13番	岸良 光廣 議員	14番	上久保 澄雄 議員
15番	柏木 幸平 議員	16番	舟倉 武則 議員

欠席議員(なし)

○出席した議会職員は次のとおり

事務局 長	中間 博巳 君	局長補佐兼議事係長	半崎 幹男 君
議事係 主任	神園 大士 君		

○地方自治法第121条の規定による出席者は次のとおり

町 長	日高 政勝 君	副 町 長	紺屋 一幸 君
教 育 長	東 修一 君	総務課 長	湯下 吉郎 君
企画財政課 長	崎野 裕二 君	税務課 長	松尾 英行 君
町民環境課 長	前田 淳三 君	介護保険課 長	中村 慎一 君
健康増進課 長	四位 良和 君	担い手育成支援室 長	貴島 晃人 君
耕地林業課 長	杉水流 博 君	商工観光課 長	高橋 哲郎 君
建設課 長	三浦 広幸 君	水道課 長	岩元 義治 君
消 防 長	高木 卓朗 君	教育総務課 長	上野 俊市 君
学校教育課 長	藤崎 毅 君	社会教育課 長	橋ノ口 賢二 君

○本日の会議に付した事件

- 第 1 議案第36号 さつま町立学校条例の一部改正について
- 第 2 議案第37号 さつま町水道事業条例の一部改正について
- 第 3 議案第38号 さつま町水道事業給水条例の一部改正について
- 第 4 議案第39号 さつま町火災予防条例の一部改正について
- 第 5 議案第40号 平成26年度さつま町一般会計補正予算（第1号）
- 第 6 議案第41号 平成26年度さつま町介護保険事業特別会計補正予算（第1号）

議案付託表

委員会	議案番号	件名
総務厚生 (第1委員会室)	39	さつま町火災予防条例の一部改正について
	40	平成26年度さつま町一般会計補正予算(第1号)(関係分) 第1条 歳入歳出予算の補正 歳入 14款 国庫支出金(関係分) 15款 県支出金(関係分) 19款 繰越金 20款 諸収入(関係分) 21款 町債 歳出 2款 総務費 3款 民生費 4款 衛生費 9款 消防費 第2条 地方債の補正
	41	平成26年度さつま町介護保険事業特別会計補正予算(第1号)
文教経済 (第2委員会室)	36	さつま町立学校条例の一部改正について
	37	さつま町水道事業条例の一部改正について
	38	さつま町水道事業給水条例の一部改正について
	40	平成26年度さつま町一般会計補正予算(第1号)(関係分) 第1条 歳入歳出予算の補正 歳入 12款 分担金及び負担金 14款 国庫支出金(関係分) 15款 県支出金(関係分) 20款 諸収入(関係分) 歳出 6款 農林水産業費 7款 商工費 8款 土木費 10款 教育費

△開 議 午前9時33分

○議長（舟倉 武則議員）

おはようございます。

ただいまから、平成26年第2回さつま町議会定例会第3日の会議を開きます。

△日程第1「議案第36号 さつま町立学校条例の一部改正について」、日程第2「議案第37号 さつま町水道事業条例の一部改正について」、日程第3「議案第38号 さつま町水道事業給水条例の一部改正について」、日程第4「議案第39号 さつま町火災予防条例の一部改正について」、日程第5「議案第40号 平成26年度さつま町一般会計補正予算（第1号）」、日程第6「議案第41号 平成26年度さつま町介護保険事業特別会計補正予算（第1号）」

○議長（舟倉 武則議員）

これから、6月10日提案がありました、議案第36号から議案第41号までの議案6件について総括質疑を行います。

なお、質疑に当たっては総括的な事項について質疑をお願いします。

まず、日程第1「議案第36号 さつま町立学校条例の一部改正について」を議題とします。

提案理由については説明済みであります。

これから本案に対する質疑を行います。質疑はありませんか。

ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（舟倉 武則議員）

質疑なしと認めます。これで、質疑を終わります。

ただいま議題となっております議案第36号については、お手元に配付しました議案付託表のとおり文教経済常任委員会に審査を付託します。

次は、日程第2「議案第37号 さつま町水道事業条例の一部改正について」から日程第4「議案第39号 さつま町火災予防条例の一部改正について」までの議案3件を一括して議題とします。

各議案の提案理由については説明済みであります。

これから、ただいまの議案第37号から議案第39号までの議案3件に対する質疑を行います。質疑はありませんか。

○宮之脇尚美議員

議案第39号のさつま町火災予防条例の一部改正に関連してですが、各家庭の火災報知機ですかね、消防長お見えですが、町内の現在の設置率とといいますか、普及率というのはどの程度になっているのかお知らせ願います。

○消防長（高木 卓朗君）

家庭におきます住宅用火災警報機の現在の設置率では96.1%と設置率がなっております。

以上です。

○宮之脇尚美議員

この火災報知機なんですけど、未設置のともあるということでもありますけれども、主だった未

設置のところというのはどのようなところなのか、個人住宅なのかそれとも集合住宅なのか、そこから辺については把握されていच्छらない。

○消防長（高木 卓朗君）

現在、未設置の世帯に対します追跡調査あるいは戸別訪問を行って実施しておりますけれども、個人住宅でこの設置に対して拒否あるいは理解してもらえないところ、あるいは共同住宅で入れ替わりがあったりします関係で、これも何回も訪問しまして、不在の場合はチラシを入れて帰ってきているんですが、その後の回答もないということで、そういった住宅用火災警報機に対しまして、設置に積極的でないというようなところは非常に多いというふうに思います。

○宮之脇尚美議員

法律によって、これについて義務づけがなされたというようなふうに考えておるところでございますが、今後も100%設置に向けてまた、さらに努力をされるように要請をいたしておきます。

○議長（舟倉 武則議員）

ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（舟倉 武則議員）

質疑なしと認めます。これで、質疑を終わります。

ただいま議題となっております議案3件については、お手元に配付しました議案付託表のとおり、それぞれ所管の常任委員会に審査を付託します。

次は、日程第5「議案第40号 平成26年度さつま町一般会計補正予算（第1号）」を議題とします。

提案理由については説明済みであります。

これから本案に対する質疑を行います。質疑はありませんか。

○川口 憲男議員

町長のほうに確認をちょっととりたいと思います。

町長、文化センター費のところ、文化センターの管理運営費でシロアリ駆除が出てるんですが、公営、何ていうんですかね、公営設備の中でこういうところが現状に上がってきてるものなのか、再度こういう調査をされる考えはないのか、ちょっとお聞きいたします。

○町長（日高 政勝君）

公共施設のこういった営繕の関係、特にシロアリの駆除の関係であります。これまでは、そういった状況の場合はすぐ対処して、駆除の処理をいたしております。

つぶさに調査というものは、それぞれシロアリを専門につけてやっておられませんけれども、その都度、発見したところはすぐ対処いたしているところでもあります。

○議長（舟倉 武則議員）

ほかにありませんか。

○宮之脇尚美議員

補正予算書の11ページ、17目の諸費のところ無線放送施設の整備事業が、今回西手公民会ということで計上されているようでございますが、現在のこの無線放送施設の普及率とそれから従来設置をされたところについては、やはりメンテ関係が、保守点検料がかなり従来の有線からしますと高くなっております。

これについては、非常に公民会のほうも高齢化が進んでおまして、維持管理費については非常に苦勞されていると。私どもの公民会のほうも非常に高齢者が多いわけで、そういう意味でし

ますと、むしろ、この有線放送施設の3倍ぐらいの保守点検料が必要だというようなことでございまして、これらについては、当初事業に、事業導入いたします段階で一定程度といたしますか、半分以上の設置があったら保守点検料の一定の額、まあ、低額でもよろしいですから、補助をしたらというようなことも検討されたことがあったかと思うんですが、それについて、総務課長、現在の状況をお知らせを願いたいと思います。

○総務課長（湯下 吉郎君）

今のこの補正予算前までの、25年度までの整備率が113の公民会で82%でございまして、今回26年度の事業を予定しますと86.5%程度になっていくものと考えております。

それから、後段の部分の維持管理経費についての助成に関しましては、今、現在デジタル放送、デジタル無線化について検討しております。

御指摘のとおり有線放送については、有線の接続ということで集落の経費が必要ということから補助を毎年しております。今、この整備率が80%を超えた中で、その無線の維持管理経費に対する助成につきましても、今このデジタルの接続と合わせながら費用がどれくらいかかって、どの程度必要かということも検討の材料にしていきながら、助成するかしないかということも含めて検討してまいりますので、まだ、現在、確定的に幾ら助成するというところまでは至っておりません。

○宮之脇尚美議員

まだ、補助については具体的な検討がなされていないということでございますが、やはり現在の放送の内容からいたしますと、公民会の放送よりもむしろ町からの放送が圧倒的に多いというようなふうにございます。

高額に上っておりますので、そこら辺については、やはり過去にもあったわけですが、公民会の運営あるいは公民館の運営、これらについても非常に会費の値上げについての問題というのが介在いたしているようでございますので、ぜひ、これらについては検討いただきたいというようなふうに思うところでございます。これらについては、町長どのようなふうにお考えですか、お尋ねいたします。

○町長（日高 政勝君）

今、有線からこの無線によりやく9割近くにこうなったということでございます。あとは、それこそ小規模の公民会のところが残っているのかなあとは思っておりますけれども、今後、行政無線につきましてもデジタル化をしないとならないと。現在は消防のほう、今、ことしから着手に入っておりますけれども、これが終わりますと今度は行政のデジタル化ということになりますので、これが相当、五、六億円かかるのかなあと思っておりますけれども、そうしますと、今度は公民会の無線放送との関係がどうなるかということが当然と出てまいりますので、その辺をどういうふうにやっていくかですね。

やはり、末端の各町民の皆さん方の戸別に受信ができるということにしていかないと、いろんな行政のお願い事というのがたくさんありますので、そういったことを踏まえて、先ほど総務課長が申しあげましたとおり、どの辺のこの経費負担が出てくるか、その辺のところをちょっと、まあちょっと煮詰める必要がありますので、今後場合によっては、当然また、公民会の皆さん方の維持管理が今後増えるとなりますと、今の有線放送みたいに1戸当たり幾らかを検討をする必要があるかと思っておりますので。

今しばらく、そういった行政無線のデジタル化に向かって、公民会放送のあり方というのをどうするか、あわせてこの検討していきたいと思っております。

○岩元 涼一議員

ただいまの無線放送事業費に関連といたしますか、現在、既に83%でしたっけ、82%。これを設置されているわけですが、メーカーが2社ほど入っているということで、我々の議会報告会の中である地区から出たんですが、これを使えなくなるのではないかという話をされておりました。

その点については、我々もちょっと詳しくなかったものですから、持ち帰って、また報告をするということで申し上げてきたんですが、その点については担当課のほうでどのような形で把握されているか、お伺いします。

○総務課長（湯下 吉郎君）

この公民会無線については、大きく、議員からありますように、大きく2社の放送設備ということで、今、施設整備をしておりますけれども、これがすぐなくなってデジタル化になってすぐ使えないということではございませんので、それらを更新の時期は、今、平成18年度から整備を始めて現在に至っておりますし、平成34年をめどにこのデジタル化に進めなさいというようなことも言われておりますが、それがなくなってすぐ使えなくなるということではございませんので、それについては、しっかりと国の動向を見きわめながら、情報をまた公民会にお伝えして進めていくということでもあります。

公民会無線の場合は、公民会が独自に積み立てをして、そして町が50%、70%助成をする制度であります。今後また、そうした地域のコミュニティーを図るためには、そのほうがやっぱり望ましいのではないかなと思っておりますので、まあ、そこらの法の改正とかあるいは電波を使えなくなるということについては、しっかりと把握しながら集落に伝えていきたいということで思っておりますが、すぐにそのデジタル化になってこの電波は使えないということではございませんので、むやみな、何ていいますか、公民会が危機感を覚えるようなことではないと思しますので、そこはしっかりと伝えていきたいと思っております。

○岩元 涼一議員

2社あるわけですが、これは2社ともその対象、そう今、総務課長がおっしゃったように、その期間は使えるという理解でいいんですか。言い方が悪いですかね。

その話、そのときにちょっと出た話では、1社は使えるけど1社のほうがどうかちゅうような話もちょうとあったものですから、そこら辺については把握されているかどうか。

○総務課長（湯下 吉郎君）

ただいま、今ほぼ主な電波の波というのはアナログ方式です。今から変えようとするのがデジタル方式の電波でありまして、それがすぐに使えないという、なくなるということではございませんので、消防無線とか行政無線の場合はいつまでにしなさいという制約がありますが、公民会無線の場合は割と緩やかであると聞いておりますので、まあ、そこらは公民会の皆様にすぐ変えなければいけないという事態になれば、やはり公民会としても積み立てをしたりあるいは公民会のコミュニティーを図ったりということで時間がかかると思いますから、そこら辺については先ほど申しますように、しっかりと情報を提供しながら進めていくということで御理解いただきたいと思っております。

○岩元 涼一議員

そのときの話で、つけて二、三年、設置してから二、三年してそういう国の制度の改革によって、また新たな負担が求められれば、集落としては大変だという話もそのとき出たものですから、ですからそのときの持っておられる情報によりますと、親機ですか、そこを30万とか40万入れて変えないと使えなくなるんだという、そういう情報も持っておられましたので、それだとすれば、それこそ判っておれば、そういうのをしなかったというか、対応できる方法があったとい

うことも申しておられましたので、そうでないと、高齢化が進んで、各戸大変なのに、それ以上の負担をまたすぐ求められれば大変だということなんですよね。そういうのは我々も十分理解しますし、ですから、そこがもし把握できていたのであれば、そこを最初で指導しておくべきだったのではないかなと、今ちょっと考えたものですから、そういうわけです。

ですから、先ほど同僚議員からも出ましたように、町としてもそういうのが、もし仮に発生するとすれば新たな助成というか、そこを考えていかなければならないのじゃないかということで、今御質問申し上げているわけです。

以上です。

○総務課長（湯下 吉郎君）

まあ、総称して先ほど町長が回答されましたように、それらも含めて今後検討していかねばならない大きな課題だと思っておりますので、またそういう、ここ二、三年中にはデジタル方式のほうも今検討をしておりますので、できるだけそうしたことの要望に応えられる状況が生まれるように検討していきたい。ただ、財源の問題がございますので、そこらも含めながら検討していくということでございます。

○上久保澄雄議員

ただいまの質問の関連ですけれども、電波法が改正をされて、そしてもう今の状態での電波を使用する許可が出ないんだという話をおうかがいしたんですよ。これ何年で使えなくなるということでしょうか。

○総務課長（湯下 吉郎君）

電波の種類によって違いますけれども、この公民会無線の場合は34年の11月ということまで聞いております。まあ、電波を幅広く使うために、そうした国の制度に改正ということであるようです。

○川口 憲男議員

関連ですけれども、町長のほうもデジタル化にされていく中で地域への補助ですか、考えていかれるということでした。

先ほど岩元議員からも出ましたように、地域的に、校区単位ですけれども、2社のあれ扱っていると。それで、一部私も資料を手に入れたところによりますと、区長が放送される場所もあるんだと、一定の事業者やれば公民館、区長のところに機器をつくれば、それで区長が放送するのでいけば、集落公民館館長の、会長の放送は極力少なくなっていくんだということがありました。集落会長のなり手が少ないとかいろんなのがありますけれども、そういうふうにして、この2社を1社にすることで非常にそういう負担がなくなっていくと。

先ほど総務課長からありましたように、町からの無線をそのまま今流して集落無線につながって、町からのいろんな防災無線系統を使ってますけれども、そういう1統化ということを今後も考えていかれたほうが、私はいんじゃないかと思って、まあ、そういう考え方を将来に向けて、これ入札制度ですからいろいろお金の高い、安いがあると思うんですけど、そこらあたりを一体化されていったほうが、今後公民館長の負担、公民会長の負担いろんなところが出てくると思うんですが、まあ、先の話ですから、その切りかえのときの話にもなってくると思うんですが、そこらあたりをどう考えられるのか。

今ちょっと町内で一体的に、1社のものでしてる区は4区ぐらいあります。その中の1区はもう完全に区長が放送されて、部落会長の放送ちゅうのは極力少なくなってるということもありますから、そういうような方向に切りかえるべきと考えるんですが、町長、そこあたりはどう考えられますか。

○町長（日高 政勝君）

確かに、現に、例えば時吉とか、そういうところは館長のほうで全て放送をされておるようですが、やっぱりもう区を主体に、運営をしてやっていきますよと、そういう公民会数の少ないところは統合合併されて、そういうところはあるかと思うんですけど。

いろんな地域の事情というのがありますので、やっぱり公民会長が放送しないとならないようなものもありますし、館長が区の行事としていろんなあれを放送する。いろんなやり方もやっていらっしゃるようでもありますので、個々のそれぞれの地域の実情によっていろいろ内容が聞けるということもあるかと思しますので、その辺はまた、地域のいろんな事情を考慮した上で、町のほうとして行政無線のデジタル化に当たってのいろいろ検討はお互いにしなければならないとおもっておるところであります。

○議長（舟倉 武則議員）

ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（舟倉 武則議員）

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

ただいま議題となっております議案第40号については、お手元に配付しました議案付託表のとおり分割してそれぞれ所管の常任委員会に審査を付託します。

次は、日程第6「議案第41号 平成26年度さつま町介護保険事業特別会計補正予算（第1号）」を議題とします。

提案理由については説明済みであります。

これから本案に対する質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（舟倉 武則議員）

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

ただいま議題となっております議案第41号については、お手元に配付しました議案付託表のとおり総務厚生任委員会に審査を付託します。

本日から6月19日までの各常任委員会の審査会場は、総務厚生常任委員会が第1委員会室、文教経済常任委員会が第2委員会室となっております。

△散 会

○議長（舟倉 武則議員）

以上で、本日の日程は全部終了しました。

7月1日は、午前9時30分から本会議を開き、各議案の審査、審議を行います。

本日はこれで散会します。御苦労さまでした。

散会時刻 午前9時58分

平成26年第2回さつま町議会定例会

第 4 日

平成26年7月1日

平成26年第2回さつま町議会定例会会議録

(第4日)

○開議期日 平成26年7月1日 午前9時30分

○会議の場所 さつま町議会議事堂

○当日の議員の出欠は次のとおり

出席議員(16名)

1番	平八重 光輝 議員	2番	木下 敬子 議員
3番	宮之脇 尚美 議員	4番	桑園 憲一 議員
5番	森山 大 議員	6番	東 哲雄 議員
7番	岩元 涼一 議員	8番	新改 幸一 議員
9番	木下 賢治 議員	10番	川口 憲男 議員
11番	米丸 文武 議員	12番	新改 秀作 議員
13番	岸良 光廣 議員	14番	上久保 澄雄 議員
15番	柏木 幸平 議員	16番	舟倉 武則 議員

欠席議員(なし)

○出席した議会職員は次のとおり

事務局 長	中間 博巳 君	局長補佐兼議事係長	半崎 幹男 君
議事係 主任	神園 大士 君		

○地方自治法第121条の規定による出席者は次のとおり

町 長	日高 政勝 君	副 町 長	紺屋 一幸 君
教 育 長	東 修一 君	総務課 長	湯下 吉郎 君
企画財政課 長	崎野 裕二 君	財産管理課 長	小永田 浩 君
介護保険課 長	中村 慎一 君	健康増進課 長	四位 良和 君
担い手育成支援室 長	貴島 晃人 君	耕地林業課 長	杉水流 博 君
企業誘致対策室 長	高橋 哲郎 君	建設課 長	三浦 広幸 君
水道課 長	岩元 義治 君	消 防 長	高木 卓朗 君
教育総務課 長	上野 俊市 君	学校教育課 長	藤崎 毅 君
社会教育課 長	橋ノ口 賢二 君		

○本日の会議に付した事件

- 第 1 議案第 36 号 さつま町立学校条例の一部改正について
- 第 2 議案第 37 号 さつま町水道事業条例の一部改正について
- 第 3 議案第 38 号 さつま町水道事業給水条例の一部改正について
- 第 4 議案第 39 号 さつま町火災予防条例の一部改正について
- 第 5 議案第 40 号 平成 26 年度さつま町一般会計補正予算（第 1 号）
- 第 6 議案第 41 号 平成 26 年度さつま町介護保険事業特別会計補正予算（第 1 号）
- 第 7 議案第 44 号 さつま町消防本部消防救急デジタル無線設備整備工事請負契約の締結について
- 第 8 推薦第 1 号 さつま町農業委員会委員の推薦について
- 第 9 陳情第 1 号 さつま警察署平川駐在所存続に関する陳情書
- 第 10 陳情第 3 号 少人数学級の推進などの定数改善と義務教育費国庫負担制度 2 分の 1 復元をはかるための、2015 年度政府予算に係る意見書採択の要請について
- 第 11 発委第 2 号 少人数学級の推進などの定数改善と義務教育費国庫負担制度 2 分の 1 復元をはかるための、2015 年度政府予算に係る意見書(案)の提出について
- 第 12 報告第 3 号 平成 25 年度さつま町土地開発公社収入支出決算について
- 第 13 報告第 4 号 平成 26 年度さつま町土地開発公社事業変更計画及び事業会計補正予算（第 1 号）について
- 第 14 議員派遣の件
- 第 15 閉会中の継続審査・調査について

△開 議 午前9時30分

○議長（舟倉 武則議員）

おはようございます。ただいまから平成26年第2回さつま町議会定例会第4日の会議を開きます。

本日の日程は、お手元に配付してあります議事日程のとおりであります。

△日程第1「議案第36号 さつま町立学校条例の一部改正について」、日程第2「議案第37号 さつま町水道事業条例の一部改正について」、日程第3「議案第38号 さつま町水道事業給水条例の一部改正について」、日程第4「議案第39号 さつま町火災予防条例の一部改正について」、日程第5「議案第40号 平成26年度さつま町一般会計補正予算（第1号）」、日程第6「議案第41号 平成26年度さつま町介護保険事業特別会計補正予算（第1号）」

○議長（舟倉 武則議員）

日程第1「議案第36号 さつま町立学校条例の一部改正について」から日程第6「議案第41号 平成26年度さつま町介護保険事業特別会計補正予算（第1号）」までの議案6件を一括して議題とします。これから、それぞれの常任委員会に付託した議案について、各常任委員長の審査報告を求めます。

まず、総務厚生常任委員長の報告を求めます。新改秀作委員長。

〔新改 秀作議員登壇〕

○総務厚生常任委員長（新改 秀作議員）

おはようございます。総務厚生常任委員会の審査の経過と結果について、御報告申し上げます。

当委員会に付託されました議案については、慎重に審査を行った結果、「議案第39号 さつま町火災予防条例の一部改正について」、「議案第40号 平成26年度さつま町一般会計補正予算（第1号）」関係分、「議案第41号 平成26年度さつま町介護保険事業特別会計補正予算（第1号）」、以上の議案3件については、いずれも原案のとおり可決すべきものと決定した次第であります。審査の過程について、その概要を申し上げます。

まず、「議案第39号 さつま町火災予防条例の一部改正について」であります。

今回の条例改正は、平成25年8月に京都府福知山市の花火大会会場での露店火災により、死者3名、負傷者56名が発生したことを踏まえ、消防法施行令が改正されたことに伴い行うものです。花火大会など多くの人が集合する屋外催しのうち、大規模なものとして消防長が別に定める要件に該当するもので、火災が発生した場合には人命または財産に特に重大な被害を与えるおそれがあると認めるものを「指定催し」として指定し、主催者には防火担当者の選定、火災予防に必要な業務に関する計画の作成及び開催日14日前までに当該計画を消防機関へ提出すること等を義務付ける内容であります。

質疑の中で、山崎の初市や宮之城の暮市などについても、14日前までに計画の提出が必要となるのかただしましたところ、小規模な露店数の催しについては、事前計画を消防本部に提出していただいて、消防本部のほうで対象火気器具等を取り扱う露店等の数を把握し、必要がある場合には査察、検査を行うものである。大きな催しであるさつまフェスタ、JA農業祭、暮市等については、いずれも消防本部に計画が提出されているので、それらの催しに直接出向き、検査を

実施しているとの説明であります。

次に、「議案第40号 平成26年度さつま町一般会計補正予算（第1号）」の関係分についてであります。

歳出の2款1項、総務管理費、情報システム管理費については、社会保障・税番号制度システム整備に係る住民基本台帳システム改修業務委託費として830万円を計上するものであります。平成25年5月に成立した「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律」（マイナンバー法）に基づいて、平成27年10月から全ての国民にマイナンバーを通知し、平成28年1月から社会保障、税、災害対策の行政手続きで利用を開始します。この制度を導入することにより行政の効率化、住民の利便性向上等の効果が見込まれるとのことであります。

質疑の中で、マイナンバー制度の開始によって個人情報の漏えいの危険性は問題ないかたどしましたところ、マイナンバー制度導入にあたっては個人情報が出漏れないようなシステム構築が必須であると考えている。国は平成28年1月からの運用に向けて、万全な情報セキュリティ対策を進めており、本町においても十分な情報セキュリティ対策を講じながら改修作業を実施していくとの説明であります。

次に、2款1項、総務管理費、行政連絡事務費については、公民会無線放送施設整備に係る助成金として179万9,000円を計上するものであります。平成26年4月1日に西手西公民会と西手東公民会が合併をして「西手公民会」となったことにより、公民会の無線放送施設の整備を行うものであります。

質疑の中で、公民会が放送設備を更新するにあたっては、将来の電波法改正に踏まえた機種選定をしなければならず大変苦慮している状況である。町は公民会の無線放送設備の整備についてどのような対応をしているのかたどしましたところ、公民会の無線放送の整備については、整備予定の前年度に希望調査を実施し、その際に平成34年11月までの使用期限とは無関係な周波数である地域コミュニティー無線を推奨しているとの説明であります。

次に、4款1項、保健衛生費、予防接種事業費については、定期予防接種ワクチンの追加に伴う健康管理システム改修業務委託36万8,000円を計上するものです。厚生労働省は平成26年10月から水痘と高齢者対象の成人用肺炎球菌のワクチンを定期接種に追加する方向で進めており、接種対象者にはこれまでの任意予防接種履歴の確認を含めた上で、予防接種の予診票の発行や事前通知等を準備する必要があることから、健康管理システムを改修して業務に対応しようとするものであります。

質疑の中で、今回追加される水痘の定期予防接種ワクチン対象者は何人かたどしましたところ、今回の法改正案では、水痘の定期接種の対象者を1歳以上3歳未満としており、現時点では411名を予定している。さらに平成26年度に限り3歳以上5歳未満も定期接種の対象となる予定で、本町では360人が対象予定であるとの説明であります。

次に、9款1項、消防費、消防業務費については、全国消防救助技術大会に参加するための消防旅費31万円を計上するものです。鹿児島県消防学校で開催された「鹿児島県消防救助技術指導会」において、ロープブリッジ渡過の種目でさつま町消防本部から出場した職員が第1位となり、平成26年8月27日に千葉市で開催される「第43回全国消防救助技術大会」に鹿児島県代表として出場が決定したことに伴う旅費であります。

次に、「議案第41号 平成26年度さつま町介護保険事業特別会計補正予算（第1号）」についてであります。

歳入におきましては、償還金を計上し、歳入におきましては、準備基金からの追加交付に伴う

財源組替え、前年度の繰越金を計上するもので、補正後の予算総額を32億5,098万1,000円にしようとするものであります。

質疑の中で、今回の補正で繰越金3,408万8,000円を歳入に充当した後、平成25年度の留保額が4,813万7,000円になるとのことであるが、本年度の予算執行は今回の補正額で十分なのかたまたましたところ、現在、平成26年度までが第5期保険事業計画期間となっており、平成25年度の給付額の決算部分では約28億9,200万円となっている。前年度と比較して約6%、1億7,000万円ほど増加しているが、これは第5期の事業期間中にさつま園の一部増床、アルテンハイムのショートステイの増床及び虎居地区に地域密着型グループホーム「小規模多機能施設よかよかん」を整備したことによるものである。本年度の予算執行については、当初予算32億円ほどを計上しており、予算の範囲内で対応できる見込みであるとの説明であります。

以上で、総務厚生常任委員会の報告を終わります。

〔新改 秀作議員降壇〕

○議長（舟倉 武則議員）

ただいまの、総務厚生常任委員長の報告について質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（舟倉 武則議員）

質疑なしと認めます。これで、総務厚生常任委員長に対する質疑を終わります。

次に、文教経済常任委員長の審査報告を求めます。米丸文武委員長。

〔米丸 文武議員登壇〕

○文教経済常任委員長（米丸 文武議員）

文教経済常任委員会の審査の過程と結果について、御報告申し上げます。

当委員会に付託されました議案については、慎重に審査を行った結果、「議案第36号 さつま町立学校条例の一部改正について」、「議案第37号 さつま町水道事業条例の一部改正について」、「議案第38号 さつま町水道事業給水条例の一部改正について」及び「議案第40号 平成26年度さつま町一般会計補正予算（第1号）」関係分の議案4件については、いずれも原案のとおり可決すべきものと決定した次第であります。審査の過程について、その概要を申し上げます。

まず、「議案第36号 さつま町立学校条例の一部改正について」であります。

主な改正は、学校規模適正化計画に基づき、町立小学校及び中学校の再編を行おうとするもので、第2条設置規定の別表中、小学校では、白男川小学校、泊野小学校及び平川小学校を盈進小学校に、柊野小学校及び紫尾小学校を柏原小学校に再編し、中学校は、町内4中学校を宮之城中学校に再編しようとする内容であります。

質疑の中で、再編に伴う経費として、通学費等国・県の補助内容及び交付税の減少額についてただしましたところ、通学費は再編後5年間に限って2分の1以内の国庫補助があり、施設の場合は、改修等に1件400万円以上の経費がかかるものについて補助対象となる。交付税の関係は、学校減により、交付税算定における基準財政需要額については、試算値で小学校が3,800万円、中学校が2,900万円程度減額になるとのことです。

また、学校再編については、どれだけ住民が認識しているのか疑問がある。地域住民、保護者にとって大きな改革になることから、本条例の一部改正を判断する上での必要な資料の開示と、住民へのこれからの教育委員会の説明責任についてただしましたところ、今後、関係者で協議していかなければならない部分が多く、教育委員会としては、現段階で説明できるものについては

説明してきたつもりである。検討課題については、今後、対象校の関係者で協議していくことになり、再編による情報提供については、非常に大事な部分になるので、広く周知を図っていききたいとのことであります。

次に、「議案第37号 さつま町水道事業条例の一部改正について」であります。

主な改正は、山崎簡易水道事業と上水道事業の統合に伴う改正と、公民会合併により、給水区域の公民会名を変更するものであります。

質疑の中で、山崎簡易水道を今回上水道に加えたが、水道事業の一本化と水道が故障した場合の相互関係は全部できているのかたまたまのところ、国も簡易水道の統合を進めており、最終的には、平成29年度から1町1水道事業で取り組むことになる。また、既存の水道の接続状況については、それぞれ宮之城簡水、鶴田簡水、薩摩簡水の中でも簡易水道が分かれており、時期は明確でないが、可能な限り接続する予定であるとのことであります。

次に「議案第38号 さつま町水道事業給水条例の一部改正について」であります。主な改正は、山崎簡易水道事業と上水道事業の統合に伴い、関連する別表の一部を改正するものであります。

質疑の中で、上水道と簡易水道の水道料金の統一についてたまたまのところ、料金統合については、合併時から話題になっていた部分で、内部でも検討しているが、平成28年度までは現在の料金で進める計画である。

国も水道事業の統合を推進しており、上水道と簡易水道は料金体系が異なることから、全国的な流れである口径による料金体系を考えており、平成29年度から1町1水道事業に進むと、料金についても料金体系を統一する方向で考えているとのことであります。

次は、「議案第40号 平成26年度さつま町一般会計補正予算（第1号）」関係分についてであります。

まず、6款1項、農業費の関係であります。

9目、担い手育成費の農地中間管理事業費については、本年度から国の政策で始まった農地中間管理事業に係る事務費200万7,000円を計上しています。

これは、農地の貸し借りを、県が設置した農地中間管理機構を通すことで、地域の担い手に、農地を効率的に集約しながら、農地の貸し手に対しては、集積協力金が機構より支払われるもので、地域への支援として、地域集積協力金、個々の貸し手への支援として、経営転換協力金、耕作者集積協力金などがある。補正の内容については、農地中間管理事業を推進していくための事務費で、推進員1名を雇用し、推進用の車輛1台を借り上げるものが主な内容であるとの説明であります。この説明を受けて委員からは、地権者等に助成策があるのであれば、積極的な制度の活用と、これまで、人・農地プランの中で、地区内に農業を守る会を設立しており、自分たちの地域は自分たちで守ろうということに結成された会であるので、貸し手の情報については、地区内の農業を守る会にも情報提供を要請する意見が出されました。

次に、10目、農地費についてであります。まず、昨年度までの農地・水保全管理支払交付金の名称が、本年度より多面的機能支払交付金に変更になる。そして、今回の負担金補助及び交付金の505万4,000円の増額については、農地維持支払交付金の取り組みに、11地区が追加されたことと、新規として、終野地区及び下川口地区からの申し込みによるものが、主な内容であるとの説明であります。

質疑の中で、多面的機能支払交付金を伝統工芸の道具、衣装の購入等に充てる場合における団体の設立年数等の申請条件についてたまたまのところ、設立年数など申請条件はないが、団体が複数ある場合は、不公平が生じないよう均等に活用するように国・県からの指導があった。ま

た、そのほかに、協定内の合意があれば、田植えや収穫が済んだあとに、みんなで材料を持ち寄って行う炊き出しの経費として使うこともできるとのことです。

次に、12目、団体営土地改良事業費については、農村漁村活性化プロジェクト支援交付金事業で、山崎荒瀬公民会内にある池田地区の農道舗装を行い、農業基盤整備促進事業で、永野池山地区の用水路整備、鶴田大角地区の農道舗装、虎居一ツ木地区の農道舗装をそれぞれ行うとの説明であります。

質疑の中で、農道舗装で路肩保護等の採択についてただしましたところ、町道は維持管理のため、盛土部は張コンクリート、切土部にはモルタル吹付けが認められているが、農道においては経費面等で採択は難しいとのことです。

次に、2項、林業費についてであります。

2目、林業振興費の森林整備・林業木材活性化推進事業費については、永野の林道丁場池之段線1,100メートル、幅員3.5メートルの改良舗装工事にかかる経費で、本年度完了する計画であるとの説明であります。

次は、7款1項、商工費についてであります。

2目、商工振興費の商店街街路灯整備工事800万円については、県中心商店街活性化事業により、屋地商店街のアーケード撤去によるLEDランプの街路灯8基を整備するもので、負担金補助及び交付金の町単独事業の商店街環境保全施設等設置補助の45万6,000円については、湯田の宮之城温泉街の街路灯40基について、既存施設における電気料金の軽減を図るためのLED化を、中心商店街活性化事業補助556万円については、屋地アーケードの撤去と撤去後の商店街の形成に向けて、バス待機所、音響設備、イルミネーション施設、掲示板、コンセント設置等を整備するとの説明であります。

質疑の中で、街路灯の補助は、一方は100%補助、一方は地元負担があるということで、地元から不公平という意見はないかただしましたところ、屋地商店街の街路灯8基については、中心市街地の一体的な整備ということで、平成24年度から虎居、本町、下町ということで進めており、電源立地の全額補助であるが、残りの事業については、県費による2分の1補助事業と町単事業の30%補助であり、いずれも地元の了解を得て進めているとのことです。

また、今回の議会報告会で、宮之城屋地区から出た意見として、防犯カメラの設置要望についてただしましたところ、警察のほうから防犯カメラ設置の話もあり、防犯カメラシステムとして数百万円見ていたが、実際、地元と話をするとなら防犯カメラを設置して誰が管理するのかといった管理上の問題が出て、今回は事業の中に入れていないとのことです。

次は、8款2項、道路橋りょう費についてであります。

3目、道路新設改良費の委託料100万円については、盈進小通り線の延長約30メートルを国道328号屋地本町交差点改良に併せて行うための盈進小通り線の道路設計業務と横断幕サインボードやベンチ椅子等の設計業務で、工事請負費の380万円については、屋地本町交差点の横断幕サインボードとベンチ椅子等の設置工事費であるとの説明であります。

次は、8款3項、河川費についてであります。

3目、河川維持費の委託料100万円については、国道504号を横断している篠田川の横断暗渠が、断面不足で大雨のたびに冠水することから、平成27年度に計画されている国道504号の暗渠改修事業と併せて、下流側の河川断面検討を行うとの説明であります。

質疑の中で、篠田川の断面調査の関係と、断面の雨量等についてただしましたところ、北薩横断道路が計画されており、その中で各排水路について断面検査がなされており、時間雨量も115ミリメートルを想定しているが、過去には経験のない雨量の想定で断面検討がなされてい

るとの説明であります。

次は、10款3項、中学校費についてであります。

1目、学校管理費の研究公開授業費補助8万円については、平成26年度、平成27年度に地区の指定を受けた鶴田中学校の研究公開指定の補助金であるとの説明であります。質疑の中で、鶴田中学校の研究公開の内容と研究公開の本年度の予定についてたゞしましたところ、鶴田中学校は、学力向上を研究内容として、授業力向上を進めており、鶴田中学校と永野小学校が公開の指定を受けている。今年度は、体力向上に向けて、薩摩中学校が公開する計画であるとのことであります。

次は、10款5項、社会教育費についてであります。

8目、文化センター費のシロアリ駆除業務については、文化センター舞台入口部分のシロアリ駆除を実施するものであるとの説明であります。

質疑の中で、シロアリ被害はセメント部の木材まで被害が出る可能性があるが、文化センターの施設全体の駆除は行わないのかたゞしましたところ、今回の駆除方法は、ブリングシステムという方法により、シロアリがいる箇所に薬剤の入ったシステムを置いて、シロアリが巣に帰る習性を利用し、薬剤を巣に持ち帰らせて巣から駆除するという工法を予定しているとのことであります。

9目、文化財保護費の埋蔵文化財発掘調査事業費（北方遺跡）については、町道尾付野山小川田線の道路改良工事に伴う埋蔵文化財発掘調査に係る経費であるとの説明であります。質疑の中で、プレハブの借り上げ期間についてたゞしましたところ、発掘調査の期間と同じく15日間程度を予定しているとのことであります。

最後に、「議案第36号 さつま町立学校条例の一部改正について」の審査に当たっては、町長への総括質疑の中で、町と教育委員会が一体となって進められているのか疑問であるとして、学校再編に向けた町長の姿勢について特に町長の見解をたゞしたところであります。

今回の小中学校の統廃合の問題は、非常に重い判断をお願いしている。

当初、この計画が出たのは平成18年の総合振興計画の中にも、そしてまた、平成17年から平成22年の過疎自立促進計画の中にも計画されていたもので、学校再編の検討会に町民の皆さん、PTA、校長先生方にも2年間にわたって検討をいただき、大変な思いをしながら委員の皆さんから答申いただいたものである。

したがって、教育委員会だけでなく、随時、教育長からの協議を受け、その中で私の考えも述べており、説明会も全区公民館での町政座談会の中で大きな問題として取り上げ、御理解をいただくよう進めてきたところである。決して教育委員会任せではなく、私も重要な案件として、いろいろな機会に町民の皆さんに申し入れをしてきたところである。

とにかくこの案件については、教育委員会と町が一体となって進めてきたところであり、町の発展と未来を見据え、大事な問題であると捉えて、今後もこれが実行されるまでは、一緒になって進めていきたい。

さらに、跡地活用に当たっては、地元とどのように関わっていくかが重要であり、教育委員会を含む、役場全体で検討委員会を組織し、専門的な意見も聞きながら有効活用を研究する必要がある。

また、周辺部の活性化に当たっては、周辺地域の定住化策も創設したが、学校再編により、対象地域の衰退を招くことのないよう、さらに必要な取り組みを積極的に進めて参りたいとの答弁でありました。

なお、本案に関しましては、執行部の説明不足の感があることから、この条例改正を判断する

に当たって、交付税の減額あるいは通学費、施設改修等に多額の経費を必要とすることから、町の財政的な運用についても、ある程度判断材料をいただいた上で判断すべきではないかという趣旨の反対討論がなされました。

また、一方、学校再編については基本計画案が作成され、議会も特別委員会を設置し、委員会の審査等によって得られた情報を整理しながら、教育行政も少子化による現状から避けられない課題として捉え、子供達の教育、学習を基本としながら、統合してよかったと言われる学校づくりをしなければならない、という趣旨の賛成討論がなされ、起立採決の結果、起立多数により可決すべきものと決定したことを申し添えます。

以上で、文教経済常任委員会の報告を終わります。

〔米丸 文武議員降壇〕

○議長（舟倉 武則議員）

ただいまの、文教経済常任委員長報告について質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（舟倉 武則議員）

質疑なしと認めます。これで、文教経済常任委員長に対する質疑を終わります。

これから順に討論、採決を行います。まず、「議案第36号 さつま町立学校条例の一部改正について」討論を行います。討論はありますか。

まず、原案に反対者の発言を許します。

〔木下 賢治議員登壇〕

○木下 賢治議員

私は、提示されたこの提案に反対の意を持って討論をするものであります。

示された再編計画の経緯を見ますと、昨年8月に見直し案の説明を受け、12月に説明会で出された意見要望の報告があり、本年5月に最終案の報告の流れでありました。6月10日、初日の本会議終了後数人で、説明不足ではないか、これで判断せよというのもおかしいんじゃないかという話がありました。16日の町長総括の15分前に追加説明があるとのことでファクスで連絡があり、重要な内容の資料を提供されました。聞けば、同僚議員の要請で始まったようであります。もし、この要請がなかったなら、この情報提供がなかったことを思えば本当に疑問に思えてなりません。

このような大事な情報を、どうして当初に説明できなかつたものかという思いでありました。執行部と議会は車の両輪によく例えられますけれども、今期の学校適正化の取り組みにつきましては、それに値しているのかこれも疑問に思えてなりません。当然一方だけの責任ではないわけですけれども、町民に対する情報の提供にしましても、皆さん本日のこの傍聴席を見てください。学校がなくなる瞬間。きょうなんですけれども、当然インターネットで見ている方もありましょ。県外で自分の母校の行く末を見守る人もあるかと思いますが、町民の意識不足、諦め感、そういうものが感じられてならないわけです。そういう意味で私たち議会も執行部ももうちょっと町民に対する説明責任を痛感してならないわけです。説明会で出された意見要望は、ホームページに掲示してありますけれども、回答として検討しますの回答も幾つかありますが、示された当初のままで、全く更新もされていません。教育委員会は、その後どのような取り組みがされたのか疑問に思えてならないのでございます。デリケートな面でもあります。提案のときに町長も苦渋の選択、断腸の思いという思いを議会に投げかけられました。そういう思いがあるならあるだけに、関係の地域や町民に配慮した執行姿勢が大事ではないでしょうか。再編校への不安解消策や、学童保育関係もある程度めどを立てて判断すべきではないでしょうか。

学校減による交付税の減が委員長の報告のとおり、併せて6,700万円とのことでございます。5年間は国の補助もあるそうですが、通学費の負担も大きいようであります。必要最低限の中学校6教室の建築費2億4,500万。庁舎の建設から見ると、額面で大きいとは感じられませんか。説明の中で、あったらいいなというような教室はないようであります。当然、財政的なものを考えて、最小限にとどめたいという気持ちはわかるわけですが、いずれ生徒が減っていく現状が見えているのでとの説明であったわけですが、特別支援教室等の必要も認めていっしょるわけですが、統合当初の生徒たちには、そういうゆりのある教育環境でないということになります。

今回の上程の一次再編の小学校は特認生を除けば3人、4人、16人などの小規模であり、当然私も統合すべきだと思います。私どもの報告会でもこれといった反対もございませんし、ほかにそういう意見も聞こえてきません。中学校においても、できれば私は2校制を望んでいたわけですが、保護者等の関係者の声や、現状を見ればやむを得ないのかなあというふうな思いがあります。

しかし、提案の学校条例の賛否を判断するには私たちの役割である議会報告会で班長の挨拶で町民に議会の役割を示されたわけですが、執行姿勢のチェックと改正後の影響をチェックした上で判断すべきと、私は思います。3分の2の賛成が求められる廃止条例重要案件であります。文教経済委員会にとらわれず、全員での審査確認を、訴える次第でございます。

私には判断の機が熟しているとは思えないのであります。議員各位の賛同をお願いして反対討論といたします。

〔木下 賢治議員降壇〕

○議長（舟倉 武則議員）

次に、原案に賛成者の発言を許します。

〔東 哲雄議員登壇〕

○東 哲雄議員

賛成の立場で発言します。学校適正化計画については平成23年度基本計画案が策定され、議会も特別委員会を設置し、委員会の活動によって得られた情報を整理し、共通配慮事項として答申を行ってきた経緯があります。そして平成25年度基本計画案の見直し案が策定され、これまで町民に対し説明もされ今回の提案となったところです。今回廃止となる小学校は小規模な学校で、学習も複式学級により実施されていて、またその児童の多数が特認生徒である現状です。教育行政を預かる教育委員会としては、こうした現状を改善する施策は当然のことであり、今回の統合は理解するところです。

中学校については、当初は2校案でありましたが、1校への意見が多かったため、1校への提案で再編の時期をずらして実施されるものです。

これまで学校は地域にとって大きな存在であり、今回の統合により学校がなくなることは大変つらい思いもありますが、本町も合併後10年となります。まだまだ多くの改革が求められています。今回の統合も、少子化による現状から避けて通れない大きな課題であり教育行政としても、将来を担う児童生徒のよりよい教育環境づくりを基本とされるもので、今回私たち議員も重い決断をしなければなりません。統合してよかったと言われる学校づくりに向け、教育委員会と町が一体となって、さらに努力されるよう強く要請し賛成討論といたします。皆様方の御賛同よろしくお願いいたします。

〔東 哲雄議員降壇〕

○議長（舟倉 武則議員）

ほかに討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（舟倉 武則議員）

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから本案を採決します。

この採決は起立によって行います。

本案は、地方自治法第244条の2第2項及びさつま町立学校条例第3条の規定によって、出席議員の3分の2以上の者の同意を必要とします。出席議員は16人であり、その3分の2は11人です。

お諮りします。本案に対する、文教経済常任委員長の報告は原案可決です。委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（舟倉 武則議員）

ただいまの起立者は3分の2以上です。したがって本案は委員長報告のとおり原案可決されました。

次は、「議案第37号 さつま町水道事業条例の一部改正について」から「議案第39号 さつま町火災予防条例の一部改正について」までの議案3件について一括して討論を行います。討論はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（舟倉 武則議員）

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから、ただいまの議案3件について一括して採決します。

お諮りします。各議案に対する各常任委員長の報告は原案可決です。各常任委員長報告のとおり、決定することに、御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（舟倉 武則議員）

異議なしと認めます。よって、「議案第37号 さつま町水道事業条例の一部改正について」から「議案第39号 さつま町火災予防条例の一部改正について」までの議案3件については、各常任委員長報告のとおり、原案可決されました。

次は、「議案第40号 平成26年度さつま町一般会計補正予算（第1号）」及び「議案第41号 平成26年度さつま町介護保険事業特別会計補正予算（第1号）」の議案2件について一括して討論を行います。討論はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（舟倉 武則議員）

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから、ただいまの議案2件について一括して採決します。

お諮りします。各議案に対する各常任委員長の報告は原案可決です。各常任委員長報告のとおり、決定することに、御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（舟倉 武則議員）

異議なしと認めます。よって、「議案第40号 平成26年度さつま町一般会計補正予算（第1号）」及び「議案第41号 平成26年度さつま町介護保険事業特別会計補正予算（第1号）」

1号)」の議案2件は、各常任委員長報告のとおり、原案可決されました。

△日程第7「議案第44号 さつま町消防本部消防救急デジタル無線設備整備工事請負契約の締結について」

○議長（舟倉 武則議員）

次は、日程第7「議案第44号 さつま町消防本部消防救急デジタル無線設備整備工事請負契約の締結について」を議題とします。提案理由の説明を求めます。町長。

〔町長 日高 政勝君登壇〕

○町長（日高 政勝君）

「議案第44号 さつま町消防本部消防救急デジタル無線設備整備工事請負契約の締結について」であります。

これは、さつま町消防本部救急デジタル無線設備整備工事について、去る6月2日に指名競争入札を行った結果、西日本電信電話株式会社鹿児島支店が落札をいたしましたものであります。

さつま町議会の議決にすべき契約及び財産の取得または処分に関する条例第2条の規定に基づきまして、議会の議決を求めるものであります。

内容につきましては、消防長に説明させますので、よろしく御審議くださるようお願いいたします。

〔町長 日高 政勝君降壇〕

○消防長（高木 卓朗君）

「議案第44号 さつま町消防本部消防救急デジタル無線設備整備工事請負契約の締結について」内容をご説明いたします。

〔以下議案説明により省略〕

○議長（舟倉 武則議員）

これから、本件に対する質疑を行います。質疑はありませんか。

○川口 憲男議員

消防長に、ちょっと確認をいたしたいと思います。

この、救急デジタル無線整備化に伴いまして、各分団が持っている、ハンディ機がございますよね。それから、消防車に積んである器具と、いろいろこのアナログで今使用している分があると思いますが、これも含んだ契約ですか。それとも、これは、また別途で補助申請がなされるのか、ちょっとそこをところを示し願いたいと思います。

○消防長（高木 卓朗君）

現在、消防で話をしております、無線につきましては、MCA線でございます、デジタル無線でございます。消防本部との無線との互換性はございません。今回の、設備工につきましては、消防本部の使用する無線の工事でございます。以上です。

○議長（舟倉 武則議員）

ほかに質疑はありませんか。

○宮之脇尚美議員

の、契約の関係については先般の全協の中でも、契約については説明があったところでございますが、その1億8,000万をかけて整備をされる訳でございます。当然、常備消防の無線の系統化というようなふうに説明があったわけでございますが、契約する場合には、その系統図等をですね。操作卓とか、あるいは車両の台数とか、そういう略図といいますか、そういう説明資料等を添付をされて、提案をされるべきではないかと。

先ほど、学校の関係でも出たんですが、そういう説明資料等を持って、こういう契約案件等を議会に提案をしていくと、それによって、議会としては、適当であるかないかということ判断をするわけですから、これは、もう消防に限らず、全ての課においてそういうことが言えるかと思うんですが。

ぜひそういう説明資料等もですね、添付していただきたいと、これは要請をいたしておきたいと思います。

○議長（舟倉 武則議員）

他にありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（舟倉 武則議員）

質疑なしと認めます。これで、質疑を終わります。

お諮りします。本件は会議規則第39条第3項の規定により、委員会付託を省略したいと思います。

御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（舟倉 武則議員）

異議なしと認めます。よって、本件は委員会付託を省略することに決定しました。

これから、討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（舟倉 武則議員）

討論なしと認めます。これで、討論を終わります。

これから、議案第44号を採決します。

お諮りします。本件は、これを可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（舟倉 武則議員）

異議なしと認めます。よって、「議案第44号 さつま町消防本部消防救急デジタル無線設備整備工事請負契約の締結について」は可決されました。

△日程第8「推薦第1号 さつま町農業委員会委員の推薦について」

○議長（舟倉 武則議員）

次は、日程第8「推薦第1号 さつま町農業委員会委員の推薦について」を議題とします。

お諮りします。議会推薦の農業委員会委員については、竹之内祥子さん、川野多津子さん、深水美佐子さん、以上の3名を推薦したいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（舟倉 武則議員）

異議なしと認めます。よって、竹之内祥子さん、川野多津子さん、深水美佐子さん、以上の3名を農業委員会委員に推薦することに決定しました。

△日程第9「陳情第1号 さつま警察署平川駐在所存続に関する陳情書」

○議長（舟倉 武則議員）

次は、日程第9「陳情第1号 さつま警察署平川駐在所存続に関する陳情書」を議題とします。総務厚生常任委員長の審査報告を求めます。

〔新改 秀作議員登壇〕

○総務厚生常任委員長（新改 秀作議員）

陳情第1号の審査の過程及び結果について、当委員会に付託されました、「陳情第1号 さつま警察署平川駐在所存続に関する陳情書」について、審査の過程と結果について報告いたします。本陳情は、さつま町平川1084番地平川区館長天瀬万利氏、さつま町平川6378番地平川地区青パト隊隊長市来 勉氏、さつま町平川7611番地18平川小学校PTA会長岩元道秋氏の連名により平成26年1月28日に提出されたものであります。陳情の趣旨は、鹿児島県の警察署管内における、駐在所等の再編計画に伴い、さつま警察署平川駐在所の廃止が予定されているが、さつま町北部地域の住民の安心・安全な暮らしや、防犯のために必要である、平川駐在所の存続について関係機関に強く働きかけていただきたいというものであります。

審査にあたり、町当局から総務課の担当職員の出席を求め、説明を受けたところであります。

説明の中では、鹿児島県警は、平成23年2月に再編整備基本計画を策定。

翌年の平成24年2月に再編整備実施計画を決定して、再編整備事業を開始している。

これにより、夜間体制の強化、交番機能の強化、有事対応体制の強化を図ろうとするものである。

交番、駐在所等の見直しも行われ、本町では、佐志、平川、鶴田、永野の4駐在所が廃止される計画である。県警では、廃止となる地域で説明会を実施してきたが、特に平川地区では、2回の説明会を実施したとのことであります。質疑の中で、陳情書では、平川駐在所の廃止に伴い、犯罪抑止力が低下することを危惧しているが、再編によるメリットはなにか質しましたところ、今回の再編整備によって、昼夜間を問わないパトロールや職務質問の実施など、犯罪や交通事故の抑止対策を推進することが可能となる。パトカー1台運用から2台運用になり、即時対応や体制強化につながるものであるとの説明であります。

以上のようなことを踏まえ、審査した結果、再編される地域住民の不安は理解できるものの、再編整備実施計画はすでに決定事項として、県下全域を対象として、実施しているとのことであり採決の結果、全会一致で不採択とするものと決定した次第であります。

以上で報告を終わります。

〔新改 秀作議員降壇〕

○議長（舟倉 武則議員）

これから、委員長報告に対する質疑を行います。ただいまの総務厚生常任委員長の報告について、質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（舟倉 武則議員）

質疑なしと認めます。これで、質疑を終わります。これから、討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（舟倉 武則議員）

討論なしと認めます。これで、討論を終わります。

これから、陳情第1号を採決します。

お諮りします。本件に対する委員長の報告は不採択です。委員長の報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（舟倉 武則議員）

異議なしと認めます。よって、「陳情第1号 さつま警察署平川駐在所存続に関する陳情書」は、委員長報告のとおり不採択とすることに決定しました。

△日程第10「陳情第3号 少人数学級の推進などの定数改善と義務教育費国庫負担制度2分の1復元をはかるための、2015年度政府予算に係る意見書採択の要請について」

○議長（舟倉 武則議員）

次は、日程第10「陳情第3号 少人数学級の推進などの定数改善と義務教育費国庫負担制度2分の1復元をはかるための、2015年度政府予算に係る意見書採択の要請について」を議題とします。文教経済常任委員長の審査報告を求めます。

[米丸 文武議員登壇]

○文教経済常任委員長（米丸 文武議員）

当委員会に付託されました、「陳情第3号 少人数学級の推進などの定数改善と義務教育費国庫負担制度2分の1復元をはかるための、2015年度政府予算に係る意見書採択の要請について」に関する陳情について審査の過程と、結果について報告いたします。

本陳情は、さつま町中津川5366番地1鹿児島県教職員組合北薩支部、さつま地区協書記長武さとみ氏から提出され、平成26年5月29日に受理されたものであります。

陳情の趣旨は、日本はOECD諸国に比べ、1学級当たりの児童生徒数や教員一人当たりの児童生徒数が多くっており、一人一人の子供に丁寧な対応を行うためには1クラスの学級規模を引き下げる必要がある。

また、文部科学省が実施した調査でも、保護者の約6割が30人以下学級を望んでいる。

とくに、本件においては複式学級も多く、単式学級で学ぶ子供たちと比較したとき、教育の機会均等が保障されているとは言えず、複式学級の解消は極めて重要な課題である。

また、社会状況等の変化により学校は一人一人の子供に対する、きめ細かな対応が必要となってきたており、多くの課題が山積し深刻化してきているため、こうした解決に向けた、計画的な定数改善が必要である。

さらに、三位一体改革により義務教育費国庫負担制度の負担割合は2分の1から3分の1に引き下げられ、自治体財政を圧迫するとともに、非正規雇用者などの雇用者の増大などにみられるように、教育条件格差も生じている。

このような観点から少人数学級を推進し、OECD諸国並みの豊かな教育環境を整備するため、30人以下学級とすること。義務教育費国庫負担制度の負担割合を2分の1に復元することの、2項目について要請をする内容であります。

審査の結果、昨年9月に受理し、審査した陳情内容と趣旨が同一であり採択した経緯を踏まえ、採決の結果、委員全員の採択賛成により本陳情についてはその趣旨を良とし、採択すべきものと決定した次第であります。

以上で、報告を終わります。

[米丸 文武議員降壇]

○議長（舟倉 武則議員）

これから、委員長報告に対する質疑を行います。ただいまの文教経済常任委員長の報告について、質疑はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（舟倉 武則議員）

質疑なしと認めます。これで、質疑を終わります。
これから、討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（舟倉 武則議員）

討論なしと認めます。これで、討論を終わります。
これから、陳情第3号を採決します。

お諮りします。本件に対する委員長の報告は採択です。委員長の報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（舟倉 武則議員）

異議なしと認めます。よって、「陳情第3号 少人数学級の推進などの定数改善と義務教育費国庫負担制度2分の1復元をはかるための、2015年度政府予算に係る意見書採択の要請について」は委員長報告のとおり採択とすることに決定しました。

△日程第11「発委第2号 少人数学級の推進などの定数改善と義務教育費国庫負担制度2分の1復元をはかるための、2015年度政府予算に係る意見書（案）の提出について」

○議長（舟倉 武則議員）

次は、日程第11「発委第2号 少人数学級の推進などの定数改善と義務教育費国庫負担制度2分の1復元をはかるための、2015年度政府予算に係る意見書（案）の提出について」を議題とします。提出者の趣旨説明を求めます。

〔米丸 文武議員登壇〕

○文教経済常任委員長（米丸 文武議員）

ただいま議題となりました、「発委第2号 少人数学級の推進などの定数改善と義務教育費国庫負担制度2分の1復元をはかるための、2015年度政府予算に係る意見書（案）の提出について」、趣旨の説明を申し上げます。

意見書の内容につきましては、先に採択されました。「陳情第3号 少人数学級の推進などの定数改善と義務教育費国庫負担制度2分の1復元をはかるための、2015年度政府予算に係る意見書採択の要請について」の陳情と同趣旨であり、お手元に配布してあります意見書案のとおり、2項目に関する要請をするため、内閣総理大臣ほか関係大臣に対して意見書を提出しようとするものであります。議員各位の御賛同と御理解をいただきますよう、よろしくお願い申し上げます。
以上で、趣旨説明を終わります。

〔米丸 文武議員降壇〕

○議長（舟倉 武則議員）

これから、本案に対する質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（舟倉 武則議員）

質疑なしと認めます。これで、質疑を終わります。

お諮りします。本案は会議規則第39条第2項の規定によって、委員会付託を省略したいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（舟倉 武則議員）

異議なしと認めます。よって、本案は委員会付託を省略することに決定しました。
これから、討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（舟倉 武則議員）

討論なしと認めます。これで、討論を終わります。

これから、「発委第2号 少人数学級の推進などの定数改善と義務教育費国庫負担制度2分の1復元をはかるための、2015年度政府予算に係る意見書（案）の提出について」を採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（舟倉 武則議員）

異議なしと認めます。よって、「発委第2号 少人数学級の推進などの定数改善と義務教育費国庫負担制度2分の1復元をはかるための、2015年度政府予算に係る意見書（案）の提出について」は原案のとおり可決されました。

△日程第12「報告第3号 平成25年度さつま町土地開発公社収入支出決算について」、日程第13「報告第4号 平成26年度さつま町土地開発公社事業変更計画及び事業会計補正予算（第1号）について」

○議長（舟倉 武則議員）

次は、日程第12「報告第3号 平成25年度さつま町土地開発公社収入支出決算について」及び日程第13「報告第4号 平成26年度さつま町土地開発公社事業変更計画及び事業会計補正予算（第1号）について」の報告2件を議題とします。

報告の内容については、説明済みであります。何かお聞きしたいことはありませんか。
ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（舟倉 武則議員）

これで、報告を終わります。

△日程第14「議員派遣の件」

○議長（舟倉 武則議員）

次は、日程第14「議員派遣の件」を議題とします。

お諮りします。会議規則第129条の規定により別紙のとおり、次期定例会までの期間に開催される研修会について、議員を派遣したいと思います。

御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（舟倉 武則議員）

異議なしと認めます。よって、別紙のとおり議員を派遣することに決定しました。

△日程第15「閉会中の継続審査・調査について」

○議長（舟倉 武則議員）

次は、日程第15「閉会中の継続審査・調査について」を議題とします。各常任委員会及び議会運営委員会ならびに各特別委員会の各委員長から会議規則第75条の規定によって、お手元にお配りしました各事項について、閉会中の継続審査・調査の申し出があります。

お諮りします。各委員長からの申し出のとおり、閉会中の継続審査・調査とすることに、御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（舟倉 武則議員）

異議なしと認めます。よって、各委員長からの申し出のとおり、閉会中の継続審査・調査とすることに決定しました。

△閉 会

○議長（舟倉 武則議員）

以上で、本日の日程は全部終了しました。これをもって、会議を閉じ、平成26年第2回さつま町議会定例会を閉会します。

△閉会時刻 午前10時40分

地方自治法第123条第2項の規定により署名する。

平成 年 月 日

さつま町議会議長 舟 倉 武 則

さつま町議会議員 木 下 敬 子

さつま町議会議員 宮之脇 尚 美

